



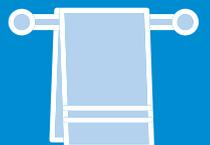
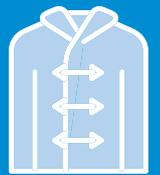
家庭用品品質表示法 ガイドブック

繊維製品

合成樹脂
加工品

電気機械
器具

雑貨
工業品



はじめに

本書は、家庭用品品質表示法で定めた
「品質表示の在り方」を示し、適正な表示の方法、
あるいはその制度に対する理解を深めていただくことを目的
として、編集したものです。

家庭用品品質表示法の対象範囲

- 法第二条では、「**家庭用品**」の範囲を次のように掲げている。
(定義)

第二条 この法律で「**家庭用品**」とは、次に掲げる商品をいう。

- 一 一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであって政令で定めるもの
 - 二 前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであって政令で定めるもの
- 2 この法律で「**製造業者**」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「**販売業者**」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「**表示業者**」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項の規定により告示された同条第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。

- 本法の対象となる家庭用品は、通常生活の用に供する商品で、品質に関する表示が十分でないために、消費者の利益が害されており、又は将来害されることが予想される商品であって、消費者の保護を図る必要性の強いもののうち、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の4部門の政令又は府令で指定された商品を指している（医薬品は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律により、食料品は食品表示法により、それぞれ表示の適正化が図られているので、本法より除かれている）。

「**繊維製品**」には、糸、織物、ニット生地等の一次製品及び上衣、スポン等の二次製品が含まれるが、綿、毛、ナイロン等の繊維そのものは含まれない。

「**合成樹脂加工品**」は、合成樹脂成型成形加工品を指している。

「**電気機械器具**」には、照明器具、熱器具、映像機器、電動機器等あらゆる家庭電気機械器具が含まれる。

「**雑貨工業品**」は、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具以外の家庭用品という意味に解され、たとえば、魔法瓶、かばん、洋傘、合成洗剤、家具等が含まれる。

以上の4つの分類は、電気毛布や合成樹脂塗料のようになるときに相互に重複することもあるが、その商品を特にいずれかの分類に厳密に区別する実益に乏しいので、いずれかの概念に該当していれば本法の対象となる。

家庭用品品質表示法の目的

- 法第一条では、「家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る」ことによって、「一般消費者の利益を保護すること」を目的としている。
- 近年、家庭用品の種類が多様化し、特に技術革新により合成繊維、合成樹脂等の新製品も増え複雑化している。そのため、一般消費者がこれを購入、使用する際にその品質が表示されていなければ、不利益な購入を余儀なくされたり不合理な使用を行わされたりするおそれが生じた。
これに対処するため、消費者教育を通じて一般消費者の商品に関する知識水準の向上を図るとともに、このように立法措置により表示を義務づける、表示内容の統一を図る等、表示の適正化を図ることにより、消費者を保護しようとするものである。

関係条文

●消費者基本法(昭和43年法律第78号) ●不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)

●購入に際し品質の識別が著しく困難な商品としては、

- 「外観だけでは品質識別の困難なもの」
- 「類似したものが多いため品質識別が困難なもの」
- 「品質を示す用語が混乱しているため品質識別が困難なもの」等がある。

●品質識別の必要性の高い商品としては、

- 「品質識別を誤ると経済的損失の大きいもの」
- 「品質識別を誤ると危険なもの」
- 「品質に応じた使用方法、保存方法等をとらないとそれ自体が毀損し、又は効用を発揮しないもの」
- 「品質に応じた使用方法、保存方法をとらないと他の商品を毀損するもの」
- 「品質に応じた使用方法をとらないと危険なもの」等があると考えられる。

●輸入品についても当然適用される。

特に輸入品については、表示が外国語で行われていること、その表示が不適正であった場合も表示者たる外国の業者の責任が追及し難いこと等の事情があるので、輸入業者が輸入品を国内向けに販売するに際しては、国産品と同様に適正に表示することが必要である。

●複合商品と組合せ商品については、

- 「**複合商品**」とは、商品の開発段階から複数の機能を一体的に設計したもので、機能ごとに商品を分離することが困難であるものをいう。複合商品の表示の在り方としては、「機能ごとに、それらが該当する品目についての表示を、それぞれ合わせて行う」のが原則である。
- 「**組合せ商品**」とは、石けんとタオル、シャツと革ベルト、合成樹脂製バケツ入り洗剤のようにそれぞれ独立した機能を有し、単品でも販売可能な商品を便宜的に複数組み合わせ販売するものをいう。組合せ商品の表示の在り方としては、それぞれ該当する品目ごとの品質表示規程に基づき表示を行うこととなる。

上記の「複合商品」や「組合せ商品」に該当する場合でも、付属品（それ自体は販売される商品の機能、特性に影響を与え商品価値を高めるものではなく、購入者の利便のために付けられたものであって、取り外しが可能なもの）は表示が省略できるが、それらを付属品としてではなく、単品として販売する場合は、該当する品目についての表示を行う必要がある。

繊維製品

品 目			表示事項			付記事項(※1)	ページ	
			繊維の組成	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性	表示者名 及び連絡先		
繊維の名称を示す用語							10	
繊維製品の表示について							11	
1	糸(※2)		○	—	—	○	15	
2	織物、ニット生地及びレース生地(上記1に掲げる糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限る)		○	—	—	○		
3 衣料品 等 (※3)	コート	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○(※5)	—	○(※6)	○	16	
		その他のもの	○(※5)	○	○(※6)	○		
	セーター		○	○	—	○	17	
	シャツ		○	○	—	○		
	ズボン		○	○	—	○		
	水着		○	—	—	○		
	ドレス及びホームドレス		○	○	—	○	18	
	ブラウス		○	○	—	○		
	スカート		○	○	—	○	19	
	事務服及び作業服		○	○	—	○		
	上衣		○(※5)	○	—	○	20	
	子供用オーバーオール及びロンパース		○	○	—	○		
	下着	繊維の種類が1種類のもの	なせん加工品	○	○	—	○	21
			その他のもの	○	—	—	○	
特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの		○	—	—	○			
その他のもの		○	○	—	○			
寝衣		○	○	—	○	22		
羽織及び着物	特定織物(※4)のみを表生地に使用した和装用のもの	○	—	—	○			
	その他のもの	○	○	—	○			
靴下		○	—	—	○	23		
手袋		○	—	—	○			

品 目		表示事項			付記事項(※1)	ページ
		繊維の組成	家庭洗濯等 取扱方法	はっ水性	表示者名 及び連絡先	
3 衣料品 等 (※3)	帯	○	—	—	○	24
	足袋	○	—	—	○	
	帽子	○	○	—	○	25
	ハンカチ	○	—	—	○	
	マフラー、スカーフ及びショール	○	○	—	○	26
	風呂敷	○	—	—	○	
	エプロン及びかっぽう着	○	○	—	○	27
	ネクタイ	○	—	—	○	
	羽織ひも及び帯締め	○	—	—	○	28
	床敷物	○	—	—	○	
	毛布	○	○	—	○	29
	膝掛け	○	○	—	○	
	上掛け	○	○	—	○	30
	布団カバー	○	○	—	○	
	敷布	○	○	—	○	31
	布団	○	—	—	○	
	カーテン	○	○	—	○	32
	テーブル掛け	○	—	—	○	
タオル及び手拭い	○	—	—	○	33	
ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	○	○	—	○		

※1.品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

※2.糸の全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る)、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。

※3.上記1に掲げる糸や上記2に掲げる織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品(電気加熱式のものを除く)に限る。

※4.「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50%以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

※5.詰物を使用しているものについては、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く)を表示する。

※6.「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示する必要はない。

合成樹脂加工品

品目	表示事項							付記事項(※) 表示者名及び 連絡先	ページ
	原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	寸法	容量	枚数	取扱い上の注意		
原料樹脂の種類と原料樹脂の種類を示す用語									35
1 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋		○	-	○	○	-	○	○	36
2 食卓用、 食卓用又は 台所用 の器具	ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等（台所用容器等）	○	○	○	-	○	-	○	37
	椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器（皿等）	○	○	-	-	-	-	○	38
	まな板	○	○	-	○	-	-	○	39
	製氷用器具	○	-	○	-	-	-	○	40
	その他のもの（食卓用の器具等）	○	○	-	-	-	-	-	○
3 盆		○	○	-	-	-	-	○	42
4 水筒		○	○	-	-	○	-	○	43
5 籠		○	-	-	-	-	-	○	44
6 たらい、 バケツ、 洗面器及び浴室用 の器具	たらい	○	-	-	-	○	-	○	45
	バケツ	○	-	○	-	○	-	○	
	洗面器	○	-	-	-	-	-	○	
	浴室用の器具	○	○ (浴槽蓋に限る)	-	○ (浴槽蓋に限る)	-	-	○	
7 湯たんぼ		○	○	-	-	○	-	○	47
8 可搬型便器及び便所用の器具		○	○	-	-	-	-	○	48

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

電気機械器具

品目	表示事項									付記事項(※)	ページ
	冷房能力	区分名	冷房消費電力	暖房能力	暖房消費電力	通年エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-		
1 エアコンディショナー	冷房能力	区分名	冷房消費電力	暖房能力	暖房消費電力	通年エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-	表示者名	50
2 テレビジョン受信機	年間消費電力量	区分名	受信機サイズ	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	51
3 電気パネルヒーター	放熱の方式	温度調節の方式	暖房能力	熱媒体の種類	使用上の注意	-	-	-	-	表示者名	52
4 電気毛布	種類	繊維の組成	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	53
5 ジャー炊飯器	最大炊飯容量	区分名	蒸発水量	年間消費電力量	1回当たりの炊飯時消費電力量	1時間当たりの保温時消費電力量	1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	1時間当たりの待機時消費電力量	使用上の注意	表示者名	54
6 電子レンジ	外形寸法	加熱室の有効寸法	区分名	電子レンジ機能の年間消費電力量	オープン機能の年間消費電力量	年間待機時消費電力量	年間消費電力量	使用上の注意	-	表示者名	55
7 電気コーヒー沸器	種類	保温装置の有無	最大使用水量	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	56
8 電気ポット	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	57
9 電気ホットプレート	プレート	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	58
10 電気ロースター	種類	焼き網の寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	59
11 電気冷蔵庫	定格内容積	消費電力量	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	60
12 換気扇	羽根の大きさ	風量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	61
13 電気洗濯機	標準使用水量	外形寸法	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	62
14 電気掃除機	吸込仕事率	質量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	63
15 電気かみそり	電源方式	充電時間	乾電池の種類及び数	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	64
16 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー	種類	定格容量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	65
17 卓上スタンド用蛍光灯器具	用途及び照度	蛍光ランプの形式	全光束	消費電力	エネルギー消費効率	使用上の注意	-	-	-	表示者名	66

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名の付記が必要である。

雑貨工業品

品目		表示事項								付記事項(※1)		ページ	
1	ティシュペーパー及びトイレットペーパー	寸法	枚数	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	68	
2	障子紙	製法	材料	寸法	枚数	-	-	-	-	表示者名	連絡先	69	
3	衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	品名	成分	液性	正味量	使用方法	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先	70	
4	塗料	品名	色名	成分	用途	正味量	塗り面積	使用方法	用具の手入れ方法	取扱い上の注意	表示者名	連絡先	71
5	サングラス	品名	レンズの材質	枠の材質	可視光線透過率	紫外線透過率	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先	72	
6	浄水器	材料の種類	ろ材の種類	ろ過流量	使用可能な最小動水圧	浄水能力	回収率	ろ材の取替時期の目安	使用上の注意	-	表示者名	連絡先	73
7	ショッピングカート	袋または籠の寸法	質量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	75	
8	食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	76	
9	ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用氷筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等(台所用容器等)	使用材料	耐熱温度	耐冷温度	容量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先	77	
	合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具(合成ゴム製器具)	使用材料	耐熱温度	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	78	
	まな板	使用材料	耐熱温度	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	79	
	製氷用器具	使用材料	耐冷温度	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	80	
	その他のもの(食事用の器具等)	使用材料	耐熱温度	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	81	
10	強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具(強化ガラス製器具)	品名	強化の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	82	
11	ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具(ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具)	品名	使用区分	耐熱温度差	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	83	
12	漆又はカンシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具	品名	表面塗装の種類	素地の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	84	
13	銅	表面加工	材料の種類	寸法	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	表示者名	連絡先	85	
14	湯沸かし	表面加工	材料の種類	満水容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	表示者名	連絡先	86	
15	魔法瓶	品名	実容量	保温効力	保冷効力	材料の種類	使用上の注意	-	-	表示者名	連絡先	87	

雑貨工業品

品目		表示事項										付記事項(※1)		ページ		
16	革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣	材料の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先	88
17	革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	材料の種類	寸法	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先	89
18	かばん	皮革の種類	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名(※2)	連絡先	90
19	洋傘	傘の生地 の組成	親骨の長さ	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	91
20	靴	甲皮として使用する材料	底材として使用する材料	底の耐油性	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	92
21	たんす	寸法	表面材	表面加工	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	93
22	机及びテーブル	外形寸法	甲板の表面材	表面加工	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	94
23	椅子、腰掛け及び座椅子	寸法	構造部材	表面加工	張り材	クッション材	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	96
24	スプリングマットレス	構造	寸法	材料	外装生地の組成	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	97
	ウレタンフォームマットレス	材料	構造	寸法	硬さ	復元率	外装生地の組成	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	98
25	歯ブラシ	柄の材質	毛の材質	毛の硬さ	耐熱温度	-	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	99
26	哺乳用具	品名	材料の種類	乳首の吸い穴の形状	瓶の容量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	100
27	合成洗剤	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	101
	洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗剤	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	103
	住宅用又は家具用の洗剤	品名	成分	液性	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	105
28	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤	クレンザー	品名	成分	液性	用途	正味量	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	106
	その他の磨き剤	品名	成分	用途	正味量	使用上の注意	-	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	107
29	接着剤	種類	成分	毒性	用途	正味量	取扱い上の注意	-	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	108
30	住宅用又は家具用のワックス	品名	成分	種類	用途	正味量	使用量の目安	使用上の注意	-	-	-	-	-	表示者名	連絡先	109

※1. 品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

※2. 「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣」及び「革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋」(いずれも、表面の面積のうち革の割合が100%の縫製品に限る)並びに「かばん」においては、あらかじめ経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号を用いて表示することで、表示者名及び連絡先に代えることができる。

- 巻末資料 →110 ページ
- 「家庭用品品質表示法」Q&A - よくある質問 - →112 ページ
- 「家庭用品品質表示法」条文 →114 ページ
- ホームページのご案内 →116 ページ
- 問い合わせ先 →117 ページ

繊維製品



糸	15	足袋	24
織物、ニット生地及びレース生地	15	帽子	25
コート	16	ハンカチ	25
セーター	16	マフラー、スカーフ及びショール	26
シャツ	17	風呂敷	26
スポン	17	エプロン及びかっぽう着	27
水着	18	ネクタイ	27
ドレス及びホームドレス	18	羽織ひも及び帯締め	28
ブラウス	19	床敷物	28
スカート	19	毛布	29
事務服及び作業服	20	膝掛け	29
上衣	20	上掛け	30
子供用オーバーオール及びロンパース	21	布団カバー	30
下着	21	敷布	31
寝衣	22	布団	31
羽織及び着物	22	カーテン	32
靴下	23	テーブル掛け	32
手袋	23	タオル及び手拭い	33
帯	24	ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	33



繊維の名称を示す用語

分類	繊維等の種類		指定用語 表示名	
植物繊維	綿	綿	綿	
		コットン	コットン	
		COTTON	COTTON	
	麻	亜麻	麻	麻
亜麻			亜麻	
上記以外の植物繊維	苧麻	リネン	リネン	
		麻	麻	
動物繊維	毛	羊毛	毛	
			羊毛	
			ウール	
			WOOL	
		モヘヤ	毛	
			モヘヤ	
		アルパカ	毛	
			アルパカ	
		らくだ	毛	
			らくだ	
		カシミヤ	毛	
			カシミヤ	
	アンゴラ	毛		
		アンゴラ		
	絹	その他のもの	毛	
「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)				
絹				
上記以外の動物繊維	その他のもの	「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)		
		絹		
		SILK		
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン	
		RAYON		
		ポリノジック		
	その他のもの	レーヨン		
	銅アンモニア繊維	RAYON		
上記以外の再生繊維	銅アンモニア繊維	キュプラ		
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92%以上が酢酸化されているもの	アセテート	
			ACETATE	
		トリアセテート		
	上記以外の半合成繊維	その他のもの	アセテート	
			ACETATE	
	合成繊維	ナイロン繊維		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)
				ナイロン
		ポリエステル系合成繊維		ナイロン
				NYLON
		ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
				POLYESTER
		ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
		ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
		ビニロン繊維		ビニロン
		ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
ポリ塩化ビニル系合成繊維			ポリ塩化ビニル	
ポリアクリルニトリル系合成繊維		アクリルニトリルの質量割合が85%以上のもの	アクリル	
上記以外の合成繊維	その他のもの	アクリル系		
		ポリプロピレン系合成繊維		
ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸		
アラミド繊維		アラミド		
無機繊維	上記以外の合成繊維		「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)	
			ガラス繊維	
			金属繊維	
			炭素繊維	
羽毛	上記以外の無機繊維		「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)	
			ダウン	
			フェザー	
分類外繊維	上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維		その他の羽毛	
			「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を付して付記したもの(ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る)	

備考

左欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

※ 複合繊維の名称を示す場合には、「複合繊維」の用語の後に一種類以上、三種類までのポリマーの名称を示す用語等(全てのポリマーの名称が前の表の右欄に掲げる指定用語(「上記以外の植物繊維」、「上記以外の動物繊維」、「上記以外の再生繊維」、「上記以外の半合成繊維」、「上記以外の合成繊維」、「上記以外の無機繊維」又は「上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」に該当する指定用語を除く。)に当たる場合はその指定用語を、それ以外の場合は複合繊維の名称を示す「商標」又は「指定用語及びポリマーの名称を示す用語」を表示する(繊維規程第6条第2項)。

混用率の表示

混用率の表示は大きく分けて次の2通りである。(繊維規格 第3条)

1) 全体表示

製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合を百分率(%)で表示する方法。

表示例

綿 100%	羊毛 50%
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	カシミヤ 50%
	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999
COTTON 50%	
ポリエステル 30%	
再生繊維(セルロース) 20%	
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	

2) 分離表示

製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維である全ての繊維

の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率(%)で示す数値を併記して表示する方法。

分け方に特に決まりはないが、分けた部分を分かりやすく書く必要がある(繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する)。

表示例

たて糸 綿 100%	地糸 ポリエステル 100%
よこ糸 レヨン 100%	柄糸 レヨン 100%
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999
本体 綿 50%	一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合
襟 麻 50%	身頃 綿 100%
衿 ポリエステル 100%	袖 牛革
〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999

革又は合成皮革の材料の種類を示す用語(※1)

材料の種類	材料の種類を示す用語 表示名	
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類に通称を示す用語
合成皮革(※2)	合成皮革	

※1 手袋の場合は、89ページ参照。

※2 合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

混用率の許容範囲

混用率を表示する際の許容範囲は次の通りである。(許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しよ

うとする混用率と、正確な混用率との誤差がどの程度まで許されるかということ)(繊維規格 第9条)

混用率の許容範囲

表示	許容範囲	特例
100%の場合	毛……-3%以内 毛以外……-1%以内	紡毛製品・空紡糸製品-5%以内(くず糸等を使用した紡毛製品又は空紡糸製品である旨を付記)
〇〇%以上の場合 〇〇%未満の場合	-0% +0%	
数値が5の整数倍の場合(100%を除く)	±5%以内	
上記以外の場合	±4%以内	毛又は羽毛の間(※) ±5%以内

※「毛又は羽毛の間」とは、繊維の名称を示す用語の繊維等の種類が毛である繊維(羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミヤ、アンゴラ、その他のもの)又は羽毛(ダウン、その他のもの)同士の混用品について示したものを。

特殊な表示

次の場合は、表示例のような特殊な表示をすることができる。(繊維規程 第5条)

1) 「○○%以上」、「○○%未満」の表示

組成繊維中、いずれか1種類の繊維の混用率が80%を超える繊維製品については、その繊維の名称を示す用語とその混用率を示す数値に「以上」と付記して併記し、その他の繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値に「未満」と付記したものを表示することができる。

表示例

綿	85%以上
レーヨン	} 15%未満
ナイロン	

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

麻	85%以上
ポリエステル	15%未満

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

2) 10%未満の繊維が2種類以上含まれる場合

組成繊維中、混用率が10%未満の繊維が2種類以上含まれている繊維製品については、それらの繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値を併記し、その他の繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値をそれぞれ併記して表示することができる。

表示例

綿	35%
毛	35%
レーヨン	} 30%
ナイロン	
キュプラ	
ビニロン	

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

表示例

キュプラ	} 80%
絹	
レーヨン	} 20%
再生繊維(セルロース)	

〇 ××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

3) 列記表示

次の製品については列記表示が認められている。

- デザインの複雑さ、その製品の特質などにより百分率(%)表示が困難な特定の繊維製品(ブラジャー、靴下、手袋等、指定されているもの。(34ページ参照)ただし、その組成繊維中における繊維が2種類以上のものに限る)
- 組成繊維中における繊維が4種類以上で、かつ、それぞれの繊維の混用率が5%以上である繊維製品。

列記表示の方法は次の通りである。

1. 組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法

表示例

綿
ナイロン
レーヨン

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

2. 組成繊維中の混用率の大きいものから少なくとも2つ以上の繊維の名称を示す用語を順次列記し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

表示例

羊毛
カシミア
その他

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

4) 裏生地の表示

裏生地を使用しているコート、ズボン、ドレス及びホームドレス、スカート、上衣並びに羽織及び着物について、その裏生地を分離し、その繊維の組成を表示する場合は、次の方法が認められている。

- 裏生地とは、表生地の裏側に表生地に対応させて、製品の裏面に現れる面に使用されている生地をいう（ズボンについては、膝及び身頃の裏生地に限り、ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5%を超えるものに限る）。

1. その組成繊維中の混用率の大きいものから順次、繊維の名称を示す用語を列記する方法
2. その組成繊維中における繊維が3種類以上のものは、混用率の最も大きい繊維の名称を示す用語を記載し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

表示例

表生地 綿 100%
裏生地 ナイロン
レーヨン
〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

表示例

表
羊毛 60%
アクリル 40%
裏
レーヨン
その他
〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

家庭洗濯等取扱方法

家庭洗濯等取扱方法の表示は、JIS L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）に規定する記号を用いて表示する。（繊維規程 第3条）

1) 記号

記号は次の5つの基本記号及び基本記号と組み合わせて用いる幾つかの付加記号で構成される。

- 〔1〕洗濯処理記号
- 〔2〕漂白処理記号
- 〔3〕乾燥処理記号（タンブル乾燥処理記号、自然乾燥処理記号）
- 〔4〕アイロン仕上げ処理記号
- 〔5〕商業クリーニング処理記号（ドライクリーニング処理記号、ウエットクリーニング処理記号）

2) 表示方法

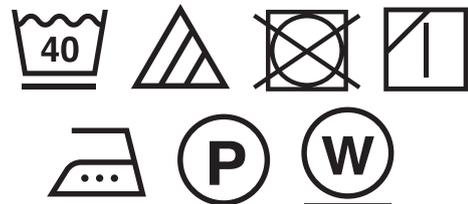
- 記号は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング、ウエットクリーニングの順に並べる。

なお、規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とする。

例1



例2



- 記号は、直接製品に記載するか、又はラベル（縫い付けラベルなど）に記載する。

また、ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければならない。

はっ水性

「はっ（撥）水性」とは、水をはじきやすい性質を示し、これらの性質を必要とするレインコートなどの繊維製品に表示することができる。（繊維規程第2条、3条、8条、10条）

表示方法

繊維製品の表生地については JIS L1092（繊維製品の防水性試験方法）の中で規定する処理を行った上で、同規格に規定する試験を行い、規定する水準以上のはっ水度を有するときに「はっ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」の用語を用いて表示することができる。（洗濯により「はっ水（撥水）」効果が失われる製品

については、その旨を付記する場合に限り「はっ水（撥水）」の表示ができる）

規定によるはっ水の表示がなされていない場合は、はっ水性を表す用語及びレインコート等、はっ水性を必要とする繊維製品である旨の用語を用いることはできない。

はっ水 (水をはじきやすい) 〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999	撥水 (水をはじきやすい) 水洗い後は撥水効果が なくなります。 〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999
-------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

表示者名及び連絡先

表示には、表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記（表示事項に近接して記載）することが必要である。また、品質表示の内容（繊維の組成、家庭洗濯等取扱方法、はっ水性）を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等を

付記することが必要である。（繊維規程 第3条）

表示例

縫い付けラベルのみで表示が行われている場合



表示例

縫い付けラベルと下げ札とで表示が行われている場合

(下げ札)



+

(縫い付けラベル)



表示方法

品質表示は、下げ札でも貼り札でもよいが、見やすい箇所に分かりやすく表示すること。

特に家庭洗濯等取扱方法については、容易に取れない方法で繊維製品に取り付けることになっており、縫い付ける方法が一般的である（ただし、製品が包

装されていて縫い付けの各種表示が容易に見えない場合は、縫い付け表示の他に包装又は包装から見える場所に表示してあることが望ましい）。（繊維規程 第3条）



繊維製品

糸

織物、ニット生地
及びレース生地

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

糸

定義

- 糸の全部又は一部が綿、麻(亜麻及び苧麻に限る)、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるもの。
- 織糸、ニット糸、手縫い糸(かせ糸)、カタン糸(ミシン糸)、仕付け糸等の縫い糸、手編み糸、レース、紵刺し糸等全てを含む。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

織物、ニット生地及びレース生地

定義 糸の定義で掲げた糸を製品の全部又は一部に使用して製造した織物、ニット生地及びレース生地。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

コート

セーター

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

コート

定義

外衣の上に着用するコート類の総称。オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコートを指す。その他のコートには、マント、和服用コート、アノラックコート等が含まれる。羽織は含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)
- 詰物を使用している場合、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く)を表示する。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 はっ水性

- レインコートや晴雨兼用コート等は、はっ水性を必要とするものの場合、「はっ水(水をはじきやすい)」又は「撥水(水をはじきやすい)」の表示を行うこと。(14ページ参照)
- 「はっ水性」の表示は、レインコート等ははっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示例

レインコート
(下げ札)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

+

はっ水
(水をはじきやすい)

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

(縫い付けラベル)

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999



繊維製品

セーター

定義

広義におけるセーター類であり、狭義におけるセーター(ブルオーバー:前開きをつけないでかぶって着る上衣)、ベスト、カーディガン(前開きのニット製の上衣で背丈がボレロより長いもの)、ボレロ(背丈がウエストまでのもの)等が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

シャツ

ズボン

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

シャツ

定義 上衣・中衣の総称。ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、アロハシャツ、アウターシャツ、カッターシャツ、Tシャツ(組成繊維中における繊維の種類が2つ以上のもの又はなせん加工をしたものに限る)、半袖シャツ等が含まれる。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ズボン

定義 上衣に対するものであって、政令及び府令で指定された衣料品を除く、下衣(股下から両足に分かれるものに限る)の総称であり、製品単独で外着するものを指し、腰の部分を隠して見せないように着用することが前提の製品を除く。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

水着

定義

男性用及び女性用の水着をいう。あくまでも水に入る際に着用しているもの。パレオは水に入る際に使用しないので含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

ドレス及びホームドレス

定義

上下に分かれない外衣(主として女性用のもので、通常ワンピースという。上下に分かれるものはそれぞれ上衣またはブラウス、スカートに分類される)の総称。イブニングドレス、アフタヌーンドレス、チャイナドレス等も含まれる。ドレスは外出着、ホームドレスは家庭内着をいう。ただし、和服類は含まない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ブラウス

スカート

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

ブラウス

定義 主として女性用の上衣・中衣である。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

スカート

定義 スポン以外の下衣の総称。ジャンパースカート(ジャンパードレスともいう)、キュロットスカート、タイトスカート、巻きスカート等が含まれている。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

事務服及び作業服

上衣

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

事務服及び作業服

定義 事務用又は作業用衣料品とされているもののうち、一般消費者が通常の生活の用に供する(炊事用の白衣、ガーデニング用の作業用オーバーオール等)可能性があるもの。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

上衣

定義 上、下に分かれた外衣(衣服)のうち、政令及び府令で指定された衣料品を除く、上半身に着用するものの総称である。背広上衣、ジャケット等のほか、ジャンパー、背広チョッキ、トレーニングウェア上衣、学生服上衣等が含まれている。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(88ページ参照)
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ参照)
- 詰物を使用している場合、表生地、裏生地及び詰物(ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く)を表示する。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示例

詰物に羽毛及びポリエステルを使用している上衣
(下げ札) (縫い付けラベル)

表地	ナイロン	100%
裏地	ポリエステル	100%
詰物	ダウン	40%
	フェザー	35%
	ポリエステル	25%

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999



繊維製品

子供用オーバーオール及びロンパース

定義 オーバーオール、ロンパース等の子供用遊び着をいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

下着

定義 肌着類の総称。Tシャツ(組成繊維中における繊維の種類が1つのものに限る)、ランニングシャツ、襦袢、ステテコ、もも引、パンツ、パンティ、ショーツ、腰巻、スリッパ、ベチコート、ファンデーションガーマント(ブラジャー、コルセット、ボディスーツ等の補整着)等あらゆる下着が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- ただし、組成繊維中における繊維の種類が1のもの(なせん加工を施したものを除く)及び特定織物のみを表生地に使用して製造し又は加工した和服用のものを除く。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
- *ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーマント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着に限る。

繊維製品
子供用
オーバーオール等
下着
合成樹脂加工品
電気機械器具
雑貨工業品



繊維製品

寝衣

羽織及び着物

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

寝衣

定義

和洋型を問わず全ての寝室着が含まれる。寝巻、パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン、バスローブ等。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

羽織及び着物

定義

羽織には、袷、単羽織のほか茶羽織等が含まれ、着物には浴衣、振り袖、留め袖等、コート類を除く全ての和服用外衣が含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 裏生地を使用している場合、表生地及び裏生地を表示する。(13ページ)



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

靴下

手袋

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

靴下

定義 男性用、女性用、大人用、子供用又は長さのいかんを問わずその全部又は一部が足部、脚部を覆う製品の総称であり、スカートやズボン等の下に着用するものについては、製品単独で外着するのではなく腰の部分を隠して見せないように着用することが前提の製品を指す。スポーツソックス、フットカバー、レッグウォーマー、ストッキング(和装用、運動用を含む)、タイツ、靴下足袋(足袋と靴下を併合したもの)、軍足、ニット編みルームシューズ(底部の全部又は一部に合成樹脂等繊維以外のものを使用している製品を除く)の他インナーウェアとして使用されるスパッツ、レギンス等。サポーターは対象外。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

手袋

定義 ニット製、布帛製、指の有無及び長短を問わず全ての手袋をいう。作業手袋(ゴム製のもの除かれるが、指先等特定箇所だけにゴム加工したものは含まれる)、防寒用手袋、装飾用手袋等を含む。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。
- 繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示する。(89ページ参照)

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照

参 考

- 雑貨工業品品質表示規程



繊維製品

帯

定義

角帯、折帯、兵古帯、腹合わせ帯、丸帯、ひとえ帯、袋帯等、各種帯の総称。軽装用に用いる結びの部分とその他の部分が分離している改良帯も含まれる。帯締め、帯あげ、腰ひも、伊達締めは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
*帯の刺しゅう部分に限る。



繊維製品

足袋

定義

お座敷足袋又は岡足袋と称される足袋をいう。地下足袋(ゴム底裏のもの、帆布底裏のもの)や運動足袋は含まないが、ニット足袋、足袋カバー等は含まれる。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

帽子

ハンカチ

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

帽子

定義

- 家庭用品品質表示法施行令で定める糸を表生地(帽子の頭、つば、ひさし、つば裏及びひさし裏)の全部又は一部に使用して製造したもの。
- 日常的に使用される通園通学帽子、運動帽子、スポーツ・レジャー用帽子(野球帽子、テニス帽子、ゴルフ帽子、水泳帽子等)、防暑防寒帽子、タウンハットその他これらに類する帽子をいう。一般消費者が通常生活の用に供する可能性がある状態で販売されるものであれば対象となり、特に装飾性の高い帽子、業務用として用いられる帽子、サンバイザー(業務用として用いられないものも含む)、麦わら等の天然草木、皮革、合成皮革及びフェルト製の帽子並びにゴム製の水泳帽子は対象外。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- なお、ラベルを縫い付けるなどJIS L0001の4・1 d)に規定する取付方法により損壊のおそれがある帽子及び両面使用の帽子にあっては、縫い付けによらず、貼付け又は下げ札によることができる。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

ハンカチ

定義 主として手拭きに用いる小形の布をいう。普通に使われている綿・麻布製ハンカチのほか、タオルハンカチ、ガーゼハンカチ、バンダナ等が含まれている。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

マフラー、スカーフ
及びショール

風呂敷

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

マフラー、スカーフ及びショール

定義

いわゆる首巻き(襟巻き)、肩掛けの総称で、ストール、ネックチーフ等も含まれる。なお、スカーフは主として装飾に用いるものをいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。
- なお、ラベルを縫い付けるなどJIS L0001の4・1 d)に規定する取付方法により損壊のおそれがある製品にあっては、縫い付けによらず、貼付け又は下げ札によることができる。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

風呂敷

定義

物を包む方形の布の総称であり、方形の弁当包みを含む。風呂敷の一部分を縫い合わせた手提げ袋、物を被うときに使用する油単、茶道で用いるふくさ、掛けふくさ等は含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

エプロン、
かっぽう着

ネクタイ

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

エプロン、かっぽう着

定義 炊事用衣料品の総称。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ネクタイ

定義 男性用及び女性用のネクタイの総称をいう。クラバットと称する通常のネクタイ、蝶ネクタイ、アスコットタイ、セーラー服のネクタイなどが含まれる。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

羽織ひも及び帯締め

定義

羽織ひもとは、羽織の胸の部分の「ち」と称される小さな輪に通して左右を結び合わせる一対のひもである。帯締めとは、結んだ女帯が解けないようにその上にしめる細いひもである。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



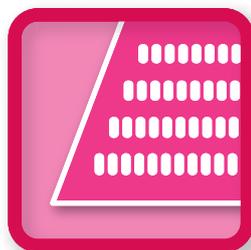
2 表示者名等の付記

- 表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記する。



特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照



繊維製品

床敷物

定義

パイルのある繊維製床敷物であって、糸や繊維により基部に厚みをもって形成された繊維表面を持つ床材をいう。ここでいうパイルとは、糸や繊維で構成された床敷物の一部分であり、カットとループがあり基部から突き出して使用面としての働きを持つもの。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

毛布

膝掛け

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

毛布

定義 毛製毛布に限らず合成繊維製毛布、綿製毛布等のあらゆる繊維製の毛布であり、掛毛布、敷毛布、ベッド毛布等がある。膝掛け毛布(“膝掛け”に該当)、角巻等は含まれない。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

膝掛け

定義 防寒を目的とするもののほか、膝に掛けて汚れ防止又は膝を隔す等に使用されるものである。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

上掛け

定義 就寝の際に掛け布団の代わりに、又は掛け布団の下に被る夜具で、タオル製のもの。通称タオルケットと呼ばれているものである。こたつ掛けは含まれない。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ふとん
布団カバー

定義 布団カバー類(全体を包み込むようにした袋状のもの)をいう。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

敷布

布団

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

敷布

定義 敷布団又はマットレスの覆い布の総称であって、両端又は周囲等に縫製等の加工がなされている製品をいう。単に原反を敷布大に裁断したままのものは敷布ではなく生地類に含まれる。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 家庭洗濯等取扱い方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

布団

定義 掛け布団、肌布団、敷布団、ベッドパッド、こたつ掛け布団、座布団及びかいまきをいう。いずれも中に綿、羊毛、羽毛等の繊維が詰められていることが必要。

1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。

2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

特殊な表示方法

- 列記表示 >>> 12ページ、34ページ参照
*布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地に限る。

表示例

布団側	表地	ナイロン 100%
	裏地	キュプラ 100%
詰物		綿 100%
○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999		



繊維製品

カーテン

定義

生地類を縫製等の加工により直ちにカーテンとして使用可能な状態にしたものをいい、金具がついていることを要しない。カーテン用生地として販売される場合は織物として取り扱われる。ロールスクリーン及びロールブラインドは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

テーブル掛け

定義

テーブル(食卓、会議卓、講壇等)をすっぽり覆う目的で作られた布のことをいう。テーブルの中心にだけ置くテーブルマットは含まれない。こたつ掛けも該当しない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

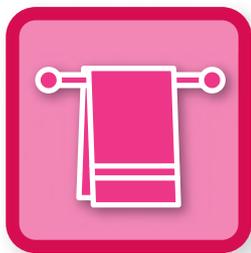
タオル及び手拭い

ベッドスプレッド、毛布カバー等

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品



繊維製品

タオル及び手拭い

定義

必ずそれぞれ1枚に裁断し、染色、縫製等の加工がなされているものをいう。種類は、浴用タオル、湯上がりタオル、手拭いタオル等がある。ディッシュタオル等パイルのないものは含まれない。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



繊維製品

ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー

定義

主として、寝具に関係があるカバー類(全体を包み込むようにした袋状のもの。布団カバー類を除く)をいう。



1 繊維の組成

- 組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の混用率を%で示す数値を併記して表示する。
- 繊維の名称を示す用語は10ページの表に掲げた指定用語を使用しなければならない。
- ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語に、それぞれの繊維の当該部分の組成繊維全体に対する混用率を%で示す数値を併記して表示することができる。



2 家庭洗濯等取扱方法

- 家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法の表示については、取扱表示を用いて、JIS L0001の4・1及び4・4の規定に準じて表示する。
- この場合においては、JIS L0001の附属書Aの表A・2から表A・8まで掲げる試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択する。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

列記表示可能な繊維製品 (繊維製品品質表示規程 第5条3項関係)

●別表第4(第5条関係)

1. レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等(手工レース製品を含む。)のレース生地を使用した部分
2. 水着
3. ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーマント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着
4. 靴下
5. 手袋
6. 帽子
7. 羽織ひも及び帯締め
8. 布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地
9. 和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「和紡糸等生地」という。)並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
- 9-2. くず糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
10. ネップヤーン、スラブヤーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「変わり糸生地」という。)並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
11. 起毛された織物及びニット生地(以下この号及び第17号において「起毛生地等」という。)並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
12. 植毛された織物及びニット生地(以下この号及び第17号において「植毛加工生地等」という。)並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
13. 組成繊維の一部が麻である糸(麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。)及びこれを使用して製造した生地(以下この号及び第17号において「麻混用生地」という。)並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
14. オパール加工を施した生地(以下この号及び第17号において「オパール加工生地」という。)及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
15. コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地(合成皮革を除く。)、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地(以下この号及び第17号において「コーティング等樹脂加工生地」という。)及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
16. 組織により紋様を表した織物又はニット生地(地組織を有するものに限る。以下この号及び次号において「紋様生地」という。)及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
17. 和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分
18. 帯の刺しゅうの部分
19. 前各号に掲げるもののほか、組成繊維中における繊維の種類が4以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が5%以上である繊維製品

繊維製品

列記表示可能な繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

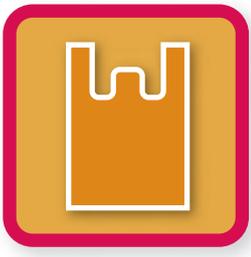
合成樹脂加工品



ポリエチレンフィルム製 又はポリプロピレンフィルム製の袋	36
食事用、食卓用又は台所用の器具： 台所用容器等	37
食事用、食卓用又は台所用の器具：皿等	38
食事用、食卓用又は台所用の器具：まな板	39
食事用、食卓用又は台所用の器具： 製氷用器具	40
食事用、食卓用又は台所用の器具： 食事用の器具等	41
盆	42
水筒	43
籠	44
たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	45
湯たんぼ	47
可搬型便器及び便所用の器具	48

原料樹脂の種類と原料樹脂の種類を示す用語(合成樹脂加工品品質表示規程 第2条第1項)

原料樹脂の種類	原料樹脂の種類を示す用語 表示名
エチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリエチレン
プロピレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリプロピレン
塩化ビニルを主成分として重合した合成樹脂	塩化ビニル樹脂
フェノール類とホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	フェノール樹脂
ユリアとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	ユリア樹脂
メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂	メラミン樹脂
多価アルコール類と不飽和多塩基酸類との縮合物を主成分とする合成樹脂	不飽和ポリエステル樹脂
スチレンを主成分として重合した合成樹脂	ポリスチレン
スチレンとアクリロニトリルを主成分として共重合した合成樹脂	AS樹脂
スチレンとアクリロニトリルとブタジエンを主成分として共重合した合成樹脂	ABS樹脂
メタクリル酸メチルを主成分として重合した合成樹脂	メタクリル樹脂
ビスフェノール類とホスゲンとを縮合した合成樹脂	ポリカーボネート
主鎖にエーテル結合をもつ合成樹脂	ポリアセタール
主鎖にアミド結合をもつ合成樹脂	ポリアミド
	ナイロン
脂肪族ジアミン又はグリコール類とジイソシアネート類の重付加物を主成分とする合成樹脂	ポリウレタン
エチレングリコールとテレフタル酸又はテレフタル酸ジメチルを主体として縮合し、重合した合成樹脂	ポリエチレンテレフタレート
	PET
塩化ビニリデンを主成分として重合した合成樹脂	ポリ塩化ビニリデン
ブタジエンを主成分として重合した合成樹脂	ポリブタジエン
エチレンと酢酸ビニルを主成分として共重合した合成樹脂	EVA樹脂
メチルペンテンを主成分として重合した合成樹脂	ポリメチルペンテン
メタクリル酸メチルとスチレンを主成分として共重合した合成樹脂	メタクリルスチレン
前各項上欄に掲げる原料樹脂以外の原料樹脂	原料樹脂の種類の通称を示す用語



合成樹脂加工品

ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋

定義

- 食品等を包んだり、ごみを収容する袋をいう。
- フィルムの厚さが0.05mm以下で、かつ、個装の単位が100枚未満のものに限る。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。

2 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を-10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度 = 前号の試験により機能の異常または著しい変形が生じた温度+10℃

3 寸法

- 縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さを、いずれを指すかを分かりやすく示して表示することとし、縦及び横の長さについてはその製品の外形寸法を、フィルムの厚さについてはJIS Z1702(包装用ポリエチレンフィルム)の7・3に規定する測定方法により測定した寸法をそれぞれミリメートル単位で表示する(許容範囲は、縦の長さは表示値の+4%以内、-0%とし、横の長さ及びフィルムの厚さにあっては、合成樹脂加工品品質表示規程第2条6(1)の表1及び表2*による)。

4 枚数

- その製品の枚数を表示する(許容範囲は、表示値の-0)。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
1)火のそばに置かない旨。
2)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
*ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

参 考

●JIS Z1702(包装用ポリエチレンフィルム)

*ホームページの合成樹脂加工品品質表示規程よりご確認ください(116ページ参照)。

表示例

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30℃
寸 法	縦 500mm
	横 400mm
	厚さ 0.03mm
枚 数	50枚
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

合成樹脂加工品

食卓用、食卓用又は台所用の器具：台所用容器等



定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等(椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く)。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。
- 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した食卓用、食卓用又は台所用の器具にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を－10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。 なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度＋10℃

4 容量

- 容量が1ℓ以上の場合にあってはリットル単位で、1ℓ未満の場合はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-4%以内。冷蔵庫用水筒の場合、許容範囲は、表示値の±5%以内)。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限り)。
 - 3)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。
 - 4)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限り)。
 - 5)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。

なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂	スチロール樹脂
耐熱温度	80℃
耐冷温度	－20℃
容量	300ml
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがあります。 ○電子レンジでは使用できません。
	〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999

※スチロール樹脂を使用しており、冷凍庫用に耐冷設計されており、保冷剤を使用していない場合



合成樹脂加工品

食卓用、食卓用又は台所用の器具：皿等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- 椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。
- 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した食卓用、食卓用又は台所用の器具にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
- 1)火のそばに置かない旨。
- 2)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限り)。
- 3)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。
- 4)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限り)。
- 5)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂 ポリプロピレン
耐熱温度 120℃
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○電子レンジでは使用できません。

○×株式会社
東京都千代田区○町×番地
TEL 03-9999-9999

※スチロール樹脂を使用しておらず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)

食卓用、食卓用又は台所用の器具：まな板

定義 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。



1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。
- 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した食卓用、食卓用又は台所用の器具にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 寸法

- まな板の本体を収容することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5mm以内)。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)熱い鍋等を載せない旨。
 - 3)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限り)。
 - 4)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂 ポリエチレン
 耐熱温度 90℃
 寸法 縦400mm、横300mm、厚さ25mm
 取扱い上の注意
 ○火のそばに置かないでください。
 ○熱い鍋等を載せないでください。

○○×株式会社
 東京都千代田区○○町×番地
 TEL 03-9999-9999

※スチロール樹脂を使用しておらず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)



合成樹脂加工品

食卓用、食卓用又は台所用の器具：製氷用器具

定義 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。
- 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した食卓用、食卓用又は台所用の器具にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示する。

2 耐冷温度

●次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常または著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を-10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。 なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度 = 前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度 + 10℃

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限る)。

4 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-20℃
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。
○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	

※スチロール樹脂を使用しておらず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

●JIS S2029(プラスチック製食器類)



合成樹脂加工品



食卓用、食卓用又は台所用の器具：食事用の器具等

定義 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。

繊維製品



1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。
- 使用温度では加硫ゴムと同様の性質を持つが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンドからなる熱可塑性エラストマーを使用した食卓用、食卓用又は台所用の器具にあっては、原料樹脂の種類を示す用語の次に「熱可塑性エラストマー」と表示する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。

表示例

原料樹脂 ポリプロピレン
耐熱温度 120℃

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)

電気機械器具

雑貨工業品



合成樹脂加工品

盆

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- 食事盆、名刺受け等の盆、茶盆(茶たくを含む)等。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度 = 前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度 - 10℃

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
- 1)火のそばに置かない旨。
- 2)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限る)。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂 ポリエチレン

耐熱温度 110℃

取扱い上の注意

○火のそばに置かないでください。

○○××株式会社
東京都千代田区○○町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)

水筒

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- 飲料水などを入れて持ち歩くための容器。ウレタンフォーム等の断熱材で被包したもの(保温水筒と呼ばれているものを除く)。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度=前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度-10℃

3 容量

- 容量が1ℓ以上の場合にあってはリットル単位で、1ℓ未満の場合はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5%以内)。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1) 火のそばに置かない旨。
 - 2) レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限り)。
 - 3) 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。
 - 4) 冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限り)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂	本体	ポリエチレン
	蓋	ポリプロピレン
耐熱温度	本体	110℃
	蓋	120℃
容量	500mℓ	
取扱い上の注意	○火のそばに置かない旨 ○冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨	
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	



合成樹脂加工品

かご 籠

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- 衣類籠、屑籠、野菜籠、洗濯籠等。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。

2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)レモン等かんぎつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限る)。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂 ポリプロピレン

取扱い上の注意

○火のそばに置かないでください。

○……

○○××株式会社
東京都千代田区○○町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)



たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- たらい(ベビーバス)、洗面器(湯おけ)、浴槽蓋、浴室用の器具(湯かき棒、浴室用腰掛け、石けん置台、石けん箱、バスマット、片手おけ、すのこ等)をいう。

1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等を積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。

2 耐熱温度 (浴槽蓋に限る)

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度 = 前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度 - 10℃

3 耐冷温度 (バケツに限る)

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成樹脂加工品を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を-10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあつては、常温の水を容器の約80%入れておく)。 なお、低温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度 = 前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度 + 10℃

4 寸法 (浴槽蓋に限る)

- 本体を収容することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その幅及び長さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、幅は±5mm以内、長さは±10mm以内)。
- 折り畳み蓋の場合、幅は心材の長さ、長さは心材端部間の長さを表示する。

5 容量 (たらい及びバケツに限る)

- 容量が1ℓ以上の場合にあつてはリットル単位で、1ℓ未満の場合はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-4%以内)。

6 取扱い上の注意

- 次の掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1) 火のそばに置かない旨。
 - 2) レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限る)。
 - 3) 手をついたり、乗ったりしない旨(浴槽蓋に限る)。

7 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。

なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

たらい

洗面器、浴室用器具
(浴槽蓋を除く)

原料樹脂 ポリエチレン
塩化ビニル樹脂
容 量 20ℓ
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○……
○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL 03-9999-9999

原料樹脂 ポリプロピレン
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○……
○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL 03-9999-9999

バケツ

浴槽蓋

原料樹脂 ポリエチレン
耐熱温度 90℃
寸 法 幅800mm×長さ1000mm
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○手をついたり、乗ったりしないで
ください。
○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL 03-9999-9999

原料樹脂 ポリエチレン
耐冷温度 -30℃
容 量 10ℓ
取扱い上の注意
○火のそばに置かないでください。
○……
○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

●JIS S2029(プラスチック製食器類)



湯たんぽ

定義 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。



1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度=前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度-10℃



3 容量

- 容量が1ℓ以上の場合にはリットル単位で、1ℓ未満の場合はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-4%以内)。



4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)湯を満杯にして使用する旨(ただし、軟質の樹脂製のものは、「湯は3分の2程度にとどめ、空気を抜いて使用すること」等材料に応じて適切な表示を行うこと)。
 - 3)長時間にわたり身体に密着して使用しない旨。



5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂	本体	塩化ビニル樹脂
	キャップ	ABS樹脂
耐熱温度	本体	80℃
	キャップ	70℃
容量	900ml	
取扱い上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ○火のそばに置かないでください。 ○湯は約3分の2程度に留め、空気を抜いて使用すること。 ○長時間にわたり身体に密着して使用しないでください。 	
	<p>〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999</p>	



合成樹脂加工品

可搬型便器及び便所用の器具

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成樹脂製のもの。
- 簡易便器、携帯便器、おまる、尿瓶、汚物入れ、トイレカバー、清掃用具入れ等のもの(固定式のものを除く)。



1 原料として使用する合成樹脂の種類

- 35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料樹脂を混合して使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次原料樹脂の種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとの原料樹脂の種類を示す用語を用いて表示する。
- 樹脂と布等とを積層して成形した製品については、原料樹脂の種類を示す用語の次に括弧書きで積層加工である旨付記する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、原料樹脂の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成樹脂加工品については、当該合成樹脂加工品の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - 1)火のそばに置かない旨。
 - 2)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(スチロール樹脂製のものに限り)。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満の場合であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

原料樹脂	ポリエチレン
耐熱温度	110℃
取扱い上の注意	○火のそばに置かないでください。 ○……
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

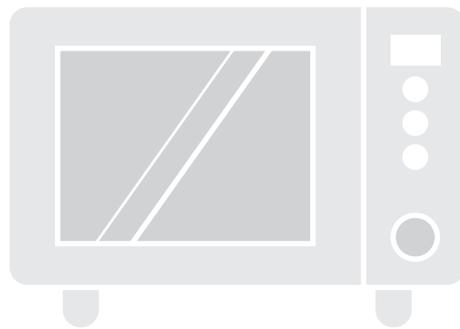
参 考

- JIS S2029(プラスチック製食器類)

電気機械器具



エアコンディショナー	50
テレビジョン受信機	51
電気パネルヒーター	52
電気毛布	53
ジャー炊飯器	54
電子レンジ	55
電気コーヒー沸器	56
電気ポット	57
電気ホットプレート	58
電気ロースター	59
電気冷蔵庫	60
換気扇	61
電気洗濯機	62
電気掃除機	63
電気かみそり	64
電気ジューサーミキサー、電気ジューサー 及び電気ミキサー	65
卓上スタンド用蛍光灯器具	66





エアコンディショナー

定義

電動機の定格消費電力の合計が3kW以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が5kW以下のものに限り、電気冷風機及び電熱素子を使用するものを除く。



1 冷房能力又は暖房能力

●エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(100V又は200Vの電圧をいう。以下同じ)におけるJIS B8615-1(エアコンディショナー第1部:直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ-定格性能及び運転性能試験法)及びJIS C9612(ルームエアコンディショナ)の8・1(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワット単位で表示する(許容範囲は、表示値の-3%以内)。

●電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の許容範囲は、表示値が1kW以下のときはその値の±10%以内、表示値が1kWを超えるときはその値の+5%以内、-10%以内。



2 区分名

●ユニットの形態、冷房能力及び室内機の寸法タイプに応じて、次の表に従って、区分名を示すA~Mの用語を用いて表示する。

●水蒸発式のものとヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。



3 冷房消費電力又は暖房消費電力

●エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧におけるJIS B8615-1及びJIS C9612の8・1(運転性能の試験)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の数値をキロワット(数値が1000W未満の場合はワット)単位で表示する(許容範囲は、表示値の+3%以内)。

●電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合の許容範囲は、表示値が1kW以下のときはその値の±10%以内、表示値が1kWを超えるときはその値の+5%以内、-10%以内。

●水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。



4 通年エネルギー消費効率

●JIS C9612(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下1桁まで表示する。

●水蒸発式のものとヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。



5 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項



6 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●エアコンディショナーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS B8615-1(エアコンディショナー第1部:直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ-定格性能及び運転性能試験法)
- JIS B8616(パッケージエアコンディショナ)
- JIS C9612(ルームエアコンディショナ)

区分名 表示名	ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	
A		3.2kW以下	横幅寸法800mm以下かつ高さ295mm以下のもの	
B			その他のもの	
C	直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く)。	3.2kW超 4.0kW以下	横幅寸法800mm以下かつ高さ295mm以下のもの	
D			その他のもの	
E		4.0kW超 5.0kW以下	—	
F			5.0kW超 6.3kW以下	—
G			6.3kW超 28.0kW以下	—
H	直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの(マルチタイプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く)。	3.2kW以下	—	
I			3.2kW超 4.0kW以下	—
J		4.0kW超 28.0kW以下	—	
K			4.0kW以下	—
L	マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW超 7.1kW以下	—	
M			7.1kW超 28.0kW以下	—

表示例

冷房能力 2.8kW
 暖房能力 3.2kW
 区分名 A
 冷房消費電力 545W
 暖房消費電力 565W
 通年エネルギー消費効率 5.8
 使用上の注意
 ・使用方法に関する注意事項
 ・点検・手入れに関する注意事項
 ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

テレビジョン受信機

●対象外となるもの
産業用のもの／海外からの旅行者向けのもの／
受信機型サイズが10型若しくは10V型以下のもの／ワイヤレス方式のもの など

定義

交流の電路に使用されるテレビジョン放送受信用の機器であって、直視管型のブラウン管を有するもの(ブラウン管テレビ)、直視型の液晶パネルを有するもの(液晶テレビ)及びプラズマディスプレイパネルを有するもの(プラズマテレビ)。

1 年間消費電力量

- ブラウン管テレビは「動作時消費電力」、「待機時消費電力」及び「節電機能による低減消費電力」、液晶テレビ及びプラズマテレビは「動作時消費電力」、「待機時消費電力」、「節電機能による低減消費電力及び電子番組表取得時の消費電力」を定められた方法*により測定し、これらの数値を基に定められた方法*により算出した年間消費電力量をキロワット時/年単位で整数により表示する(許容範囲は、ブラウン管テレビが表示値の+10%以内、液晶テレビ及びプラズマテレビが表示値の+5%以内)。

2 区分名

- 区分名は、次の表の画素数欄、受信機型サイズ欄、動画表示欄、付加機能欄に応じそれぞれ同表の区分名を表示する。
- 付加機能とは、ダブルデジタルチューナー、DVD(録画機能を有するものに限る)、ハードディスク、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

3 受信機型サイズ

- 次の方法で計算し、小数点以下を四捨五入した数値を表示する。

駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値

$$2.54$$

- この表示の必要な対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型の蛍光管バックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る)で、交流の電路(定格周波数50Hz又は60Hz、定格電圧100V)に使用されるものとする。

4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項
ハ)設置に関する注意事項

5 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- テレビジョン受信機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし使用上の注意については、本体(リモコンを含む)又は取扱説明書に表示する。

表示例

年間消費電力量 119kWh /年
区分名 DA
受信機型サイズ 15V型
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

液晶テレビ及びプラズマテレビの区分名

画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	区分名 表示名		
FHD	19V型未満	液晶ノーマル	下記以外のもの	DA		
			付加機能を1つ有するもの	DA1		
			付加機能を2つ有するもの	DA2		
		液晶倍速	付加機能を3つ有するもの	DA3		
			下記以外のもの	DB		
			付加機能を1つ有するもの	DB1		
FHD	19V型以上 32V型未満	液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DB2		
			付加機能を3つ有するもの	DB3		
			下記以外のもの	DC		
		液晶倍速	付加機能を1つ有するもの	DC1		
			付加機能を2つ有するもの	DC2		
			付加機能を3つ有するもの	DC3		
		FHD	32V型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの	DD
					付加機能を1つ有するもの	DD1
					付加機能を2つ有するもの	DD2
				液晶倍速	付加機能を3つ有するもの	DD3
					下記以外のもの	DE
					付加機能を1つ有するもの	DE1
液晶4倍速 又はプラズマ	付加機能を2つ有するもの			DE2		
	付加機能を3つ有するもの			DE3		
	下記以外のもの			DF		
FHD	32V型以上	液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの	DF1		
			付加機能を2つ有するもの	DF2		
			付加機能を3つ有するもの	DF3		
		液晶倍速	下記以外のもの	DG		
			付加機能を1つ有するもの	DG1		
			付加機能を2つ有するもの	DG2		
		液晶4倍速 又はプラズマ	付加機能を3つ有するもの	DG3		
			下記以外のもの	DH		
			付加機能を1つ有するもの	DH1		
		FHD	32V型以上	液晶倍速	付加機能を2つ有するもの	DH2
					付加機能を3つ有するもの	DH3
					下記以外のもの	DI
液晶ノーマル	付加機能を1つ有するもの			DI1		
	付加機能を2つ有するもの			DI2		
	付加機能を3つ有するもの			DI3		
FHD	32V型以上			液晶ノーマル	下記以外のもの	DJ
					付加機能を1つ有するもの	DJ1
					付加機能を2つ有するもの	DJ2
		液晶倍速	付加機能を3つ有するもの	DJ3		
			下記以外のもの	DK		
			付加機能を1つ有するもの	DK1		
		液晶ノーマル	付加機能を2つ有するもの	DK2		
			付加機能を3つ有するもの	DK3		
			FHD	32V型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの
		付加機能を1つ有するもの				DL1
		付加機能を2つ有するもの				DL2
		液晶倍速			付加機能を3つ有するもの	DL3
下記以外のもの	DM					
付加機能を1つ有するもの	DM1					
液晶4倍速 又はプラズマ	付加機能を2つ有するもの	DM2				
	付加機能を3つ有するもの	DM3				
	FHD	32V型以上			液晶ノーマル	下記以外のもの
付加機能を1つ有するもの			DN1			
付加機能を2つ有するもの			DN2			
液晶倍速			付加機能を3つ有するもの	DN3		
			下記以外のもの	DO		
			付加機能を1つ有するもの	DO1		
液晶4倍速 又はプラズマ			付加機能を2つ有するもの	DO2		
			付加機能を3つ有するもの	DO3		
			液晶ノーマル	下記以外のもの	DP	
付加機能を1つ有するもの				DP1		
付加機能を2つ有するもの				DP2		
液晶倍速			付加機能を3つ有するもの	DP3		

上記以外のもの

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS C6101-1(テレビジョン受信機試験方法第1部)
- ★試験方法及び測定方法は、ホームページの電気機械器具品質表示規程よりご確認ください(116ページ参照)。



電気パネルヒーター

定義

放熱部がパネル又はラジエーター状になった暖房器具。

**1 放熱の方式**

- 「熱媒体油を放熱板内で加熱、循環させて放熱させるもの」については「油入式」の用語を用いて表示する。
- 「熱媒体油を放熱板内で使用しないで放熱させるもの」については「乾式」の用語を用いて表示する。
- それ以外の放熱の方式のものは、その放熱の方式を適切に表現した用語により表示する。

**2 温度調節の方式**

- 「使用者が温度を調節できないもの」については「固定式」の用語を用いて表示する。
- 「使用者が温度を調節できるもの」については「可変式」の用語を用いて表示する。

**3 暖房能力**

- 電気パネルヒーターの発熱体の最大出力をワット単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。

**4 熱媒体の種類**

(熱媒体を使用するものに限る)

- 「原油を精製した炭化水素を主成分とするもの」については「鉱物油」の用語を用いて表示する。
- 「化学的に合成されたもの」については「合成油」の用語を用いて表示する。
- それ以外のものについては、その種類を適切に表現した用語により表示する。

**5 使用上の注意**

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - イ)使用方法に関する注意事項
 - ロ)点検・手入れに関する注意事項
 - ハ)設置に関する注意事項

**6 表示者の付記**

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

**表示方法等**

- 電気パネルヒーターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

放熱の方式	油入式
温度調節の方法	可変式
暖房能力	2000W
熱媒体の種類	合成油
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

●電気用品安全法



電気機械器具



電気毛布

定義

毛布生地の中に、ビニールで被覆された柔軟性のあるひも状のチューピングヒータを配線したもので、感触は普通の毛布と同じである。

繊維製品



1 種類

● 次の表のとおり、電気毛布の種類に応じてその種類を示す用語を用いて表示する。

電気毛布の種類	用語 <small>表示名</small>
就寝時に体の上に掛けて使用するもの	掛毛布 かけ毛布
就寝時に体の下に敷いて使用するもの	敷毛布 しき毛布
就寝時に体の上に掛けても下に敷いても使用できるもの	掛敷兼用毛布 かけしき毛布



2 繊維の組成

● 繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて、「繊維の名称を示す用語」にその「繊維の混用率を示す数値」を併記する等の方法で表示する。



3 使用上の注意

● 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ) 使用方法に関する注意事項
ロ) 点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

● 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

● 電気毛布ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

種類 敷毛布
 繊維の組成 毛 50% レーヨン 50%
 使用上の注意
 ・ 使用方法に関する注意事項
 ・ 点検・手入れに関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 電気用品安全法
- JIS C9210(電気毛布)

合成樹脂加工品

電気機械器具

電気毛布

雑貨工業品



電気機械器具

ジャー炊飯器

●対象外となるもの
おかけ調理専用の電気おかけ鍋／炊飯機能だけの電気炊飯器／保温機能だけの電子ジャー／機械式保温機能付き炊飯器

定義 炊飯機能と電子ジャーの保温機能を併せ持つ電気釜である。

1 最大炊飯容量

●1回に炊飯できる最大量をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の-5%以内)。

2 区分名

●次の表にしたがって、加熱方式及び最大炊飯容量に応じて、区分名を示すA~Hの用語を用いて表示する。

(産業用のもの、電子回路を有さないもの及び最大炊飯容量が0.54ℓ未満のものを除く。3から8までにおいて同じ。)

区分名	表示名	加熱方式	最大炊飯容量
A		電磁誘導加熱方式のもの	0.54ℓ以上0.99ℓ未満
B			0.99ℓ以上1.44ℓ未満
C			1.44ℓ以上1.80ℓ未満
D			1.80ℓ以上
E		電磁誘導加熱方式のもの以外	0.54ℓ以上0.99ℓ未満
F			0.99ℓ以上1.44ℓ未満
G			1.44ℓ以上1.80ℓ未満
H			1.80ℓ以上

3 蒸発水量

●定められた試験方法★に沿って測定した蒸発水量の数値を小数点第2位で四捨五入し、グラム単位で小数点第1位まで表示する。

4 年間消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定した1回あたりの炊飯時消費電力量、1時間あたりの保温時消費電力量、1時間あたりのタイマー予約時消費電力量及び1時間あたりの待機時消費電力量から、次の式により算出し、有効数字3桁以上でキロワット時/年の単位で表示する(許容範囲は、表示値の+3%以内)。

$$E = \frac{\{(A \times NA) + (B \times H_B) + (C \times H_C) + (D \times H_D)\}}{1000}$$

E : 年間消費電力量(単位:キロワット時/年)

C : 1時間当たりのタイマー予約時消費電力量(単位:ワット時/時)

A : 1回当たりの炊飯時消費電力量(単位:ワット時/回)

Hc : 年間当たりのタイマー予約時間(単位:時間/年)

NA : 年間当たりの炊飯回数(単位:回数/年)

D : 1時間当たりの待機時消費電力量(単位:ワット時/時)

B : 1時間当たりの保温時消費電力量(単位:ワット時/時)

Hb : 年間当たりの待機時間(単位:時間/年)

Hb : 年間当たりの保温時間(単位:時間/年)

5 1回当たりの炊飯時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って1回当たりの炊飯時消費電力量を測定し、有効数字3桁以上でワット時の単位で表示する。

6 1時間当たりの保温時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って1時間当たりの保温時消費電力量を測定し、有効数字3桁以上でワット時の単位で表示する。

7 1時間当たりのタイマー予約時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定し、有効数字2桁以上でワット時の単位で表示する。

8 1時間当たりの待機時消費電力量

●定められた試験方法★に沿って測定し、有効数字2桁以上でワット時の単位で表示する。

9 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

イ)使用方法に関する注意事項

ロ)点検・手入れに関する注意事項

10 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●ジャー炊飯器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に表示する。

参 考

●電気用品安全法

●エネルギーの使用の合理化等に関する法律

表示例

最大炊飯容量	1.0 ℓ
区分名	B
蒸発水量	80.0g
年間消費電力量	134.8kWh/年
一回当たりの炊飯時消費電力量	250Wh
1時間当たりの保温時消費電力量	30.0Wh
1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	1.0Wh
1時間当たりの待機時消費電力量	0.80Wh
使用上の注意	
・使用方法に関する注意事項	
・点検・手入れに関する注意事項	

〇〇×株式会社

★各試験方法は、ホームページの電気機械器具品質表示規程よりご確認ください(116ページ参照)。

電子レンジ

定義 ●高周波エネルギーで食物加熱を行うもの。
●定格高周波出力が1kW以下のものに限る。

1 外形寸法

●電子レンジ*の本体の幅、奥行き及び高さのそれぞれの最大値を、いずれの最大値を指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。
※操作盤、扉、吸排気用の突出部、脚部及び電源コード掛けの突出部を含む／操作盤のつまみ及びボタン類、扉のハンドル、電源コード、アース端子その他の付属品を除く。

2 加熱室の有効寸法

●ターンテーブルを有しない電子レンジにあっては加熱室の幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。
●ターンテーブルを有する電子レンジにあっては加熱室の幅、奥行き及び高さ(その高さが変動するものにあつては、その最小値)並びにターンテーブルの直径を、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。

3 区分名

●電子レンジの機能、加熱方式及び庫内容積に応じて、次の表に従ってA~Fの用語を表示する。

区分名 表示名	機能	加熱方式	庫内容積
A	オープン機能を有するもの以外(単機能レンジ)	—	—
B	オープン機能を有するもの(オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ未満のもの
C		ヒーターの露出があるもの以外(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ以上のもの
D		ヒーターの露出があるもの以外(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ未満のもの
E		ヒーターの露出があるもの以外(熱風循環加熱方式のものを除く)。	30ℓ以上のもの
F	—	熱風循環加熱方式のもの	—

(ガスオープンを有するもの、業務の用に供するために製造されたもの、定格入力電圧が200V専用のもの、庫内高さが135mm未満のもの及びシステムキッチンその他のものに組み込まれたものを除く。4から7までにおいても同じ)。

4 電子レンジ機能の年間消費電力量

●定められた試験方法*に沿って、電子レンジ機能1回当たりの消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時/年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{580.8 \times Av285 + 66 \times Av245 + 571.1 \times Av125 + 205 \times Av185}{1000}$$

Av285:電子レンジ機能の285グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av245:電子レンジ機能の245グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av125:電子レンジ機能の125グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)
Av185:電子レンジ機能の185グラムの疑似負荷の加熱に要する1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)

5 オープン機能の年間消費電力量

(オープン機能を有するものに限る)

●定められた試験方法*に沿って、オープン機能1回当たりの消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時/年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{31 \times B}{1000}$$

B:オープン機能の1回当たりの消費電力量(単位 ワット時/回)

6 年間待機時消費電力量

●定められた試験方法*に沿って1時間当たりの待機時消費電力量を測定し、次の式により算出し、キロワット時/年の単位で小数点第1位まで表示する。

$$\frac{6400 \times C}{1000}$$

C:1時間当たりの待機時消費電力量(単位 ワット時/時)

7 年間消費電力量

●次の式をもとに算出し、キロワット時/年の単位で小数点第1位まで表示する(許容範囲は、表示値の+6%以内)。

$$\text{電子レンジ機能の年間消費電力量} + \text{オープン機能の年間消費電力量} + \text{年間待機時消費電力量}$$

8 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項

9 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●電子レンジごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

参考

- 電波法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 電気用品安全法
- JIS C9250(電子レンジ)

表示例

外形寸法 幅520mm×奥行き420mm×高さ360mm
加熱室の有効寸法 幅330mm×奥行き350mm×高さ210mm
区分名 B
電子レンジ機能の年間消費電力量 60.0kWh/年
オープン機能の年間消費電力量 20.0kWh/年
年間待機時消費電力量 0.0kWh/年
年間消費電力量 80.0kWh/年
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項
・設置に関する注意事項

〇〇×株式会社

*各試験方法は、ホームページの電気機械器具品質表示規程よりご確認下さい(116ページ参照)。



電気機械器具

電気コーヒー沸器

定義 電気を熱源として、コーヒー液を抽出する器具。

1 種類

- 電気コーヒー沸器の種類に応じ、その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその種類が次の表に掲げる種類であるときは、それぞれ対応する用語を用いて適正に表示する。

種類	用語 <small>表示名</small>
バスケットのコーヒー粉に熱した水を滴下し、浸透させ、自重によりコーヒー液を抽出するもの	ドリップ式(※)
バスケットのコーヒー粉に水蒸気等の圧力で熱した水を浸透させ、強制的にコーヒー液を抽出するもの	エスプレッソ式
ロートのコーヒー粉に水蒸気の圧力で熱した水を押し上げ、浸透させた後、水蒸気の圧力の減少または自重によりコーヒー液を抽出するもの	サイホン式
バスケットのコーヒー粉に沸騰現象を利用して熱した水を循環させてコーヒー液を抽出するもの	パーコレーター式

※水を入れる容器がヒーター部分と一体であるものは「ドリップ式(水容器一体型)」、ヒーター部分から着脱できるものは「ドリップ式(水容器着脱型)」の用語で表示しなければならない。

2 保温装置の有無

- 保温装置を有するものは「有」、保温装置を有しないものは「無」の用語を用いて表示する。

3 最大使用水量

- 電気コーヒー沸器の最大水位線までの水量をリットル又はミリリットルの単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-5%以内)。

! 4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - イ)使用方法に関する注意事項
 - ロ)点検・手入れに関する注意事項

5 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 電気コーヒー沸器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

種類	ドリップ式(水容器一体型)
保温装置の有無	有
最大使用水量	0.5ℓ
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項
○○××株式会社	

参 考 ●電気用品安全法



電気機械器具

電気ポット

定義

湯を沸かした後、一定の温度に保温しておき必要な時に使用できるもの。



1 定格容量

●電気ポットの最大水位線までの容量をリットル又はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-5%以内)。



2 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



3 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気ポットごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

定格容量 1.5 ℓ

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇×× 株式会社

参 考

●電気用品安全法



電気ホットプレート

定義

- 電気を熱源として、プレートの焼き面で直接肉類等を焼くこと及び炒めるための調理器具である。
- 用途が限定されているもの(たこ焼きや焼肉専用プレート)及び電磁調理(IH)タイプは除く。

**1 プレート**

- その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
「プレートが本体に固定されたもの」については「固定式」の用語を用いて表示する。
「プレートがヒータ部分から単体で着脱できるもの」については「ヒータ分離式」の用語を用いて表示する。
「プレートがヒータ部分と一体になって着脱できるもの」については「ヒータ一体式」の用語を用いて表示する。

**2 使用上の注意**

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項

**3 表示者の付記**

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

**表示方法等**

- 電気ホットプレートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

プレート ヒータ分離式
使用上の注意
・使用方法に関する注意事項
・点検・手入れに関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9215(電気ホットプレート)



電気機械器具

電気ロースター

定義

電気魚焼器などのロースター。フィッシュグリル、フィッシュロースターともいわれる。



1 種類

●電気ロースターの構造に応じ、「蓋の部分が開閉できるもの」は「開閉式」、「受皿の部分が加熱室から引き出せるもの」は「引出式」の用語を用いて表示する。



2 焼き網の寸法

●焼き網の最大有効焼面の縦及び横の長さをいずれを指すかを分かりやすく示してセンチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±1cm以内)。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気ロースターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

種類	開閉式
焼き網の寸法	たて 20cm × よこ 30cm
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項
○○×× 株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9214(電気フィッシュロースター)

電気機械器具

電気冷蔵庫

定義

- 冷凍機を使った冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫を対象とする。
- 熱電素子を使用しないものに限る。

1 定格内容積

- JIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部:消費電力量及び内容積の算出)に規定する定格内容積をリットル単位で表示する。
- 全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積について、それぞれ表示する(許容範囲は、表示値の±3%以内又は±1ℓ以内のいずれか大きい方)。
- スイッチ等の操作により冷蔵室の冷却性能を稼働できる冷凍室を有する「冷凍冷蔵庫」の場合は、冷凍室のうち冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替え可能な部分について、その数値を「冷凍室の定格内容積」表示の次にリットル単位で表示し、冷蔵庫に切り替えが可能である旨を括弧書きで付記する。

W 2 消費電力量

- 定格周波数ごとに電気冷蔵庫をJIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部:消費電力量及び内容積の算出)に規定する試験方法で測定された「年間消費電力量」を、キロワット時/年の単位で表示する(許容範囲は、表示値の+7%以内)。
- スイッチ等の操作により冷蔵室の冷却性能を稼働できる冷凍室を有する「冷凍冷蔵庫」の場合は、冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えたときにおける消費電力量を示す数値をキロワット時/年の単位で、「消費電力量」の表示の次に表示し、冷凍室を冷蔵庫の冷却性能を持つ状態に切り替えた場合である旨を括弧書きで付記する。

3 外形寸法

- 凝縮器、固定されたテーブルボード及び外付け操作盤を含み、扉のハンドル及び調整脚を除いた電気冷蔵庫本体の幅、奥行及び高さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内。ただし、表示値が1m以上の場合の許容範囲は、表示値の±15mm以内)。

! 4 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
 - イ)使用方法に関する注意事項
 - ロ)点検・手入れに関する注意事項
 - ハ)設置に関する注意事項

5 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 電気冷蔵庫ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に記載する。

表示例

定格内容積	全定格内容積	210 ℓ
	冷凍室定格内容積	40 ℓ
	冷蔵室定格内容積	170 ℓ
消費電力量	50Hz	350kWh/年
	60Hz	350kWh/年
外形寸法	幅	600mm
	奥行き	600mm
	高さ	1,800mm
使用上の注意		
・使用方法に関する注意事項		
・点検・手入れに関する注意事項		
・設置に関する注意事項		
○○××株式会社		

参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- JIS C9801-3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部:消費電力量及び内容積の算出)



電気機械器具



換気扇

●対象外となるもの
取付口の小さいところやダクト、フードパイプ等を使用するところに取り付けるもの／圧力のある風を出せるシロッコ型、ターボ型等の特殊な構造のもの

定義 一般家庭で使用されるプロペラ形の羽根を有するもの。



1 羽根の大きさ

●羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径を、センチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±1cm以内)。



2 風量

●定格周波数ごとに、JIS C9603(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル／分の単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。

●空気の排出のほか、吸入もできる構造のものは、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示する。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

羽根の大きさ 15cm
 風量 8 m³/分
 使用上の注意
 ・使用方法に関する注意事項
 ・点検・手入れに関する注意事項
 ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9603(換気扇)



電気洗濯機

定義 水槽を有し、その中で被洗物を洗濯する構造であるもの。

1 標準使用水量

- 洗濯、すすぎ、脱水の各工程のうち、いずれか2つ又は各工程の手操作を伴わず自動移行する電気洗濯機についてのみ表示する。
- JIS C9606(電気洗濯機)の附属書に規定する測定方法による標準使用水量をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-20%以内)。

2 外形寸法

- 本体*の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。

*操作盤、ホース掛け、タオル掛け、持ち運び用取っ手を含む。受籠、ホースなどの取り外しができる付属品は除く。ただし、自動洗濯機及び全自動洗濯機は給水ホースの口金部を含んで表示する。

3 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項
- ハ)設置に関する注意事項

4 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 電気洗濯機ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

標準使用水量	120 ℓ
外形寸法	幅 650mm
	奥行き 385mm
	高さ 855mm

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項
- ・設置に関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9606(電気洗濯機)



電気掃除機

●対象外となるもの
業務用/特殊用途のもの/電源に電池(充電電池を含む)を使用するもの/セントラルクリーナー/ブラシを回転させて床を磨くもの/モーター部分が据置設置形のもの/モーター部分が据置設置形のもの

定義

真空式(モーターにより真空状態をつくりゴミを吸入し集める方式)で、電源として電池を使用しないものとする。



1 吸込仕事率

●JIS C9108(電気掃除機)に規定する吸込仕事率をワット単位で表示する(許容範囲は、表示値の-10%以内)。



2 質量

(使用中本体が移動可能なものに限る)

●掃除機本体と付属品(ホース、延長管、床用吸込口及びコード)の質量の合計をキログラム単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記して、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気掃除機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意は本体又は取扱説明書に記載する。

表示例

吸込仕事率 160W

質量 6.5kg

使用上の注意

- ・使用方法に関する注意事項
- ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9108(電気掃除機)



電気機械器具

電気かみそり

定義 固定した外刃と、回転又は往復振動する内刃とが一組になっていて、外刃の溝や穴に入った毛を刈り取るようになっているもの。

1 電源方式

●次の表のとおり、電気かみそりの電源方式に応じて、その方式の種類を示す用語(「交流式」「充電式」「乾電池式」)を用いて表示する。

電源方式	用語 表示名
周波数50又は60Hzの単相交流で、直接使用するもの	交流式
蓄電池を組み込み、充電装置を器体内又は付属部として有するもの	充電式
乾電池を使用するもの	乾電池式

●2種類以上の方式を複合した電気かみそりについては、その方式を示す用語を列記する。列記した場合は、「式」は最後の用語のみにつけて「充電・交流式」のように表示することも可能。

2 充電時間

(充電式のものに限る)

●周囲温度20℃(許容範囲は±2℃以内)における定格周波数及び定格電圧の下で、電気かみそりが保有する充電装置で充電したとき、蓄電池の定格容量(機器の製造者が設定した電池の容量をいう。電池にこの表示がない場合は取扱説明書等に記載された値とする)の80%以上の容量に充電するのに要する時間を、時間又は分の単位で表示する。

●この場合における蓄電池の容量確認の方法は、JIS C8705(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池)に規定する試験に準じて行う。

3 乾電池の種類及び数

(乾電池を使用するものに限る)

●JIS C8515(一次電池個別製品仕様)に規定する電池の形式又は呼称及び数を表示する。

●数種類の電池でも使用できる場合は、代表となる電池の種類について表示しても差し支えない。

4 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。

- イ)使用方法に関する注意事項
- ロ)点検・手入れに関する注意事項

5 表示者名の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●電気かみそりごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

乾電池式の場合

電源方式	乾電池式
乾電池の種類及び数	
アルカリ単3形電池	2本
使用上の注意	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 	
〇〇××株式会社	

充電式の場合

電源方式	充電式
充電時間	2時間
使用上の注意	
<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項 	
〇〇××株式会社	

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9614(電気かみそり)



電気機械器具

電気ジューサーミキサー、電気ジューサー 及び 電気ミキサー



定義

電気ジューサーは、食品をすりおろす機構とすりおろした食品から遠心力により水分を分離する機構を1つのケースに組み込んだもので、食品をすりおろして水分を分離するもの。電気ミキサーは、容器内にある高速回転のカッター(刃)で食品を細分(粉碎)し攪拌するもの。

繊維製品



1 種類

●次の表のとおり、電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサーの用途による種類に応じてその種類を示す用語を用いて表示する。

種類	用語 <small>表示名</small>
ジューサー及びミキサーとして使用するもの	ジューサー・ミキサー ジューサ・ミキサ
ジューサーとして使用するもの	ジューサー ジューサ
ミキサーとして使用するもの	ミキサー ミキサ



2 定格容量

●電気ジューサーミキサー及び電気ミキサーについては、JIS C9609(電気ミキサ・電気ジューサ)に規定する測定方法によってリットル又はミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。
●電気ジューサーについては、表示を省略する。



3 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ)使用方法に関する注意事項
ロ)点検・手入れに関する注意事項



4 表示者の付記

●表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

合成樹脂加工品

表示例

種類	ミキサー
定格容量	400ml
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・使用方法に関する注意事項 ・点検・手入れに関する注意事項

〇〇××株式会社

参 考

- 電気用品安全法
- JIS C9609(電気ミキサ・電気ジューサ)

電気機械器具

電気ジューサーミキサー、電気ミキサー

雑貨工業品



卓上スタンド用蛍光灯器具

定義

- テーブルの上に置いて使用する卓上式の蛍光灯器具。
- テーブル、柱等に取り付ける構造のものを除く。



1 用途及び照度

- 照度による区分に応じ、500ルクス以上のものには「**精細作業用**」、500ルクス未満300ルクス以上のものには「**読書用**」、300ルクス未満のものには「**一般作業用**」の用語を用いて表示する。
- 照度の表示に際して、用途を示す用語の次に括弧書きで、卓上スタンド用蛍光灯器具の通常の使用状態における最低の照度を表示する。
例：○○ルクス以上
- 照度はJIS C8112(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用))に規定する測定方法によりランプ中心直下の点を中心とし、卓上スタンド用蛍光灯器具の前方半径30センチメートルの円の1/3の円周上において測定し、ルクス単位で表示する。



2 蛍光ランプの形式

- JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))に規定する蛍光ランプの形式の表し方により表示する。



3 全光束

- JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))の光学的特性に規定する試験方法で測定した数値に、安定器光出力係数及び温度補正係数をかけて得た数値を、ルーメン単位で表示する。



4 消費電力

- JIS C8105-3(照明器具-第3部:性能要求事項通則)の7.5に規定する方法により測定した数値を、ワット単位で表示する。



5 エネルギー消費効率

- 次の式により得られた数値を小数点第1位まで表示する。
$$\frac{\text{全光束}}{\text{消費電力}}$$



6 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。ただし、該当事項がない場合はこの限りでない。
イ) 使用方法に関する注意事項
ロ) 点検・手入れに関する注意事項



7 表示者の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 卓上スタンド用蛍光灯器具ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示する。

表示例

用途及び照度	読書用 (400ルクス以上)
蛍光ランプの形式	FPL27EX-N (27W)
全光束	1,860 ルーメン
消費電力	29W
エネルギー消費効率	64.1
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用方法に関する注意事項 ・ 点検・手入れに関する注意事項
○○×× 株式会社	

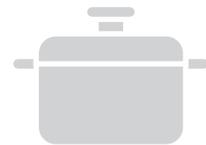
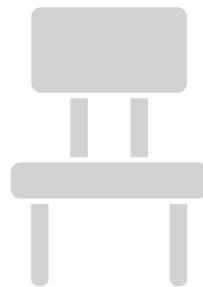
参 考

- 電気用品安全法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
 - JIS C7601(蛍光ランプ(一般照明用))
 - JIS C8105-3(照明器具-第3部:性能要求事項通則)
 - JIS C8118(蛍光灯安定器-性能要求事項)
 - JIS C8112(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用))
 - JIS C8117(蛍光灯電子安定器)

雑貨工業品



ティシュペーパー及びトイレトペーパー	68	革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋	89
障子紙	69	かばん	90
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	70	洋傘	91
塗料	71	靴	92
サングラス	72	たんす	93
浄水器	73	机及びテーブル	94
ショッピングカート	75	椅子、腰掛け及び座椅子	96
食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく	76	スプリングマットレス	97
合成ゴム製器具：台所用容器等	77	ウレタンフォームマットレス	98
合成ゴム製器具：皿等	78	歯ブラシ	99
合成ゴム製器具：まな板	79	哺乳用具	100
合成ゴム製器具：製氷用器具	80	合成洗剤	101
合成ゴム製器具：食事用の器具等	81	洗濯用又は台所用の石けん	103
強化ガラス製器具	82	住宅用又は家具用の洗剤	105
ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具	83	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー	106
漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具	84	台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：その他の磨き剤	107
鍋	85	接着剤	108
湯沸かし	86	住宅用又は家具用のワックス	109
魔法瓶	87		
革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、スポン、ドレス、スカート及び上衣	88		





ティッシュペーパー及びトイレットペーパー

定義

対象となる範囲は、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーに限られており、タオルペーパー、クッキングペーパー等については対象となっていない。



1 寸法

- 方形のもの(ティッシュペーパーをいう。以下同じ)は、その製品の縦及び横の長さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±2mm以内)。
- 巻取りのもの(トイレットペーパーをいう。以下同じ)は、その製品の幅をミリメートル単位で、長さをメートル単位でいずれを指すかを分かりやすく示してそれぞれ表示する(許容範囲は、長さは-0mm以内/表示値より実測値が長い分には構わない、幅は±2mm以内)。
- 巻取りの2枚以上重ねられたものは、2枚以上に重ねられた枚数を枚重ね単位で、2枚以上に重ねられたものの状態における長さをメートル単位でそれぞれ表示する(例:2枚重ね50m)。



2 枚数

- 方形の1枚ものではその製品の枚数を、方形の2枚以上重ねられたものではその製品の1枚ごとの合計枚数をそれぞれ表示する。
- この場合、2枚以上重ねられたものはその合計枚数の次に括弧書きで組数を付記する(例:100枚(50組))。許容範囲は-0(表示値より実測値が多い分には構わない)。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位(個々のティッシュペーパー、トイレットペーパー)ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には包装箱等への印刷が適当である。
- 必ずセット(たとえば5個セット)で販売されるようなタイプの商品は、表示は各セットに1箇所であっても可能。

表示例

巻取りトイレットペーパー

寸法 幅 150mm × 長さ 2枚重ね 50m

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

ティッシュペーパー

寸法 縦 200mm × 横 230mm
枚数 400枚 (200組)

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

障子紙

定義 和室等の間仕切り、明かり取り、室内の保温に用いられる障子に貼るもの。

1 製法

- 抄紙工程に抄紙機を用いる製法によるものは「機械すき」の用語、簀桁(すげた)を用いる製法によるものは「手すき」の用語を用いて表示する。
- 「純楮製」「手すき風」等の表示はできない。

2 材料

- 長繊維原料及び木材パルプ(以下、「長繊維原料等」という)については、「こうぞ」「マニラ麻」「パルプ」等の指定用語を用いて、その用語に、その長繊維原料等の混合率を示す数値を付記して、その混合率の大きいものから順に表示する(許容範囲は±5以内)。
- 指定用語は次の表の通り。
- 長繊維原料等の種類の混合率が20%未満のものについては、混合率の付記を省略することができる。
- 蛍光剤を配合しているものは、「蛍光剤配合」の用語を用いて付記する。

長繊維原料等の種類	長繊維原料等の種類を示す用語 <small>表示名</small>
こうぞ	こうぞ
みつまた	みつまた
ビスコース繊維	レーヨン
マニラ麻	マニラ麻
ビニロン繊維	ビニロン
ガラス繊維	ガラス繊維
前各号に掲げる長繊維原料の種類以外の長繊維原料	長繊維原料の種類 の通称を示す用語
木材パルプ	パルプ

3 寸法

- 次の表の左欄に掲げる形状に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる計量単位を用いていずれを指すかを分かりやすく示して表示する。

形 状	計量単位	許容範囲
巻 式	幅 センチメートル単位	±0.2cm以内
	長さ メートル単位	-0m
平判式	幅 センチメートル単位	±0.2cm以内
	長さ センチメートル単位	-0m
1枚はり式	幅 センチメートル単位	±0.5cm以内
	長さ メートル単位	-0m

4 枚数

(平判式のものに限る)

- その製品の枚数を表示する(平判式のものに限る)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する(包装への印刷、ラベルの貼付け又は添付等)。

表示例

製 法	機械すき
材 料	パルプ 70%
	ビニロン 30%
	蛍光剤配合
寸 法	幅 60cm × 長さ 90cm
枚 数	10枚
	〇〇×株式会社
	東京都千代田区〇〇町×番地
	TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS P8120(紙、板紙及びパルプ-繊維組成試験方法)
- JIS S3102(障子紙)

雑貨工業品

衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

定義

主たる成分が酸化剤又は還元剤から成り、衣料品等の黄ばみ、しみ等を分解し、又は変化させて白くする化学作用を有するもの。

1 品名

●その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示する。

2 成分

●酸化剤又は還元剤は、その「成分の種類の名前を示す用語」の次に括弧書きでその「成分の系別を示す用語」を付記する。その成分の種類の名前及び系別が次の表に示すものに該当する場合は、当該欄に掲げる用語を使用する。

主たる成分の区分	成分の系別を示す用語	成分の種類の名前を示す用語 表示名
酸化剤	塩素系	次亜塩素酸ナトリウム、ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(又はカリウム)
	酸素系	過炭酸ナトリウム、過ほう酸ナトリウム、モノ過硫酸ナトリウム、過酸化水素
還元剤	還元系	ハイドロサルファイト、二酸化チオ尿素

●界面活性剤を含有するものは、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きで、含有される界面活性剤のうち含有率が最も高いものの種類の名前を表示する。種類の名前は、「合成洗剤」の「界面活性剤の種類の名前を示す用語」に準ずる(101ページ参照)。

●りん酸塩を1%以上(五酸化りん換算)含有するものは、「りん酸塩」の用語を表示し、その用語の次に含有率(五酸化りん換算)を括弧書きで付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。

●りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものはその成分の機能の名前を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものはその成分の機能の名前の次に括弧書きで種類の名前を示す用語を用いて表示する。

●蛍光剤、酵素を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」の用語を表示する。

3 液性

●水素イオン濃度(pH)により、次の表に基づきその液性を示す用語を表示する。

水素イオン濃度(pH)	用語 表示名
11.0を超えるもの	アルカリ性
11.0以下8.0を超えるもの	弱アルカリ性
8.0以下6.0以上のもの	中性
6.0未満3.0以上のもの	弱酸性
3.0未満のもの	酸性

4 正味量

●計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

●この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

5 使用方法

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。

- イ) 使用量の目安。
- ロ) 標準的な使用方法。
- ハ) 使用の対象とすることができるものとできないものの具体例。
- ニ) 繊維に使用した場合の使用適否の試験方法(還元系のもを除く)。
- ホ) 樹脂加工を施した繊維が黄変した場合の対処法(塩素系のものに限る)。
- ヘ) 温水を使用する場合の効果(酸素系及び還元系のものに限る)。

6 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。

- イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
- ロ) 熱湯では使用しない旨。
- ハ) 万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。
- ニ) 直射日光の当たる所又は高温の所に置かない旨。
- ホ) 用途外に使用しない旨。

7 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、その容器又は包装等の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

●巻末資料に掲載 >>> 111ページ

参 考

- 計量法
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	台所用漂白剤
成分	次亜塩素酸ナトリウム(塩素系) 界面活性剤(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム)、アルカリ剤(水酸化ナトリウム)
液性	アルカリ性
正味量	600ml
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用量の目安については、使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること ・ 用途ごとに、標準的な使用方法を具体的に表示すること ・ 使用の対象とすることができるものとできないものを具体的に例示すること ・ 繊維に使用した場合に、当該繊維が変質したり当該繊維に施された染色が変質したりしないことを確認するための試験方法を表示すること ・ 樹脂加工を施した繊維に使用して当該繊維が黄変した場合に、これを漂白するための方法を表示すること
使用上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供の手が届かないところに置かない旨 ・ 熱湯では使用しない旨 ・ 万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨 ・ 直射日光の当たる所又は高温の所に置かない旨 ・ 用途外に使用しない旨
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999

塗料

定義

- 塗料とは、流動性を持ち物体の表面に塗り届けられ、薄い膜となって乾燥、固化、密着してその物体の保護、美化及びその他の目的を達成するもの。
- 対象となるものは家庭用塗料である。一般消費者が小売店等で購入するものは全て対象となり、模型用等のごく少量のものであっても表示の対象となる。

1 品名

- 塗膜を形成するための主成分の種類に応じ、適切に表示する。
- 具体的には、乾性油を主成分とする塗料については「油性塗料」、ニトロセルロースを主成分とするものは「ラッカー」、合成樹脂を主成分とするものは「合成樹脂塗料」、セラックを主成分とするものは「酒精塗料」の用語を用いてそれぞれ表示する。

2 色名

- 表示すべき色名の色を容器の見やすい箇所に付着させ、その付着させた色の色名を示す用語を用いて表示する。
- 色のついていない透明の塗料については「透明、無色」等、色がついていない旨を表示することが望ましい。
- 英文表示(アルファベット)は認められない。

3 成分

- その成分の種類を名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその成分が、油脂、セラック、ニトロセルロース、顔料、染料、有機溶剤、防カビ剤、水にあたる場合は、「油脂」「セラック」「ニトロセルロース」「顔料」「染料」「有機溶剤」「防カビ剤」「水」の用語を用いて表示する。
- さらにその成分が合成樹脂のものは、「合成樹脂」の用語の次にその主たる合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記する。
- また、その含有率を示す数値を%でその用語の次に括弧書きで付記することができる。

4 用途

- 当該塗料による塗装に適するものの名称を示した用途を適正に表示する。
- 用途が屋外の木部用、屋内の木部用、木床用、鉄用(さび止め)、トタン用、屋外壁用、屋内壁用又は浴室・台所の壁用にあたる場合は、それぞれ「屋外木用」「屋内木用(床を含む)」又は「屋内木用(床を除く)」「木床用」「鉄用(さび止め)」「トタン用」「屋外壁用」「屋内壁用(浴室・台所の壁を含む)」又は「屋内壁用(浴室・台所の壁を除く)」「浴室・台所の壁用」の用語を用いて表示する。複数の用途を持つものについては、「鉄用・トタン用」のような表示になる。

5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。
- この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

6 塗り面積

- 当該塗料の容量で標準的な塗装をする場合における塗装が可能なおおよその面積を平方メートル単位又は平方センチメートル単位で表示する。
- 塗料によっては複数回塗りのものもあるので、塗り回数括弧書きで付記する。

7 使用方法

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適正に表示する。該当しないことが明らかなき場合は省略できる。
- イ) 塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨。
- ロ) 使用するときは、容器の蓋に手を添えて開け、塗料を底から十分にかき混ぜる旨(エアゾール式のものを除く。以下二)まで同じ)。
- ハ) 塗料の粘度が高く塗りにくいときは、塗料用希釈剤(使用すべき希釈剤の種類を明示する)で少し薄める旨。ただし、水性の塗料は水で薄める旨。
- ニ) 5℃以下のときは塗らない旨(水性の塗料に限る)。
- ホ) 使用するときには、容器を十分に振り、よく混ぜる旨(エアゾール式ののものに限る。以下チ)まで同じ)。
- ヘ) 塗料を吹きつけるとき、塗る面と噴出口との間は、○～○センチメートル(適正な数字を表示する)の間隔をとる旨。
- ト) 一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄めにまんべんなく2回から3回くらい塗り重ねる旨。
- チ) 使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして2秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨。

8 用具の手入れ方法

- 当該塗料の洗浄に適する手入れ方法を適正に表示し、その手入れ方法において使用すべき塗料用希釈剤(うすめ液)の種類を名称を表示する(エアゾール式のものを除く)。

9 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなき場合は省略できる。
- イ) 子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨。
- ロ) 有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨。
- ハ) 火気のあるところでは塗らない旨。
- ニ) 残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。
- ホ) 残った塗料は、蓋をし、直射日光や-5℃以下の場所を避けて保存する旨(水性の塗料に限る)。
- ヘ) 塗料を吹きつけるときは、人や物にからまないよう注意する旨(エアゾール式ののものに限る)。

10 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法(その容器に印刷又は貼り付ける等)で分かりやすく表示する。

参考

- 計量法
- JIS K5500(塗料用語)
- JIS Z8102(物体色の色名)

表示例

はけ塗り塗料

品名	合成樹脂塗料
色名	黒色
成分	油脂、合成樹脂(アルキド)、顔料、有機溶剤
用途	鉄用
正味量	1ℓ
塗り面積	20㎡(1回塗り)

使用方法

- ・塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨
- ・使用するときは、容器の蓋に手を添えて開け、塗料を底から十分にかき混ぜる旨
- ・塗料の粘度が高く塗りにくいときは、塗料用希釈剤(使用すべき希釈剤の種類を名称を表示する)で少し薄める旨
- 用具の手入れ方法
- ・使用した「はけ」等は、塗料用希釈剤で洗い保存する旨
- 取扱い上の注意
- ・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨
- ・有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨
- ・火気のあるところでは塗らない旨
- ・残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存する旨

○××株式会社
東京都千代田区○×町××番地
TEL 03-9999-9999

エアゾール式塗料

品名	ラッカー
色名	黄色
成分	ニトロセルロース、合成樹脂(アクリル)、顔料、有機溶剤
用途	鉄用
正味量	300ml
塗り面積	約1㎡(2回塗り)

使用方法

- ・塗る面のゴミ、油分、さび、かび、ワックス等をとる旨
- ・使用するときは、容器を十分に振り、よく混ぜる旨
- ・塗料を吹きつけるとき、塗る面と噴出口との間は○～○cm(適正な数字を表示する)の間隔をとる旨
- ・一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、やや薄目にまんべんなく2回から3回くらい塗り重ねる旨
- ・使用後は、噴出口が詰まらないよう、容器を逆さにして2秒程度空吹きし、噴出口をよく拭いてから蓋をする旨

取扱い上の注意

- ・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をしないよう注意する旨
- ・有機溶剤が含まれているので、塗装中、乾燥中ともに換気を良くする旨
- ・火気のあるところでは塗らない旨
- ・塗料を吹きつけるときは、人や物にかからないよう注意する旨

○××株式会社
東京都千代田区○×町××番地
TEL 03-9999-9999

雑貨工業品

サングラス

定義

- 一般屋外における強烈な太陽光線等に対する目の保護のために使われるもの、又はファッションの一つのアイテムとして着用するもの。
- 視力補正用のものを除く。

1 品名

- 次の表に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の品名を示す用語を用いて表示する。

区 分	品 名 <small>表示名</small>
屈折力がいかなる経線においても -0.125 ディオプトリから 0.125 ディオプトリまでの範囲内であり、かつ、任意のいかなる二経線間の屈折力の差が 0.125 ディオプトリ以下であって、平行度が 0.166 ディオプトリ以下のもの	サングラス
サングラスの項に掲げる区分に該当するもののうち、次のイ及びロに該当するもの イ 偏光度が 90% 以上であるもの ロ 偏光軸のずれが 15 度以下であるもの	偏光サングラス
前各項左欄に掲げる区分以外のもの	ファッション用グラス

2 レンズの材質

- 当該サングラスに使用されているレンズの材質の種類に応じ、それぞれ「ガラス」又は「プラスチック」の用語を用いて表示する。
- レンズを研磨したもの、レンズを強化したもの又はレンズの表面をコーティングしたものは、レンズの材質の種類を示す用語の次に括弧書きでそれぞれその旨を付記する。
- 「GLASS」「PLASTIC」のようにアルファベットで表示することはできない。

3 枠の材質

- レンズ枠及びテンプル(つる)に主として使用されている材質の名称をレンズ枠及びテンプルごとにそれぞれ適正に表示する。
- 特にその材質がプラスチック、セルロイド、ニッケル合金、アルミニウムの場合は、それぞれ「プラスチック」「セルロイド」「ニッケル合金」「アルミニウム」の用語を用いて表示する。
- めっき、塗装等を施してあるものは、枠の材質の種類を示す用語の次に括弧を付してその旨を付記する。

4 可視光線透過率

- 可視光線透過率の表示に際しては、JIS T8141(遮光保護具)の9・1・f)「遮光能力試験」の1.2)「可視部試験」に定める方法又は光電検出器に視感度用フィルターを組み合わせ、その分光感度分布が標準比視感度分布にほぼ一致するようにした受光器を用い、A標準光に準じた光源に対する可視域の透過率測定を行う方法により測定し、その数値を表示すること(許容範囲は、表示値の ± 7 以内)。

- ハーフの半ばがしレンズは中心のところの透過率を、調光レンズは一番濃くなった時点での透過率を表示すればよい。

5 紫外線透過率

- JIS T8141(遮光保護具)の9・1・f)「遮光能力試験」の1・1)「紫外部試験」又は2・1)「紫外部試験」に定める方法により測定した数値を表示する(許容範囲は、表示値の $\pm 10\%$ 以内)。

- 同試験方法においては、波長 313nm 及び 365nm における透過率測定をそれぞれ行うこととなっているが、実際の表示において消費者にとって分かりやすい表示とするため、波長 365nm における透過率を表示することが望ましい。

6 使用上の注意

- 次に掲げる項目を製品の品質に応じて適切に表示する。
イ)自動車のフロントガラス等熱強化したガラスを通して使用するとガラスのひずみの干渉色が見えることがある旨(偏光サングラスに限る)。
ロ)高温のところに置いたり傷をつけるような金属と一緒にしまわない旨。
ハ)あまり長い時間目にかけない旨(ファッション用グラスに限る)。

7 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- サングラスごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、使用上の注意については、サングラス本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

表示例

品 名	ファッション用グラス
レンズの材質	プラスチック (コーティング)
枠の材質	
・ レンズ枠	プラスチック (塗装)
・ テンプル	ニッケル合金 (めっき)
可視光線透過率	70%
紫外線透過率	1.0%
使用上の注意	
	・ 高温のところに置いたり、傷を付けるような金属と一緒にしまわない旨
	・ あまり長い時間目にかけない旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS T8141(遮光保護具)
- JIS T8147(保護めがね)



浄水器

定義

- 飲用に供する水を得るためのものであって、水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。
- 業務用、非常時用、アウトドア用、浴槽用、シャワー用や河川水や井戸水を原水としているものは除く。
- カートリッジ等についても単体で販売される場合は対象となる。



1 材料の種類

- 浄水器本体、ホースその他の部分品の接水する部位に主として使用される材料の名称を適正に表示する。
- 材料が合成樹脂の場合は、合成樹脂加工品質表示規程(35ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。
- 材料の表面に「めっき」「塗装」等の加工が施してあるものは、材料の名称を示す用語の次に括弧書きでその旨を付記することができる。



2 ろ材の種類

- ろ材又は媒体に使用されている材料の種類を適正に表示する。
- 次の表に掲げるろ材の種類に応じ、同表に掲げるろ材の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料として繊維を使用したものにあつては、繊維製品質表示規程(10ページ参照)の規定に準じて表示する。
- 2種類以上のろ材を使用する場合は、それら複数のろ材ごとにそのろ材の種類を示す用語を用いて表示する。

ろ材の種類	ろ材の種類を示す用語 表示名
活性炭素繊維、粒状活性炭、粉状活性炭及びそれらを成型したもの	活性炭
織布	織布
不織布	不織布
多孔質平膜	多孔質平膜
多孔質中空繊維膜	中空糸膜
逆浸透膜	逆浸透膜



3 ろ過流量

- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・1に定めるろ過流量試験の測定方法により得られた数値をリットル単位で表示する。当該規定においては、連続式、回分式のものそれぞれ定められている。
- 単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちリットル単位で表示する(許容範囲は、表示したろ過流量に対して-5%以内)。



4 使用可能な最小動水圧

(供給された水を貯留して使用するものを除く)

- 次の方法による。
 - (1)連続式のもの
 - ・使用可能な最小動水圧の測定は、JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・2に定める最小動水圧試験の測定方法により測定する。
 - ・使用可能な最小動水圧は、毎分0.5ℓ以上の流量が確保できる動水圧とする。
 - (2)回分式のもの(供給された水を貯留して使用するものを除く)は、「3.ろ過流量」を得ることができる最小の動水圧とする。
- 上記方法により得た数値をメガパスカル単位又はキロパスカル単位で表示する(許容範囲は、表示した最小動水圧に対して+10%以内)。



5 浄水能力

- 次の表に掲げる除去対象物質の種類を示す用語ごとに表示する。その用語の次に括弧書きで「総ろ過水量(リットル単位で表示する)」「除去率80%である旨」「JIS S3201に基づいて測定した試験結果である旨」を付記する(許容範囲は、表示したろ過流量に対して-10%以内)。

除去対象物質の区分	除去対象物質の種類を示す用語 表示名
遊離残留塩素	遊離残留塩素
濁り(水中浮遊微粒子等の濁りを発生させる物質)	濁り
揮発性有機化合物	クロロホルム
	プロモジクロロメタン
	ジプロモクロロメタン
	プロモホルム
	テトラクロロエチレン
	トリクロロエチレン
農薬	1・1・1-トリクロロエタン
	総トリハロメタン
農薬	2-クロロ-4・6-ビスエチルアミノ-1・3・5-トリアジン
かび臭	2-メチルイソボルネオール
重金属	溶解性鉛



6 回収率

(ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る)

- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)の6・3に定める回収率試験の測定方法により得た数値をパーセントで表示する(許容範囲は、表示した回収率に対して-10%以内)。

7 ろ材の取替時期の目安

●適切な取替の期間について具体的に分かりやすく表示する。

8 使用上の注意

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。**ただし、該当しない場合は省略できる。**

- イ)水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨。
- ロ)ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨。
- ハ)熱湯を流さない旨。
- ニ)浄水した水はできるだけ早く使用する旨。
- ホ)夜間等長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨。
- ヘ)凍結のおそれがある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨。
- ト)ろ材の種類が逆浸透膜のものについては、排出される捨て水がある旨。

9 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、使用上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け、ゴムやひもでの結合等)により表示する。
- 交換用ろ材が販売される場合は、「材料の種類」「ろ材の種類」「浄水能力」「ろ材の取替時期の目安」「使用上の注意」を表示する必要がある。

表示例
連続式浄水器

材料の種類 ABS樹脂、ステンレス
 ろ材の種類 活性炭、不織布、中空糸膜（ポリエチレン）
 ろ過流量 3.0ℓ/分
 使用可能な最小動水圧 0.01MPa
 浄水能力 遊離残留塩素
 （総ろ過水量2500ℓ、除去率80%、JIS S3201試験結果）
 濁り
 （総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS S3201試験結果）
 総トリハロメタン
 （総ろ過水量1000ℓ、除去率80%、JIS S3201試験結果）
 CAT
 （総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS S3201試験結果）
 ろ材の取替時期の目安

除去物質名	1日当たりの使用水量	
	10ℓ/日	15ℓ/日
遊離残留塩素	250日（約8ヶ月）	150日（約5ヶ月）
濁り	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）
総トリハロメタン	100日（約3ヶ月）	60日（約2ヶ月）
CAT	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）

（除去対象物質によって、取替時期は異なります。また、使用水量、水質によって取替時期の目安が短くなることがあります。）

使用上の注意

- ・水道水等通常の飲料に供する水を使用する旨
- ・ろ材の取替時期の目安は使用水量、水質、水圧により異なることがある旨
- ・熱湯を流さない旨
- ・浄水した水はできるだけ早く使用する旨
- ・夜間等長時間使用しなかった場合においては、水質悪化のおそれがあるので適切な放流時間をとる旨
- ・凍結のおそれのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないよう注意する旨

○○××株式会社
 東京都千代田区○○町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S3201(家庭用浄水器試験方法)



ショッピングカート

定義

- ハンドル、フレーム、袋(籠)、車輪等で構成されているものをいう。
- 蓋、荷台等に座るような構造のものや、歩行補助車、キャスターバッグ(トランクと車輪が直結するもの)は除く。



1 袋又は籠の寸法

- 袋又は籠の幅、奥行き及び高さをいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±2%以内)。



2 質量

- ショッピングカートの本体及び付属品の質量の合計をキログラム単位で表示する(許容範囲は、表示値の±10%以内)。



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - キログラム(耐荷重)以上の重さの荷物を載せない旨。
 - この場合の耐荷重の表示は、直径200mmで10mmの段があるドラムの上に、砂袋を入れたショッピングカートの車輪を載せた状態で、ドラムを毎分100回の速度で連続して60分間回転させたときに本体及び袋又は籠の部分に著しい異常が生じない最高の荷重の90%以内の荷重をキログラム単位で表示する。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- ショッピングカートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け又は縫い付け等)により表示する。

表示例

袋又は籠の寸法 幅 400mm × 奥行き 200mm × 高さ 550mm
 質量 (重量) 2.7kg
 取扱い上の注意
 ・ 20kg (耐荷重) 以上の重さの荷物を載せない旨

○○×× 株式会社
 東京都千代田区○○町 ×× 番地
 TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

食卓用、食卓用 又は台所用の アルミニウムはく

定義

家庭用で、飲食に供するものを包装するために使用される食卓用のもの、汚れを防止したり、装飾用に使用される食卓用のもの、食物等を保存又は調理するための包装の用に供される台所用のものを指す。



1 寸法

- その製品の幅をセンチメートル単位で、長さをメートル単位で、厚さをマイクロメートル単位で、いずれを指すかを分かりやすく示して表示する(許容範囲は、JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)の4・2(寸法許容差)による)。
- 特に厚さの測定方法は、JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)の5・2(厚さの測定試験)によること。



2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)酸分及び塩分によって変色や浸食が生じることがある旨。
 - ロ)直火によって溶解が生じることがある旨。
 - ハ)保管場所の湿度等によっては変色が生じることがある旨。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け、印刷、下げ札の取付け、ラベルの添付等)により表示する。

表示例

寸法 幅25cm × 長さ12m × 厚さ17 μ m
 取扱い上の注意
 ・酸分及び塩分によって変色や浸食が生じることがある旨
 ・直火によって溶解が生じることがある旨
 ・保管場所の湿度等によって変色が生じることがある旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS H4160(アルミニウム及びアルミニウム合金はく)

合成ゴム製器具：台所用容器等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)
- ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水滴、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等(椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器を除く。)

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成ゴム製器具を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を－10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。 この場合において、低温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度＋10℃

4 容量

- 容量が1ℓ以上の場合にあってはリットル単位で、1ℓ未満の場合にあってはミリリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の+10%以内、-4%以内)。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ハ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限り)。
 - ニ)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限る)。
 - ホ)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで利用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。
 - ヘ)オープン用として使用できないものについては、オープンで使用できない旨、オープンで利用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(シリコンゴムのみから成るものに限り)。
 - ト)食材の臭いが移る場合がある旨。
 - チ)食材の色が移る場合がある旨(該当しない場合は省略できる)

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、容量及び取扱い上の注意を省略して表示することができる。

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

表示例

使用材料	シリコンゴム
耐熱温度	220℃
耐冷温度	-60℃
容 量	3.0ℓ

取扱い上の注意

- 火のそばに置かない旨
- 電子レンジを使用する際の注意事項
- オープンを使用する際の注意事項
- 臭い移りに関する旨
- 変色に関する旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されており、保冷剤を使用していない場合



合成ゴム製器具：皿等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)
- 椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器。



1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。



2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ハ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。
 - ニ)冷凍する際に注意すべき事項(保冷剤を使用した容器に限る)。
 - ホ)電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項。
 - ヘ)オープン用として使用できないものについては、オープンで使用できない旨、オープンで使用できるものについては、その使用形態、内容物に応じ注意すべき事項(シリコンゴムのみから成るものに限る)。
 - ト)食材の臭いが移る場合がある旨。
 - チ)食材の色が移る場合がある旨(該当しない場合は省略できる)。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 シリコンゴム
耐熱温度 220℃
取扱い上の注意
○火のそばに置かない旨
○電子レンジを使用する際の注意事項
○オープンを使用する際の注意事項
○臭い移りに関する旨
○変色に関する旨
○○×株式会社
東京都千代田区○○町×番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

合成ゴム製器具：まな板



定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 寸法

- まな板の本体を収納することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5mm以内)。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)熱い鍋等を載せない旨。
 - ハ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。
 - ニ)冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨(冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る)。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 合成ゴム
耐熱温度 120℃
寸法 縦 400mm、横 300mm、厚さ 25mm
取扱い上の注意
○火のそばに置かない旨
○熱い鍋等を載せない旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

合成ゴム製器具：製氷用器具



定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコンゴム及び液状シリコンゴムは「シリコンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部分に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐冷温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。

1.試験方法	耐冷温度の試験は、一定温度に定めた低温槽の中に合成ゴム製器具を入れて、1時間保持したのち、これを取り出し、そのまま2時間放置したときに機能の異常又は著しい変形が生じているか否かを観察することとし、この試験を-10℃を起点として10℃おきに行う(水を入れて冷蔵庫の中で使用する容器にあっては、常温の水を容器の約80%入れておく)。この場合において、低温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐冷温度	耐冷温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐冷温度=前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度+10℃

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)火のそばに置かない旨。
 - ロ)レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨(該当しない場合は省略できる)。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け等)で表示する。
- なお、表示することができる平面が50cm²未満であって、全ての表示事項を表示できないときは、取扱い上の注意を省略して表示することができる。

表示例

使用材料 シリコンゴム
耐冷温度 -60℃
取扱い上の注意
○火のそばに置かない旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

※テルペン又は油脂によって変質せず、冷凍庫用に耐冷設計されている場合

参 考

- 合樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)



合成ゴム製器具：食事用の器具等

定義

- 型成形(加熱し、型の形に形作る)された合成ゴム製のもの。
- 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造したもの(合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみを使用して製造したものを除く。)

1 使用材料

- 原料として使用する合成ゴム(以下「原料ゴム」という)のうち、シリコーンゴム及び液状シリコーンゴムは「シリコーンゴム」の用語を用いて表示することとし、その他のものは「合成ゴム」の用語を用いて表示する。
- シリコーンゴム以外の原料ゴムを使用したものは、「合成ゴム」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することができる。
- 原料として使用する合成樹脂(以下「原料樹脂」という)を製品の一部に使用して製造したものについては、35ページの表に掲げる原料樹脂の種類に応じ、それぞれ同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合は、その混入割合の大きいものから順次その種類を示す用語を列記する。
- 2以上の部分に異なる種類の原料ゴム又は原料樹脂を使用している場合には、使用部分を分かりやすく示して当該使用部分ごとにその種類を示す用語を用いて表示する。

2 耐熱温度

- 次の表に定める試験により測定した温度を表示する。
- 2以上の部分に異なる種類の材料を使用している場合は、それぞれの部分の耐熱温度を、当該部分を示す用語を併記して表示する。

1.試験方法	耐熱温度の試験は、JIS S2029(プラスチック製食器類)の7・4に掲げる耐熱性の試験を用いることとし、50℃を起点として10℃おきに行う。 ただし、使用材料の種類に応じ、各々の特性その他蓄積された知識、技術及び経験を勘案し、耐熱温度を合理的に推定できるときは、相応の温度を起点とすることができる。 なお、恒温槽の中に収容できない大型の合成ゴム製器具については、当該合成ゴム製器具の一部を切削して試験を行うことができる。
2.耐熱温度	耐熱温度は、次の算式により算出した温度とする。 耐熱温度＝前号の試験により機能の異常又は著しい変形が生じた温度－10℃

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付け、下げ札、包装ビニール、包装箱等)に分かりやすく記載する。

参 考

- 合樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2029(プラスチック製食器類)

表示例

使用材料 シリコーンゴム
耐熱温度 220℃

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999



繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

強化ガラス製器具



雑貨工業品

強化ガラス製器具

定義

- 食食用、食卓用又は台所用の強化ガラスでできた器具に限る(コップや皿、調味料入れなど)。
- 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造したもの。
- 花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等については除く。

1 品名

●「強化ガラス製器具」の用語を用いて表示する。他の用語を使って表示することはできない。

2 強化の種類

●その強化の種類が次の表に掲げる強化の種類に必ずものであるときは、強化の種類を示す用語を用いて表示する。

強化の種類	強化の種類を示す用語 <small>表示名</small>
物理強化またはイオン強化により製品口部の表面に圧縮層を設け、口部の強度を増大したもの	口部強化
物理強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面物理強化
イオン強化により製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増大したもの	全面イオン強化
熱膨張係数の異なる2種類以上のガラスを三層以上に重ね合わせることで、製品全面の表面に圧縮層を設け、製品の強度を増したのもの	全面積層強化

3 取扱い上の注意

●次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。

イ)破損を防ぐための注意事項

- ① 急激な衝撃を与えない旨。
- ② 耐熱ガラスではない旨。
- ③ 急激な温度変化を避ける旨(該当しない場合は省略できる)。
- ④ 全面物理強化のもの、全面積層強化のものその他破損した場合に破片が鋭利なかけら又は細片となって激しく飛散するおそれがあるものについては、傷が付くような取扱いは避ける旨。

ロ)破損した場合に関する注意事項

イ) ④に規定するものあつては、破損した場合に、破片が鋭利なかけら又は細片となって激しく飛散するおそれがあるので注意する旨。

4 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。

●2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付け、刻印等)により表示する。

表示例

品名 強化ガラス製器具
 強化の種類 全面物理強化
 取扱い上の注意
 ・急激な衝撃を与えない旨
 ・耐熱ガラスではないため急激な温度変化を避ける旨
 ・傷が付くような取扱いは避ける旨
 ・破損した場合、破片が細片となって激しく飛散する特性があるので注意する旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具

定義

- 耐熱ガラスのうち、ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食食用、食卓用又は台所用の器具に限る(コップや皿、調味料入れなど)。
- ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造したもの。花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等については除く。

1 品名

- 耐熱温度差が120℃以上400℃未満のものは「耐熱ガラス製器具」の用語を、耐熱温度差が400℃以上のものは「超耐熱ガラス製器具」の用語を用いてそれぞれ表示する。それ以外の用語では表示できない。

2 使用区分

- その使用区分を示す用語を用いて適正に表示する。
- その使用区分が、次の表に掲げる使用区分に必ずしも対応するものの場合、それぞれ同表の用語を用いて表示する。
- いくつかの用途に使用されるものは、その使用区分による種類を列記すればよい。

使用区分	使用区分を示す用語 表示名
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当てて用いられるもの	直火用
加熱調理用等に用いられるものであって、直接炎に当たらない用途(電磁波によって加熱する用途を除く)に用いられるもの	オープン用
加熱調理用等に用いられるものであって、電磁波によって加熱する用途に用いられるもの	電子レンジ用
熱湯使用によって用いられる器物であって加熱器具として用いられないもの	熱湯用

3 耐熱温度差

- ガラスの部分(器具からガラス以外の部分を取り除いたもの)を試料として一定の温度に定めた恒温器の中に30分間保持した後、これを取り出して、直ちに冷水中に1分間浸したときにその試料が破損しない温度差を表示する(許容範囲は、表示値の±4%以内)。
- 恒温器内の温度と冷水の温度差は耐熱ガラス製器具のうち、直火用は150℃以上、直火用以外のもの(オープン用、電子レンジ用、熱湯用のもの等)は120℃以上、超耐熱ガラスは400℃以上となっている。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。

- イ)調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が発熱しているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置いたりしない旨(超耐熱ガラスを除く)。
- ロ)空炊きをしない旨(超耐熱ガラスを除く)。
- ハ)洗浄の際は、研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨。
- ニ)突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近づけない旨(直火用のものに限り)。
- ホ)加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨(直火用のものに限り)。
- ヘ)使用区分以外の使用は避ける旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 - 2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付けや刻印等)により表示する。

参 考

- JIS S2030(耐熱ガラス製食器)

表示例

品名 耐熱ガラス製器具
 使用区分 直火用
 耐熱温度差 300℃
 取扱い上の注意

- ・調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、またガラスの部分が発熱しているときは濡れた布巾で触れたり、濡れたところに置かない旨
- ・空炊きをしない旨
- ・洗浄の際は、研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しない旨
- ・突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので加熱中は顔等を近づけない旨
- ・加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用する旨
- ・使用区分以外の使用は避ける旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

雑貨工業品

漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った
食事用、食卓用又は台所用の器具

定義 木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。



1 品名

- 表面の塗装全てに天然の漆のみを使用したものは「漆器」の用語を用いて表示する。
- 天然の漆以外の塗料すなわちカシュー樹脂塗料、合成樹脂塗料等を塗ったものはその品名を示す用語を用いて適正に表示する。
- 表面の塗装に天然の漆と合成樹脂塗料等天然の漆以外の塗料を使用したものがある場合には「漆器」と表示することはできない。

2 表面塗装の種類

- その表面塗装の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面塗装の種類が、表1に掲げる表面塗装の種類に属するときは、同表の表面塗装の種類を示す用語を用いて表示する。
- 表面の塗装が2種類以上行われている場合には、それぞれの塗装部分ごとにその塗装部分を明示した上で当該部分の塗装の種類を示す用語を用いて表示する。
- 下地塗装を行っているものは表面塗装の種類を示す用語の次に括弧書きで「下地塗装」という用語とその下地塗装の種類を示す用語を用いて適正に表示することができる。

表1 表面塗装の種類

表面塗装の種類	表面塗装の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
漆を塗装したもの	漆塗装
カシュー樹脂塗料を塗装したもの	カシュー塗装
メラミンアルキド樹脂塗料を塗装したもの	メラミンアルキド塗装
ユリアアルキド樹脂塗料を塗装したもの	ユリアアルキド塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン塗装

3 素地の種類

- 器具の主な部分について使用される素地の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その素地が、表2に掲げる素地の種類に属するものである場合、それぞれ同表の素地の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種以上の原料樹脂を共重合し又は混合して使用する場合は、その混入割合の大きいものから順次その原料樹脂の種類名を列記して表示する。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。
- 素地に天然木を使用したものは、その天然木の種類を示す用語(例:ひのき、けやき、桜等)を付記することができる。

表2 素地の種類

素地の種類		素地の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木を使用したもの		天然木 この場合において、その用語の次に括弧書きで天然木の種類を示す用語を付記することができる。
合成樹脂を使用したもの		合成樹脂の種類を示す用語 木粉と「合成樹脂の種類を示す用語」の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。
合成樹脂と木粉との混合物を使用したもの	木粉の重量割合が50%を超えるもの	木粉と「合成樹脂の種類を示す用語」の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。
	その他のもの	「合成樹脂の種類を示す用語」と木粉の成型品 その用語の次に括弧書きで「木粉」の用語及び木粉の重量割合を示す数値を百分率で付記すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、±5とする。

4 取扱い上の注意

- 「使用方法、使用後の手入れ方法及び保存方法」について、製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
- 次のような事項が想定される。
 - イ) 使用後は湯又は水で洗って柔らかい布でふきとる旨。
 - ロ) 変色又は変形するおそれがあるので直射日光等を避けて保存する旨。
 - ハ) たわし又は磨き粉で磨かない旨。
 - ニ) 食酢、レモン等酸性の強いものを入れたりすると変質し、つやがなくなることがある旨。
 - ホ) 電子レンジに入れない旨。
 - ヘ) 食器洗い機に入れて洗わない旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(下げ札の取付け、刻印、ラベルの貼付け、添付等)に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、漆器類の本体から容易に離れない方法(下げ札の取付け、刻印、ラベルの貼付け等)にて表示する(箸については、ショーカード等本体から容易に離れないように付着している物以外の物に見やすいように記載して表示することができる)。
- ※通常の使用状態に置いたときの垂直方向への投影面積が200cm²未満であるものについては、「表面塗装の種類」及び「素地の種類」に限定して表示することができる。

表示例

品名 合成漆器
 表面塗装の種類 カシュー塗装
 素地の種類 ポリプロピレン
 取扱い上の注意
 ・ 使用方法の注意事項
 ・ 使用後の手入れ方法・保存方法

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

なべ 鍋

定義

- 食物等を煮るための容器。アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。
- 容量が10ℓを超えるもの及び電気、ガス又は石油等による加熱装置を有するものを除く。

1 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその表面加工が表1に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれの加工部分を分かりやすく示し、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

2 材料の種類

- 本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その種類が表2に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料の種類を示す用語の次に括弧書きで、鍋の底の中央部において測定した材料の厚さ(ただし表面加工部分は除く)をミリメートル単位で小数点第一位まで付記する(許容範囲は、銅製のは±20%以内、ステンレス鋼製のは±10%以内、それ以外のものは±15%以内)。
- ただし、鍋の底の中央部が鍋の底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されると考えられる位置とその測定値を表示することもできる。
- 2種類以上の材料を使用している場合(合わせ板を含む)は、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示する(許容範囲は±20%以内)。
- 直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料を貼り合わせたもの又はめっきを施したものは、「はり底」又は「めっき底」の用語を付記する。

3 寸法

- アルミニウム又はアルミニウム合金製の場合は、JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)の附属書Bの規定による最大内径又は最大内対辺を、その他のものはJIS S3012(家庭用ほうろう器物)の7の規定による内径又は最大内対辺をそれぞれセンチメートル単位で表示する(許容範囲もJISの規定に準ずる)。

4 満水容量

- 縁までの容量(本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量)をリットル単位で表示する(許容範囲は、容量を表す数値の±5%以内)。
- 測定は鍋をよく洗浄した上で行う。

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
- (イ)圧力鍋を含む鍋
 - ①空炊きをしない旨。
 - ②使用後はよく洗って乾燥させる旨。
 - ③取っ手の部分が熱くなる場合がある旨(該当しない場合は省略可)。
 - ④縁まで水等を満たした状態で使用しない旨(圧力鍋を除く)。
 - ⑤さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨(該当しない場合は省略可)。
 - ⑥鍋の中に料理を保存しない旨(鉄製でほうろう引きのものを除く)。
 - ⑦スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨(ステンレス鋼製又はアルミニウム鋳物製のものを除く)。
 - ⑧焦げ付き等を落とす際は金属製の硬いものを使用しない旨。
 - ⑨酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨(アルミニウム製のものに限る)。
 - ⑩天ぷら等の料理に際しては、油温を200℃以上に上昇させない旨。
 - ⑪炒めものに使用しない旨(銅板製でほうろう引きのもの又は銅製のものに限る)。
 - ⑫急激な衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨。
 - ⑬ストープの上で使用しない旨。
- (ロ)圧力鍋
 - ①鍋に3分の2(ただし、豆類にあつては3分の1)以上内容物を入れて使用しない旨。
 - ②重曹を直接入れる料理をしない旨。
 - ③多量の油を入れて使用しない旨。
 - ④加熱状態では衝撃を与えない旨。
 - ⑤使用中又は使用後は無理に蓋を開けない旨。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

参 考

- JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)
- JIS S3012(家庭用ほうろう器物)
- JIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)

表1 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>表示可</small>
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したものの(皮膜厚さがJIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の6・2・1に定める等級がAA5以上のものに限る)	アルマイト
食品に接触する部分にめっきを施したものの	ニッケルめっき
錫めっきを施したものの	錫めっき
銀めっきを施したものの	銀めっき
ふっ素樹脂塗膜処理を施したものの	ふっ素樹脂塗膜加工
焼付け塗装を施したものの	焼付け塗装
ほうろう引きのもの	ほうろう

表2 材料の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示可</small>
アルミニウム	アルミニウム
アルミニウム合金	アルミニウム合金
ステンレス鋼	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分率を括弧書きで付記したもの
ほうろう引きの鋼板	ほうろう用鋼板
炭素含有率が10万分の12以下のもの	普通鋼板
その他のもの	普通鋼板

表示例

表面加工	内面	ふっ素樹脂塗膜加工
	外面	(底面を除く)焼付け塗装
材料の種類	本体	アルミニウム合金
	はり底	ステンレス鋼(クロム18%)
		(底の厚さ 2.3mm(はり底を含む))
寸法	23cm	
満水容量	2.0ℓ	
取扱い上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・空炊きをしない旨 ・使用後はよく洗って乾燥させる旨 ・取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨 ・縁まで水等を満たした状態で使用しない旨 ・鍋の中に料理を保存しない旨 ・スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨 ・焦げ付き等を落とす際は金属製の硬いものを使用しない旨 ・酸性又はアルカリ性のものの使用は避ける旨 ・天ぷら等の料理に際しては、油温を200℃以上に上昇させない旨 ・急激な衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨 ・ストープの上で使用しない旨 	
	<p>〇〇××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999</p>	

雑貨工業品

湯沸かし

定義

- 湯を沸かすために用いられる容器。アルミニウム製のもの、鉄製でほうろう引きのもの、ステンレス鋼製のもの及び銅製のものに限る。
- 容量が10ℓを超えるものを除く。また、急須、水差しは含まれない。

1 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその表面加工が表1に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施している場合は、それぞれの加工部分の部位名を示すとともに、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

2 材料の種類

- 本体に使用した材料の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その種類が表2に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 材料の種類を示す用語の次に括弧書きで、湯沸かしの底の中央部において測定した材料の厚さ(ただし表面加工部分は除く)をミリメートル単位で小数点第一位まで付記する(許容範囲は、銅製のものは±20%以内、ステンレス鋼製のものは±10%以内、それ以外のものは±15%以内)。
- ただし、湯沸かしの底の中央部が鍋の底全体の材料と厚さの状態を的確に反映していないと考えられる場合は、これらが的確に反映されないと考えられる位置とその測定値を表示することもできる。
- 2種類以上の材料を使用している場合(合わせ板を含む)は、全ての材料の合計の厚さを付記することとし、当該使用部分ごとにその材料の種類を示す用語を用いて表示する(許容範囲は±20%以内)。
- 直接火に当たる部分に本体と異なる種類の材料を貼り合わせたもの又はめっきを施したものは、「はり底」又は「めっき底」の用語を付記する。

3 満水容量

- 口頭部又は注ぎ口までの容量のうちいずれか少ない縁までの容量(本体に水を入れて、水が溢れた際に残った量)をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5%以内)。
- 測定は湯沸かしをよく洗浄した上で行う。

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)空炊きをしない旨。
 - ロ)縁まで水等を満たした状態で使用しない旨。
 - ハ)取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨(該当しない場合は省略可)。
 - ニ)さびを防ぐために表面にラッカー等の被膜を施してあるものは、使用前にその被膜を取り除く旨(該当しない場合は省略可)。
 - ホ)スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨(ステンレス鋼製又はアルミニウム鋳物製のものを除く)。
 - ヘ)強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨。
 - ト)ストーブの上で使用しない旨。
 - チ)使用後はよく洗って乾燥させる旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベルの貼付け、取扱説明書等)により表示する。

参考

- JIS S2010(アルミニウム製加熱調理器具)
- JIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)

表1 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>表示名</small>
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したものの(皮膜厚さがJIS H8601(アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜)の6・2・1に定める等級がAA5以上のものに限る)	アルマイト
食品に接触する部分にめっきを施したものの	ニッケルめっき
錫めっきを施したものの	錫めっき
銀めっきを施したものの	銀めっき
ふっ素樹脂塗膜処理を施したものの	ふっ素樹脂塗膜加工
焼付け塗装を施したものの	焼付け塗装
ほうろう引きのもの	ほうろう

表2 材料の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示名</small>
アルミニウム 又は アルミニウム合金	アルミニウムの成分が99%以上のもの アルミニウム その他のもの アルミニウム合金
ステンレス鋼	「ステンレス鋼」の用語の次にクロム又はニッケルの成分率を括弧書きで付記したもの
ほうろう引きの鋼板	炭素含有率が10万分の12以下のもの ほうろう用鋼板 その他のもの 普通鋼板

表示例

表面加工 アルマイト
 材料の種類 アルミニウム (底の厚さ 0.8mm)
 満水容量 2.0ℓ
 取扱い上の注意
 ・空炊きをしない旨
 ・縁まで水等を満たした状態で使用しない旨
 ・取っ手又は握りの部分が熱くなる場合がある旨
 ・スチールたわし、磨き粉等を使用しない旨
 ・強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しない旨
 ・ストーブの上で使用しない旨
 ・使用後はよく洗って乾燥させる旨

〇〇×株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

魔法瓶

定義

中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したもので主として飲用水に用い屋外に携帯するもの及び内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のもの。

1 品名

● 次の表に掲げる魔法瓶の種類に応じ、それぞれ同表に掲げる用語を用いて表示する。

魔法瓶の種類	用語 <small>表示名</small>
中瓶にガラス製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの	ガラス製卓上用魔法瓶
	ガラス製卓上用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として飲用水に用い屋外に携帯するもの	ステンレス製携帯用魔法瓶
	ステンレス製携帯用まほうびん
内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって、主として屋内で使用されるもので、通常外装に蓋及びハンドル又はつり手を付けたもの	ステンレス製卓上用魔法瓶
	ステンレス製卓上用まほうびん

2 実容量

● 製品に付属の中栓をしたときに実際に入る容量をリットル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5%以内)。

3 保温効力

(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものを除く)

● 室温20℃±2℃において2時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓をしたときの中栓の下端まで沸騰水を入れ、湯の温度が95℃±1℃になったときにその製品付属の中栓等をした後、一定時間放置した場合のその湯の温度が表示以上になるように温度を表示し、その次に括弧書きでその放置した時間を付記する。

● この場合の一定時間については次の表のように定められている。

魔法瓶の種類	放置する時間
卓上用魔法瓶	10時間
携帯用魔法瓶	6時間

4 保冷効力

(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限り)

● 室温20℃±2℃において2時間以上開栓して放置した製品に付属の中栓を施したときの中栓の下端まで4℃の冷水(氷は含めないこと)を入れ、水の温度が4℃±1℃になったときに、その製品付属の中栓等をした後、6時間放置した場合におけるその水の温度が表示以下となるように温度を表示し、その次に括弧書きで「6時間」と付記する。

5 材料の種類

- ガラス製卓上用魔法瓶では、中瓶のガラスについて常温における膨張係数が0.0000065以上のガラスを使用している場合は「ソーダ石灰ガラス」、同膨張係数が0.0000065未満のガラスを使用している場合は「ほうけい酸ガラス」の用語を用いて表示する。
- ステンレス製携帯用魔法瓶では、内瓶について「ステンレス鋼」の用語を用いて表示する。
- 胴部、蓋、コップ、口金、中栓、及び揚水パイプについては、消費者が理解しやすいように適切に表現をした上で、これらのパーツの主な部分に用いられた材料の名称を適正に表示する。
- 合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。

6 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
 - イ) 火のそばに置かない旨(外装が合成樹脂のものに限る)。
 - ロ) 中栓及び蓋は確実に閉めて使用する旨。
 - ハ) 熱いものを入れて使用する場合には横転させて中身が出ないように注意する旨(ガラス製卓上魔法瓶に限る。なお、横転させても中身が流れ出ないものを除く)。
 - ニ) 飲み物は、中栓下端より少な目に入れる旨(ステンレス製携帯用魔法瓶に限る)。
 - ホ) 子供のいたずらに注意する旨。
 - ヘ) 丸洗いをしない旨(ただし、丸洗いでできる製品については、洗い方に係る注意事項を記載する)。
 - ト) ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨。
 - チ) 熱い飲料物の保温用途での使用を禁止する旨(ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限り)。

7 表示者名等の付記

● 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

● 魔法瓶ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
 ※ただし、使用上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、ラベル、取扱説明書の貼付け等)にて表示する。

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S2006(まほうびん)

表示例

品名	ガラス製卓上用魔法瓶
実容量	2.2ℓ
保温効力	80℃以上(10時間)
材料の種類	中瓶のガラス ほうけい酸ガラス 胴部 鋼(印刷鋼板) 蓋 ポリプロピレン コップ ポリプロピレン 口金 鋼(クロムめっき) 中栓 ポリプロピレン 揚水パイプ 鋼(クロムめっき)
使用上の注意	・火のそばに置かない旨 ・中栓及び蓋は確実に閉めて使用する旨 ・熱いものを入れて使用する場合には、横転させて中身が流れ出ないように注意する旨 ・子供のいたずらに注意する旨 ・丸洗いをしない旨 ・ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨
	○○××株式会社 東京都千代田区〇〇町××番地 TEL 03-9999-9999


雑貨工業品

革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣

定義 繊維製のものは、繊維製品の各ページを参照。

1 材料の種類

- 材料(裏地がついている革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した衣料にあっては、裏地に使用したものを除く。以下同じ)の種類を表示は、革又は合成皮革製衣料の主な部分について主として使用される材料の名称を適正に表示する。
- その材料の種類が、次の表に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の材料を用いた場合、使用した部分ごとにその部分を示す用語と使用した材料の種類を表示すること。
- 製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する(10ページ参照)。

材料の種類		材料の種類を示す用語 表示名
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類に通称を示す用語
合成皮革	合成皮革	

※合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにおいては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱方法を具体的に表示すること。
イ)色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。
ロ)保存、手入れ方法に関する注意事項。
ハ)アイロン掛けに関する注意事項。

3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。
- 例外として、革製の衣料で表面の面積のうち革の割合が100%を占める縫製品は、上記に代えて経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号での表示も認められている。

表示方法等

- 革製衣料ごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札又はラベルの縫い付け等)により表示する。

表示例

材料の種類 牛革

取扱い上の注意

- ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
- ・保存、手入れ方法に関する注意事項
- ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6553(衣料用革)



雑貨工業品



革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した 手袋

定義

- 特定スポーツ仕様の手袋(ゴルフ用、野球用、ドライブ用など)のものについては、通常生活の用に供されるものではないので除かれる。
- 繊維製のものは、23ページ参照。

1 材料の種類

- 表面に使用した材料の種類を表示する。
- その材料の種類が、次の表に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれの同表の種類を示す用語を用いて表示する。
- 2種類以上の材料を用いた場合、使用した部分ごとにその部分を示す名称と使用した材料の種類を表示すること。
- 製品の一部として繊維を使用した場合におけるその繊維については、繊維製品品質表示規程の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する(10ページ参照)。

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>表示名</small>
牛の革	牛革
馬の革	馬革
豚の革	豚革
ペッカリーの革	ペッカリー革
羊の革	羊革
やぎの革	やぎ革
鹿の革	鹿革
犬の革	犬革
前各項に掲げる以外の革	材料の種類に通称を示す用語
合成皮革	合成皮革

※合成皮革のうち、基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

2 寸法

- 寸法の表示に際しては、JIS S4051(成人用手袋のサイズ及びその表示方法)の2・1「手囲い」で規定される長さをセンチメートル単位の整数により表示すること。

3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。特に、材料の種類として合成皮革を使用するものにあつては、使用樹脂の種類及び加工方法に応じた取扱い方法を具体的に表示すること。
 - イ) 色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項。
 - ロ) 保存、手入れ方法に関する注意事項。
 - ハ) アイロン掛けに関する注意事項。

4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明らかにする。
- 例外として、革製の手袋で表面の面積のうち革の割合が100%を占める縫製品は、上記に代えて経済産業大臣の定めるところによりその承認を受けた番号での表示も認められている。

表示方法等

- 手袋ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。下げ札やラベルの貼付け又は縫い付けが一般的。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの縫い付け等が適切)にて表示する。

表示例

(革製のもの)

材料の種類 羊革
 寸法 25cm
 取扱い上の注意
 ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
 ・保存、手入れ方法に関する注意事項
 ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

(合成皮革製のもの)

材料の種類 合成皮革
 寸法 25cm
 取扱い上の注意
 ・色落ち、硬化又は劣化に関する注意事項
 ・保存、手入れ方法に関する注意事項
 ・アイロン掛けに関する注意事項

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS S4051(成人用手袋のサイズ及びその表示方法)

繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋



かばん

定義

牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。旅行かばん、事務用かばん、ランドセル等を指し、ハンドバッグ(女性用セカンドバッグ、トート型ハンドバッグ、ショルダー型ハンドバッグを含む)、財布等の袋物は対象となっていない。



1 皮革の種類

- 適正に表示することとし、特にかばんの外面積の60%以上が表皮付き(銀付革)の「牛革」「馬革」「豚革」「羊革」「やぎ革」のものについては、その皮革名を用いる。
- 皮革のうち二者あるいは三者の混合のかばんは、それぞれ「牛革・馬革混用」「牛革・豚革混用」「馬革・豚革混用」「牛革・馬革・豚革混用」の用語を用いて表示し、床革(皮革を二枚にそいだ場合の表皮の付かない内側の革)を用いたかばんは、「床革」の用語を用いて表示する。



2 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を本体(その容器)又はこれに貼り付けたラベル等、消費者に見やすい箇所に分かりやすく表示する。
 - イ)素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤などで手入れをする旨。
 - ロ)濡れたときは、陰干しで乾かす旨。
 - ハ)保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨。



3 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。
- 例外としてかばんについては、表示者名及び連絡先の表示に代えて経済産業大臣の定めるところにより承認を受けた番号での表示も認められている。



表示方法等

- かばんごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する(下げ札を取っ手等に付ける、ラベルを添付する等)。

表示例

皮革の種類 豚革
 取扱い上の注意
 ・素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをする旨
 ・濡れたときは、陰干しで乾かす旨
 ・保存するときは、湿度の高い場所を避ける旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

洋傘

定義

雨雪・日光を防ぐために頭上にかざすもの。携帯用の雨傘・日傘のほかに、ビーチパラソル及びガーデンパラソルのような定置用の大型の日傘も含まれる。



1 傘生地組成

- 洋傘の傘生地が繊維製品のものについては、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の規定に準じ、繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する。
- 上記において特に注意すべきは、「繊維の名称は指定用語を使用する」「混用率が合計100になるように表示する」ことである。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。



2 親骨の長さ

- 親骨とは洋傘の生地に密着し、これを支えている主要な骨のこと。この親骨の先端から末端までの寸法をセンチメートル単位で表示する(許容範囲は、表示値の±5mm以内)。
- 折り畳み式、スライド式等のものは、伸ばした状態で測る。



3 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示する。
 - イ)特に風向きに注意し、強風の時は使用しない旨。また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨(ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る)。
 - ロ)中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱい在地中に埋める旨(ビーチパラソル及びガーデンパラソルに限る)。
 - ハ)傘の開閉時及びシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨(ジャンプ式の折り畳み傘に限る)。
- 二)使用方法に関する注意事項。



4 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 洋傘ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
*ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(下げ札、縫い付けたラベル、貼付けたラベル等)により表示する。

表示例

ジャンプ式の折り畳み傘

傘生地組成 塩化ビニル樹脂
親骨の長さ 60cm
取扱い上の注意
・傘の開閉時やシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用する旨
・使用方法に関する注意事項

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

ビーチパラソル又はガーデンパラソル

傘生地組成 ポリエステル 100%
親骨の長さ 100cm
取扱い上の注意
・特に風向きに注意し、強風のときは使用しない旨
また、パラソルから離れるときは傘を閉じる旨
・中棒に埋めるべき深さの指示標識が施されている場合は、その指示標識いっぱい在地中に埋める旨
・使用方法に関する注意事項

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- 合成樹脂加工品品質表示規程



雑貨工業品

靴

定義

甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着したものに限る。



1 甲皮として使用する材料

- 甲皮として使用する材料名を「合成皮革」と表示する。
- 合成皮革とは、基材に織布又は不織布等を用いて、表面にポリ塩化ビニル・ポリアミド・ポリウレタン等の合成樹脂を形成し、表面に天然皮革模様を型押し(場合によっては発泡剤等の薬品で微細気孔処理を行う)し、天然皮革の特性である外観、感触、光沢、通気性、柔軟性等を与えたものを指す。
- 基材に特殊不織布(ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの)を用いているものは、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。



2 底材として使用する材料

- ゴム(天然ゴム、合成ゴム、両者を混合したゴム)を用いている場合は「ゴム底」、合成樹脂又は合成樹脂とゴムとの混合物を用いている場合は「合成底」の用語を用いてそれぞれ表示する。



3 底の耐油性

- 次の試験に合格したもののみ、底材として使用する材料の種類を示す用語の次に括弧書きで「耐油性」と表示することができる。
- 試験の合格基準とは、JIS K6258の(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方)の5に規定する方法によって、試験用油のうち「No.3油」を用い、油温40℃±1℃において22時間±0.25時間浸せき試験を行ったときの体積変化率(膨潤の程度を示すもの)が35%以下であって、かつ、甲皮と底材との接着部の接着力が接着面に対し90度方向への剥離強度で1cm当たり2kg以上あればよい。



4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨。
 - ロ)火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨。
 - ハ)乾燥するときは、陰干しにする旨。
- 二)油をひいてある場所での使用はなるべく避ける旨(耐油性の表示があるものはこの項は不要)。



5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 靴ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載し、下げ札の取付け又はラベルの貼付け等、靴本体から容易に離れない方法で行うこと。

表示例

甲皮の使用材 合成皮革
 底材の種類 合成底 (耐油性)
 取扱い上の注意
 ・甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等の保革油を用いる必要がない旨
 ・火のそばに置くと、軟化又は変形することがある旨
 ・乾燥するときは、陰干しにする旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- JIS K6258(加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐液性の求め方)



雑貨工業品

たんす

定義 木製、鋼製等使用材料にかかわらず主として衣料品の収納又は保存を目的として使用される箱体のものであって、引き出し、棚又は吊り下げ空間を有するものをいう。

1 寸法

- 外形寸法については、たんすの幅、奥行き、高さ及び引き出しの奥行き寸法をいずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(表示値の許容範囲は、外形寸法については+5mm以内、-10mm以内、引き出しの奥行き寸法については-10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 扉付きのたんすの一部には、扉を90度開けると幅が扉の厚み分増加するものがある。このような場合は、扉を閉じた状態における幅のほか、全ての扉を90度開けたときの幅(増加分のみでなく、全体の幅)を表示しなければならない。
- 引き出しの奥行き寸法は、容量(内容積)の最も大きい引き出しの内のり寸法を表示する。

2 表面材

- たんすの正面に使用した材料(側面の表面に使用した材料が正面の表面に使用した材料と異なるときは、正面及び側面のそれぞれの面の表面に使用した材料)の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その材料が、表1に掲げる材料の種類に属する場合は、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。ここで示す用語は指定された用語であって、これら以外の用語で表示することはできない。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。
- 2種類以上の表面材を使用している場合は、それぞれの使用部分ごとにその使用部分を分かりやすく示し、当該使用部分ごとに表面材の種類を示す用語を用いて表示する。

表1 表面材の種類

材料の種類	材料の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木(天然木の板をモザイク状に組み合わせて貼り付けて作った板を含む。以下同じ)	天然木
天然木を薄く削いで作った板	天然木単板
天然木化粧合板	天然木化粧合板
天然木化粧繊維板	天然木化粧繊維板
プリント紙化粧合板	プリント紙化粧合板
プリント紙化粧繊維板	プリント紙化粧繊維板
合成樹脂化粧繊維板	「合成樹脂化粧繊維板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧パーティクルボード	「合成樹脂化粧パーティクルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧合板	「合成樹脂化粧合板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの

※表面材の種類のうち、天然木化粧繊維板、プリント紙化粧繊維板、合成樹脂化粧繊維板であって、JIS A5905(繊維板)の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

3 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面加工が、表2に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の用語を用いて表示する。
- 2種類以上の表面加工を施しているときは、それぞれの加工部分ごとにその加工部分を分かりやすく示して、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。

表2 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆・オイル等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成漆塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
ワックスを塗って仕上げたもの	ワックス仕上げ

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなき場合は、表示を省略することができる。
- イ)据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨。
- ロ)直射日光又は熱を避ける旨。

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- たんすごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。
- イ)たんすの取っ手に下げ札を取り付ける。
- ロ)引き出しの内側に紙ラベル、取扱説明書等を貼付け又は添付する。

表示例

寸法	外形 幅100cm×奥行き80cm×高さ150cm 引き出しの奥行き 650mm
表面材	天然木化粧繊維板
表面加工	ラッカー塗装
取扱い上の注意	・据付けに際しては、湿気の多いところを避け、たんすを水平に保つために必要な措置を講ずる旨 ・直射日光又は熱を避ける旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町×番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品質表示規程
- 繊維製品品質表示規程
- JIS A5905(繊維板)



机及びテーブル

定義

机及びテーブルは、木製、鋼製など使用材料にかかわらず、その甲板(天板ともいう)上で読書、執筆、裁縫、食事などを行い又は物品を置くような構造となっているものをいう。



1 外形寸法

- 外形寸法については、机又はテーブルの本体を収容することができる最小の直方体(取っ手その他の付属品を除く)を想定し、その幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 甲板の幅、奥行き又は高さが調節できるものについては、その最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で外形寸法を示す数値の次に括弧書きで付記する。
- 書棚等がついている机(学習机等)の場合は、書棚等のついた最上までの寸法を本来の高さとして表示し、書棚が取り外しできるかどうかに関わらず、天板の高さも併せて表示する。



2 甲板の表面材

- 甲板の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。その材料が次の表に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の材料の種類を示す用語を用いて表示する。
- 合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。

材料の種類	材料の種類を示す用語 表示名
天然木 (天然木の板をモザイク状に組み合わせて貼り付けて作った板を含む)	天然木
天然木化粧合板	天然木化粧合板
天然木化粧繊維板	天然木化粧繊維板
プリント紙化粧合板	プリント紙化粧合板
プリント紙化粧繊維板	プリント紙化粧繊維板
合成樹脂化粧繊維板	「合成樹脂化粧繊維板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧パーティクルボード	「合成樹脂化粧パーティクルボード」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成樹脂化粧合板	「合成樹脂化粧合板」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
天然石	「天然石」の用語にその天然石の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
ガラス	ガラス
合成皮革	合成皮革
合成樹脂を主体とするシート	合成樹脂シート

※甲板の表面材の種類のうち、天然木化粧繊維板、プリント紙化粧繊維板、合成樹脂化粧繊維板であって、JIS A5905(繊維板)の4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。



3 表面加工

- 表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。
- その表面加工が次の表に掲げる表面加工の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。2種類以上の表面加工を施しているときは、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する(例:甲板 ウレタン樹脂塗装、脚部 アミノアルキド樹脂塗装)。

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 表示名
ポリエステル塗料を塗装したもの	ポリエステル塗装
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カンシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成漆塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗装を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
めっき加工を施したもの	「めっき」の文字にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
しゅう酸、硫酸等による陽極酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したもの	アルマイト

4 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。該当しないことが明らかなきは、表示を省略することができる。
 - イ) 直射日光又は熱を避ける旨
 - ロ) 加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かない旨

5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 机又はテーブルごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。
 - イ) 机又はテーブルの引き出しの取っ手に下げ札を取り付ける。
 - ロ) 甲板の表面又は裏面の見やすい箇所に紙ラベル、合成樹脂板等を貼り付ける。
 - ハ) 引き出しの内側に、紙ラベル、取扱説明書等を貼付け又は添付する。

表示例

外形寸法 幅 1800mm × 奥行 970mm × 高さ 650mm
甲板の表面材 合成樹脂化粧 MDF (メラミン樹脂)
表面加工 ラッカー塗装
取扱い上の注意
・直射日光又は熱を避ける旨
・加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かない旨

〇〇×× 株式会社
東京都千代田区〇〇町 ×× 番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS A5905(繊維板)

椅子、腰掛け及び座椅子

定義

木製、鋼製等使用材料にかかわらず作業又は休息のために腰を掛けたり、座ったりすること等を主たる目的として使用するもので、背もたれ、肘掛け、又は脚等の有無にかかわらず座面を有するものをいう。



1 寸法

●外形寸法については椅子、腰掛け及び座椅子を収容することができる最小の直方体を想定し、その幅、奥行き及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示し、座面の高さについては、座面中央(座位基準点)の水平の高さをミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する(許容範囲は、表示値の±10mm以内)。なお、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。

●背もたれ部の床面に対する角度が調節できるもの、座面の高さが調節できるもの又は足を置く台が引き出せるものについては、その寸法の最大及び最小の値をミリメートル又はセンチメートル単位で寸法を示す数値の次に括弧書きで付記する。



2 構造部材

●同一の材料を使用している主要な部分ごとに使用している材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●その使用している材料が表1に掲げる構造部材の種類に属する場合は、それぞれ同表の構造部材の種類を示す用語を用いて表示する。ここに示す用語は指定された用語であり、これら以外の用語で表示することはできない。

●合成樹脂を使用したものには、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に準じて原料樹脂の種類を表示する。



3 表面加工

●表面加工が施されているものに限って表面加工の種類を示す用語を用いて適正に表示する。

●その表面加工が表2に掲げる表面加工の種類に属する場合は、それぞれ同表の表面加工の種類を示す用語を用いて表示する。2種類以上の表面加工を施しているときは、当該加工部分ごとに表面加工の種類を示す用語を用いて表示する(例:座部 ウレタン樹脂塗装、肘掛け部 アミノアルキド樹脂塗装)。



4 張り材

●張り材とは、椅子類の構造部材の上にクッション材を介して張り又は構造部材間に張り渡した材料をいう。表示は椅子、腰掛け及び座椅子の表面に使用した材料の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●その材料が、表3に掲げる張り材の種類に属するものであるときは、それぞれ同表の張り材の種類を示す用語を用いて表示する。その材料が繊維製品(ロープを除く)であるときは、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の規定に準じて表示する。



5 クッション材

●クッション材とは、椅子類の張り材の下に充填した材料をいう。表示には、同一のクッション材を使用している主要な部分ごとに当該使用クッション材の名称を示す用語を用いて適正に表示する。

●そのクッション材が、表4に掲げる材料の種類に属するものであるときは、それぞれ同表のクッション材の種類を示す用語を用いて表示する。



6 取扱い上の注意

●次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。該当しないことが明らかなき場合は、表示を省略することができる。

- イ)直射日光又は熱を避ける旨。
- ロ)乳幼児の転落の防止に関する注意事項(乳幼児が使用するものに限る)。



7 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

●椅子、腰掛け及び座椅子ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。具体的には以下の表示方法が適切である。

- イ)椅子の座面の表面又は裏面の見やすい箇所に紙ラベル、合成樹脂板等を貼り付ける。
- ロ)下げ札、巻き紙又は取扱説明書等を添付する。

表1 構造部材の種類

構造部材の種類	構造部材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
天然木	天然木
天然木の板を繊維方向をそろえて重ね、接着して作った板	積層材
普通合板	合板
硬質繊維板、半硬質繊維板または軟質繊維板	繊維板
パーティクルボード	パーティクルボード
竹	竹
とう	とう
鋼、ステンレス鋼、鋳鉄、アルミニウム又はアルミニウム合金	「金属」の用語にその金属の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
天然石	「天然石」の用語にその天然石の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
人造石	人造石
陶磁器	陶磁器

※構造部材の種類のうち、硬質繊維板、半硬質繊維板又は軟質繊維板(繊維板)に4に規定する「MDF」を用いているものについては、材料の種類を示す用語として「繊維板」の用語に代えて「MDF」の用語を用いることができる。

表2 表面加工の種類

表面加工の種類	表面加工の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
ウレタン樹脂塗料を塗装したもの	ウレタン樹脂塗装
アミノアルキド樹脂塗料を塗装したもの	アミノアルキド樹脂塗装
ニトロセルロースラッカーを塗装したもの	ラッカー塗装
カシューかく油、漆オール等を樹脂化した油性塗料を塗装したもの	油性合成塗装
漆を塗装したもの	漆塗装
油性塗料を含浸させて仕上げたもの	オイル仕上げ
めっき加工を施したものの	「めっき」の用語にそのめっき金属の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
しゅう酸、硫酸等による陽酸化皮膜をアルミニウムの表面層に施したものの	アルマイト

表3 張り材の種類

張り材の種類	張り材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
皮革	「皮革」の用語にその皮革の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの
合成皮革	合成皮革
布に短繊維を植え付けたもの	植毛シート
ロープ	「ロープ」の用語にその素材の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの

表4 クッション材の種類

クッション材の種類	クッション材の種類を示す用語 <small>(表示名)</small>
スポンジゴム	スポンジゴム
ウレタンフォーム	ウレタンフォーム
鋼製ばね	鋼製ばね

表示例

寸法 幅2100mm × 奥行き740mm × 高さ750mm
座面の高さ 350mm
構造部材 天然木
表面加工 ウレタン樹脂塗装
張り材 合成皮革
クッション材 ウレタンフォーム
取扱い上の注意
・直射日光又は熱を避ける旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

スプリングマットレス

定義 マットレスのクッション材としてスプリングを使用したもの。

1 構造

- 1台分のスプリングマットレスの構造を、適正に表示する。
- 特にその構造が一体で折り畳みできないものは「一体式」、ファスナー、布地等で連結されており、折り畳みできるものは「連結式」と表示する。

2 寸法

- JIS S1102(住宅用普通ベッド)6・2「寸法の測定」に規定する測定方法により測定したマットレスの厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する。また、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる。
- 表示値の許容範囲は、次の表の通り。
- 連結式のもの、個々のマットレスを測定し、その和を表示する。

寸法		製作許容差
幅	1000未満	±20
	1000以上 1500未満	+25 -20
	1500以上	+30 -20
長さ		+30 -20
厚さ	180未満	±18
	180以上	±20

(単位 ミリメートル)

3 詰物の材料

(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く)

- 表示に際しては、「コイルスプリング」の用語を用いて表示することとし、その用語の次に括弧書きで、詰物(詰物をくるむために用いる薄い布等を除く)の材料の名称を適正に表示することとする。
- その材料が、次の表に掲げる詰物の材料の種類を示す用語である場合は、それぞれ同表に掲げる詰物の材料の種類を示す用語を用いて表示する。

詰物の材料の種類	詰物の材料の種類を示す用語 表示名
軟質ポリウレタンフォーム	ウレタンフォーム
やし繊維を主体とする詰物	バームパッド
フェルト	「フェルト」の文字にそのフェルトの主な材質の名称を示す用語を括弧書きで付記したもの

4 外装生地組成

- その品質を適正に表示する方法を用いる。
- 特に外装生地が繊維製品の場合は、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いなければならない。

5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)湿気を避け、風通しをよくする旨。
 - ロ)無理に折り曲げない旨。
 - ハ)スプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- スプリングマットレスごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、マットレス本体から容易に離れない方法(布の縫い付け又は貼付け等)により表示する。

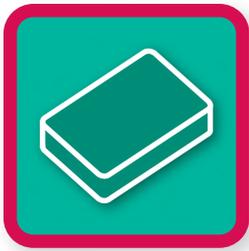
参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム仕様)
- JIS S1102(住宅用普通ベッド)

表示例

構造 一体式
 寸法 厚さ200mm × 幅1000mm × 長さ2000mm
 材 料 コイルスプリング
 (詰物 ウレタンフォーム、フェルト(ジュート))
 外装生地の組成
 綿 50% レーヨン 50%
 使用上の注意
 ・湿気を避け、風通しをよくする旨
 ・無理に折り曲げない旨
 ・スプリングマットレスの上で跳んだり跳ねたりしない旨

 ○○××株式会社
 東京都千代田区○○町××番地
 TEL 03-9999-9999



ウレタンフォームマットレス

定義

あらゆる形態で用いる寝具用のもの。
ウレタンフォームの部分の最大の厚さが50mm以上のものに限る。



1 材 料

- クッション材の種類名を「ウレタンフォーム」の用語を用いて表示する。



2 構 造

- クッション材の構造を示す用語を用いて適正に表示する。
- その構造が次の表に掲げる構造の種類の場合は、それぞれ同表に掲げる構造の種類を示す用語を用いて表示する。

構造の種類	構造の種類を示す用語 <small>表示名</small>
1枚もので、いずれかの表面が波形のもの	1枚もの 波形
1枚もので、表面が波形でないもの	1枚もの 平形
表面が波形でないものを積層したもの	平形
いずれかの表面が波形のものと同表面が波形でないものを積層したもの	波形
不定形のものを使用したもの	不定形



3 寸 法

- クッション材の厚さ、幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル又はセンチメートル単位で表示することとし、センチメートル単位で表示する場合には、小数点第一位まで付記する。また、小数点第一位が0となるものについては、小数点第一位を省略することができる(許容範囲は、JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム)の5・3「寸法の許容差」の表4「フォームの長さ及び幅の許容差」及び表5「製品の厚さの許容差」による)。
- 三つ折り等クッション材が複数個で構成されているものの寸法の表示は、各々の小クッションの寸法の総和で示す。



4 硬 さ

- JIS K6400-2(軟質発泡材-物理特性-第2部:硬さ及び圧縮応力-ひずみ特性の求め方)の6・4「A法(40%定圧縮して30秒後の力を求める方法)」に規定する硬さ試験の測定方法により得た数値をニュートン(重量キログラム)単位で表示する。
- この場合の得た数字の大きさに応じ、次の表に掲げる区分に従い同表に掲げる用語を表示し、数値を括弧書きで付記するものとする(許容範囲は、その硬さを示す数値に200ニュートン(20重量kg)を加えたものの±10%以内とする)。

区 分	用語 <small>表示名</small>
110ニュートン(11重量kg)以上	かため
75ニュートン(7.5重量kg)以上 110ニュートン(11重量kg)未満	ふつう
75ニュートン(7.5重量kg)未満	やわらかめ



5 復元率

- JIS K6400-4(軟質発泡材料-物理特性の求め方-第4部:圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ)の6・2・4に規定する測定方法により得た数値を、100から差し引いた残りの数値以下の数値(%)で表示する。
- 復元率の表示値は、製品のバラツキ及び測定誤差を見込んで控えめにした「それ以下の数値」を出すことになっている。「復元率96%」のように記載し、「復元率95%以上」のような表示は適切ではない。



6 外装生地組成

- その品質を適正に表示する方法を用いる。
- 特に外装生地が繊維製品の場合は、繊維製品品質表示規程(10ページ参照)の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いなければならない。



7 使用上の注意

- 「火又は温度の高いものに近づけない旨」を製品の品質に応じて適切に表示する。



8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- ウレタンフォームマットレスごとに消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- ※ただし、使用上の注意については、マットレス本体から容易に離れない方法(布の縫い付けもしくは貼付け等)により表示する。
- 三つ折り状態で陳列されている状態でも、表示票が外から見える状態であればならない。

表示例

材 料 ウレタンフォーム
 構 造 1枚もの 波形
 寸 法 幅97cm × 長さ195cm × 厚さ10cm
 硬 さ やわらかめ (70ニュートン)
 復元率 95%
 外装生地の組成
 綿 50%、レーヨン 50%
 使用上の注意
 ・火又は温度の高いものに近づけない旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 繊維製品品質表示規程
- JIS K6400-2(軟質発泡材料-物理特性-第2部:硬さ及び圧縮応力-ひずみの特性の求め方)
- JIS K6400-4(軟質発泡材料-物理特性の求め方-第4部:圧縮残留ひずみ及び繰返し圧縮残留ひずみ)
- JIS K6401(耐荷重用軟質ポリウレタンフォーム-仕様)

歯ブラシ

定義

- 通常生活で用いられる植毛されたものをいい、柄とブラシ毛から構成されているもの。
- 電動式のもの及び使い捨て用等一時的に使用するものを除く。



1 柄の材質

- その柄の材質を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその柄の材質として合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。



2 毛の材質

- その毛の材質を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特にその毛の材質として獣毛を用いているものは「天然毛」の用語を用いて表示する。この場合、「天然毛」の用語の次に括弧書きで天然毛の種類を示す用語(例: 狸毛、豚毛等)を付記できる。
- 合成樹脂を使用したものは、柄の材質と同様に合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づいて原料樹脂の種類を表示する。



3 毛の硬さ

- JIS S3016(歯ブラシ)の5・3「毛の硬さ」(1)に定める試料を用いて、同(2・2)「圧縮試験機を用いる方法」により測定し、3(8)「毛の硬さ」に応じた項目名を表示する。



4 耐熱温度

- 当該歯ブラシをその温度の温水に3分間浸したときに柄又は毛に異常を生じない最高の温度を表示する(許容範囲は、表示値の+0、-20%以内)。



5 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所(ラベルの貼付け、包装への印刷、下げ札、ラベルの添付等)に分かりやすく記載する。

表示例

柄の材質	AS樹脂
毛の材質	天然毛(豚毛)
毛の硬さ	やわらかめ
耐熱温度	80℃

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS S3016(歯ブラシ)



雑貨工業品

哺乳用具

定義 ●乳児にミルクを飲ませるときに用いる哺乳瓶又は哺乳器等の瓶。
●母乳を絞り取るために用いられるさく乳器は含まれない。

1 品名

- その品名を示す用語を用いて適正に表示する(一般的には「哺乳瓶」又は「哺乳器」)。
- この場合において、瓶の部分が合成樹脂のものは「プラスチック製」の用語、ガラス製のものは「ガラス製」の用語を、それぞれ品名を示す用語の次に括弧書きで付記する。

2 材料の種類

- フード、キャップ、中蓋、乳首、中栓(中栓は使用している場合のみ表示する)、瓶、その他の部分品に使用されている材料の名称をそれぞれ適正に表示する。
- 特にその材料が「ほうけい酸ガラス」「天然ゴム」「合成ゴム」を用いたものである場合は、これらの用語を使用して表示する。
- さらに、この場合において、「天然ゴム」又は「合成ゴム」の用語の次に括弧書きで天然ゴム又は合成ゴムの種類を示す用語を付記することができる。
- 材料に合成樹脂を使用したものは、合成樹脂加工品品質表示規程(35ページ参照)に基づき、原料樹脂の種類を表示する。

3 乳首の吸い穴の形状

- その乳首の吸い穴の形状を示す用語を用いて適正に表示する。
- 特に吸い穴の形状が丸穴、クロスカット又はY字形(スリーカット)の場合は「丸穴」「クロスカット」「Y字形」の用語を用いて表示する。

4 瓶の容量

- 目盛りがある瓶では最大目盛りにおける容量を、目盛りがない瓶では瓶の口頭部までの容量(満水容量)をそれぞれミリリットル単位で表示し、この表示の次に括弧書きでそれぞれ「最大目盛り容量」又は「満水容量」と付記する。
- 許容範囲は、次の表のとおりとする。

瓶の容量	許容範囲	
	ガラス製	プラスチック製
50ml 未満	± 5ml 以内	± 4ml 以内
50ml 以上 100ml 未満	± 6ml 以内	± 4ml 以内
100ml 以上 120ml 未満	± 7ml 以内	± 4ml 以内
120ml 以上 150ml 未満	± 8ml 以内	± 4ml 以内
150ml 以上 200ml 未満	± 9ml 以内	± 4ml 以内
200ml 以上 250ml 未満	± 10ml 以内	± 5ml 以内
250ml 以上 300ml 未満	± 12ml 以内	± 6ml 以内

5 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
 - イ)使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨。
 - ロ)高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨(ガラス製のものに限る)。
 - ハ)火のそばに置くと、軟化又は変化することがある旨(プラスチック製のものに限る)。
- 二)硬めのブラシで磨くと、傷が付き、又は不透明になることがある旨(プラスチック製のものに限る)。
- ホ)使用前に亀裂や傷の点検をする旨(ガラス製のものに限る)。

6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載する。
- 2個以上の個数をまとめて包装したもので分割して販売される可能性のないものは、その包装の表面に表示することができる。

※ただし、取扱い上の注意については、本体から容易に離れない方法(ラベルの貼付けや添付、印刷、下げ札の取付け等)により表示する。

表示例

品名	哺乳瓶 (ガラス製)	
材料の種類	フード	ポリプロピレン
	キャップ	ポリプロピレン
	中蓋	ポリプロピレン
	乳首	天然ゴム
	中栓	ポリプロピレン
	瓶	ほうけい酸ガラス
乳首の吸い穴の形状	Y字形	
瓶の容量	200ml (最大目盛り容量)	
取扱い上の注意	・使用後は、洗浄をした後、煮沸、消毒薬等により消毒を行う旨 ・高い所から落とす等、急激な衝撃を与えると破損するおそれがある旨 ・使用前に亀裂や傷の点検をする旨	
	○○××株式会社 東京都千代田区○○町××番地 TEL 03-9999-9999	

参 考

- 合成樹脂加工品品質表示規程
- JIS T9106(ゴム製乳首)
- JIS T9112(ほ乳瓶)



雑貨工業品



合成洗剤

定義

- 界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄作用が純石けん分以外の界面活性剤の界面活性作用によるもの(洗濯用は純石けん分以外の界面活性剤が界面活性剤の総含有重量の30%を超えるものに限る、台所用は40%を超えるものに限る)。
- 研磨材を含むもの及び化粧品を除く。

※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率がJIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。

繊維製品



1 品名

- 洗濯用に供されるものは「洗濯用合成洗剤」、台所用に供されるものは「台所用合成洗剤」の用語を用いて表示する。



2 成分

- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)又はJIS K3304(石けん試験方法)による成分分析により表示する。また、界面活性剤の含有率を表示するときには、これらの試験方法により「製品重量比」によって表示する。
- 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、括弧書きで界面活性剤の総含有率及び界面活性剤の種類の名を付記する。ただし、界面活性剤の種類の名を知ることができないときその他界面活性剤の種類の名を示す用語を表示しないことについてやむを得ない理由があるときは、界面活性剤の種類の名を示す用語に代えて、界面活性剤の系別を示す用語を付記することができる。
- 界面活性剤の種類の名及び系別を示す用語は、次の表に応じて表示する。
- 洗浄補助剤の一つである「りん酸塩」については、合成洗剤に1%以上(五酸化りん換算)含有されている場合には「りん酸塩」の用語を用いて表示し、括弧書きで五酸化りん(P₂O₅)としての含有率を付記する。
- りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものについてはその成分の機能の名を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものについてはその成分の機能の名の次に括弧書きで種類の名を示す用語を用いて表示する。
- 蛍光剤、酵素、漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」「漂白剤」の用語を表示する。

合成樹脂加工品

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名を示す用語 表示名
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系(陰イオン)	・純石けん分(脂肪酸ナトリウム) ・純石けん分(脂肪酸カリウム) ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系(陰イオン)	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系(非イオン)	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系(非イオン)	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
両性イオン系界面活性剤	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
	第4級アンモニウム塩系	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

電気機械器具



3 液性

- 水素イオン濃度(pH)が8.0以下6.0以上のもの限り「中性」と表示し、11.0以下8.0を超えるものを「弱アルカリ性」、11.0を超えるものを「アルカリ性」、6.0未満3.0以上のものを「弱酸性」、3.0未満のものを「酸性」と表示する。

● 水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものは原液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。液状以外のものは使用適量を用いた溶液についてJIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)の8・3「pH値」に定める方法により行う。測定温度は25℃とする。



4 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- 洗濯用の洗剤であればどの繊維に使えるのか、台所用の洗剤であれば野菜や果物用なのか食器や調理器具用なのか、明確に表示する。使用できないものについても表示することが望ましい。



5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。



6 使用量の目安

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える(例:洗濯物5kgに付属の計量スプーンで1杯)。

雑貨工業品

合成洗剤



7 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 野菜及び果物を5分間以上つけたままにしない旨。
 - ハ) 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は30秒間以上、食器及び調理用具は5秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて2回以上すすぐ旨。
 - ニ) 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、5秒間以上すすぎ、ため水を用いてすすぐ場合には、ため水を替えて2回以上すすぐ旨。
 - ホ) 用途外に使用しない旨。
 - ヘ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

- 巻末資料に掲載 >>> 111ページ

表示例

粉末の場合

品名	洗濯用合成洗剤		
用途	綿・麻・合成繊維用		
液性	弱アルカリ性		
成分	界面活性剤（37%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキル硫酸エステルナトリウム、純石けん分（脂肪酸ナトリウム）） 水軟化剤（アルミノけい酸塩） アルカリ剤（炭酸塩、けい酸塩） 蛍光増白剤、酵素		
正味量	2.2kg		
使用量の目安			
	洗濯機の大きさ (kg) (表示の洗濯容量)	水量の目安 (高水位)	使用量の目安
洗濯機 (全自動・ 二層式)	5.5~4.5	55ℓ	37g (山盛り)
	4.2~3.6	45ℓ	30g (水45ℓの線)
	3.3~2.8	40ℓ	27g (水40ℓの線)
	2.5~2.0	35ℓ	20g (すりきり1杯)
手洗い		4ℓ	3g (料理小さじ1杯)

使用上の注意

- ・子供の手が届くところに置かない旨
- ・用途外に使用しない旨
- ・万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には応急処置を行い、医師に相談する旨

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS K3370(台所用合成洗剤)
- JIS K3371(洗濯用合成洗剤)
- JIS Z8802(pH測定方法)

洗濯用又は台所用の石けん

定義

界面活性剤又は界面活性剤及び洗浄補助剤その他の添加剤から成り、その主たる洗浄の作用が純石けん分の界面活性作用によるもの(洗濯用の石けんについては、純石けん分の含有重量が界面活性剤の総含有重量の70%以上のものに限り、台所用の石けんについては60%以上のものに限る)。

※ここでいう「純石けん分」は、界面活性剤の一種であるが、脂肪酸塩であって、その含有率がJIS K3304(石けん試験方法)により求められるもの。

1 品 名

●洗濯用に供されるものであって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは「洗濯用石けん」、含有するものは「洗濯用複合石けん」の用語を、台所用に供されるものであって、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは「台所用石けん」、含有するものは「台所用複合石けん」の用語を用いてそれぞれ表示する。

●ここに定められた「洗濯用石けん」「洗濯用複合石けん」「台所用石けん」「台所用複合石けん」以外の品名を使うことはできない。「洗濯用」及び「台所用」の両方に使用できるものについては、どちらか一方の用語を用いるが「洗濯用、台所用石けん」と表示する。

2 成 分

●JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)又はJIS K3304(石けん試験方法)による成分分析により表示する。また、界面活性剤の含有率を表示するときには、これらの試験方法により、固形のもの、粉末状のもの及び粒状のものについては乾燥状態における「重量比」、それ以外のものについては「製品重量比」によって表示する。

●界面活性剤については、純石けん分以外の界面活性剤を含有しないものは、「純石けん分」の用語を用いて表示し、括弧書きでその含有率と脂肪酸塩の種類名称を付記する。また、純石けん分以外の界面活性剤を含有するものは、「界面活性剤」の用語を用いて表示し、括弧書きで純石けん分を含めた界面活性剤の含有率を付記する。さらにこの後に純石けん分の含有率、種類名称及び純石けん分以外の界面活性剤の含有率と種類名称を「純石けん分」「純石けん分以外の界面活性剤」の用語を用いて付記する。

●界面活性剤の種類名称及び系列は、次の表に応じて表示する。

●純石けん分以外の界面活性剤の表示については、該当部分にアンダーラインを引くこと。

●洗浄補助剤の一つである「りん酸塩」については、石けんに1%以上(五酸化りん換算)含有されている場合には「りん酸塩」の用語を用いて表示し、括弧書きで五酸化りん(P₂O₅)としての含有率を付記する。

●りん酸塩以外の洗浄補助剤及びその他の添加剤については、含有率が1%以上のものについてはその成分の機能の名称を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものについてはその成分の機能の名称の次に括弧書きで種類名称を示す用語を用いて表示する。

●蛍光剤、酵素、漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「蛍光増白剤」「酵素」「漂白剤」の用語を表示する。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系列を示す用語	界面活性剤の種類名称を示す用語 表示名
陰イオン系界面活性剤	脂肪酸系(陰イオン)	・脂肪酸ナトリウム ・脂肪酸カリウム ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系(陰イオン)	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系界面活性剤	脂肪酸系(非イオン)	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系(非イオン)	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
両性イオン系界面活性剤	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
	陽イオン系界面活性剤	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

3 液 性

●水素イオン濃度(pH)が11.0を超えるものを「アルカリ性」、11.0以下8.0を超えるものを「弱アルカリ性」と表示する。

●水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のものは原液について、液状以外のは使用適量を用いた溶液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。測定温度は25℃とする。

4 用 途

●その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。

●洗濯用の洗剤であればどの繊維に使えるのか、台所用の洗剤であれば野菜や果物用なのか食器や調理用具用なのか、明確に表示する。使用できないものについても表示することが望ましい。

5 正 味 量

●計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。



6 使用量の目安

※

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える(例:洗濯物5kgに付属の計量スプーンで1杯)。

7 使用上の注意

※

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 野菜及び果物を5分間以上つけたままにしない旨。
 - ハ) 流水を用いてすすぐ場合には、野菜及び果物は30秒間以上、食器及び調理用具は5秒間以上すすぐ旨。
 - ニ) 流水を用いて食器又は調理用具をすすぐ場合には、5秒間以上すすぐ旨。
 - ホ) 用途外に使用しない旨。
 - ヘ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

※固形石けんについては、「液性」「用途」「正味量」「使用量の目安」「使用上の注意」を省略することができる。

表示例

品名 洗濯用複合石けん
 用途 綿・麻・合成繊維用
 液性 弱アルカリ性
 成分 界面活性剤 (37%)
 純石けん分 (30%、脂肪酸カリウム)
 純石けん分以外の界面活性剤
 (7%、脂肪酸アルカノールアミド)
 水軟化剤 (アルミノけい酸塩)
 アルカリ剤 (炭酸塩)
 分散剤

正味量 2kg
 使用量の目安

洗濯機 (全自動・二層式)	洗濯機 の大きさ (kg) (表示の洗濯容量)	水量の目安 (高水位)	使用量の目安
	4.2~3.6	45ℓ	60g (水45ℓの線)
	3.3~2.8	40ℓ	53g (水40ℓの線)
	2.8~2.5	35ℓ	47g (すりきり1杯)
	2.5~2.0	30ℓ	40g (水30ℓの線)

使用上の注意
 ・子供の手が届くところに置かない旨
 ・用途外に使用しない旨
 ・万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には応急処置を行い、医師に相談する旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)



雑貨工業品

住宅用又は家具用の洗剤

定義

- 洗剤とは、①酸、アルカリ又は酸化剤及び洗剤補助剤その他の添加剤から成り、②その主たる洗浄の作用が酸、アルカリ又は酸化剤の化学作用によるもの。
- 研磨材を含むものを除く。

1 品名

- その用途を適切に表現した用語を用いることとし、必ず「洗剤」の用語を付記して表示しなければならない。具体的には「浴室用洗剤」「カビ取り用洗剤」「トイレ用洗剤」「換気扇・レンジ用洗剤」のように表示する。

2 成分

界面活性剤の種類名称
 >>> 101ページ

- 「界面活性剤」「洗剤補助剤及びその他の添加剤」「酸又はアルカリ」「酸化剤」の4つに分類される。
- 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示する。その種類ごとの界面活性剤の含有率が3%以上の場合は、「界面活性剤」の用語の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を付記する。2種類以上含まれている場合には含有率の大きいものから順次列記する。3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合は、含有率の最も高いもの1つの種類の名称を示す用語を表示する。
- 洗剤補助剤及びその他の添加剤のうち、その含有率が10%以上のものについては、その成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を表示する。種類の名称については合成洗剤に準ずる。また、含有率が1%以上のものについてはその機能の名称を示す用語を表示する。
- 酸又はアルカリについては、主要なものの種類の名称を示す用語を用いて表示し、括弧書きでその成分の含有率を付記する。「塩酸」「硫酸」「しゅう酸」「塩酸及びしゅう酸を含むもののうちの塩酸」「スルファミン酸」「硫酸及びスルファミン酸を含むもののうちの硫酸」「水酸化ナトリウム」は、指定された試験方法により算出された当該成分の含有率を括弧書きで付記しなければならないので、別途確認が必要である(許容範囲は、表示値の±1以内)。
- 酸化剤については、その種類の名称を示す用語を用いて表示する。次亜塩素酸塩を配合しているものについては、「次亜塩素酸塩」の用語を表示する。

3 液性

- 水素イオン濃度(pH)が11.0を超えるものは「アルカリ性」、11.0以下8.0を超えるものは「弱アルカリ性」、8.0以下6.0以上のもは「中性」、6.0未満3.0以上のもは「弱酸性」、3.0未満のもは「酸性」の用語を用いてそれぞれ表示しなければならない。
- 水素イオン濃度(pH)の測定は、液状のもの原液について、粉末のものは1ℓの水に50gの試料を溶かした溶液についてJIS Z8802(pH測定方法)に定める方法による。測定温度は25℃とする。

4 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- トイレ用の洗剤であればトイレのどのような部分に使えるのかを具体的に表示し、家具用の洗剤であればどのような家具に適しているのかを明確に表示する必要がある。また、使用できないものについても表示することが望ましい。

5 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

6 使用量の目安

- 使用の適量について、具体的に分かりやすく表示する。
- 「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行える。

7 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。**ただし、該当しない場合は省略できる。**
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 用途以外に使用しない旨。
 - ハ) 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。
- 二) 使用のときはゴム製等の手袋又は柄付きたわしを使用する旨。

8 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

- 巻末資料に掲載 >>> 111ページ

参考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	トイレ用洗剤
用途	便器、タイル、トイレのタンク
液性	アルカリ性
成分	界面活性剤(・・・・・) 分散剤(・・・・・) 水酸化ナトリウム(1%) 次亜塩素酸塩
正味量	300mℓ
使用量の目安	便器: 1回 5mℓ タイル: 1㎡当たり 10mℓ
使用上の注意	・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 用途外に使用しない旨 ・ 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には 応急処置を行い、医師に相談する旨 ・ 使用の際にはゴム製等の手袋又は柄付きたわし を使用する旨

〇〇×株式会社
 東京都千代田区〇〇町×番地
 TEL 03-9999-9999



雑貨工業品

台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー

定義

- 研磨材及び界面活性剤その他の添加剤から成り、主として研磨の用に供せられるもの(つや出しの用に供せられるものを除く)をいう。
- 台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。

1 品名

● 「クレンザー」の用語を用いて表示する。他の用語を使って表示することはできない。

2 成分

● 研磨材は「研磨材」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記する(許容範囲は、表示値の±5以内)。

● 研磨材の種類は、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができる。

- ① けい酸アルミニウム系鉱物 ② けい酸系鉱物 ③ 炭酸カルシウム系鉱物 ④ アルミナ系鉱物

● 界面活性剤を含有するものは「界面活性剤」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率及びその種類の名称を付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合は含有率の最も高い界面活性剤の種類名を1つ付記する。

● リン酸塩を1%以上(五酸化りん換算)含有するものは「りん酸塩」の用語を表示し、その用語の次に含有率(五酸化りん換算)を括弧書きで付記する(許容範囲は、表示値の±2以内)。

● 研磨材、界面活性剤、りん酸塩又は漂白剤以外の成分(水を除く)については、含有率が1%以上のものはその成分の機能の名称を示す用語を用いて表示し、含有率が10%以上のものはその成分の機能の名称の次に括弧書きで種類の名称を示す用語を用いて表示する。

● 漂白剤を配合しているものは、その含有率にかかわらず「漂白剤」の用語を表示する。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の名称を示す用語
陰イオン系 界面活性剤	脂肪酸系(脂肪酸塩又は脂肪酸エステル系界面活性剤以外の界面活性剤を含まないものをいう)(陰イオン)	・純石けん分 ・アルファスルホ脂肪酸エステル塩
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩
	高級アルコール系(陰イオン)	・アルキル硫酸エステル塩 ・アルキルエーテル硫酸エステル塩
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸塩
非イオン系 界面活性剤	脂肪酸系(非イオン)	・シよ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレン脂肪酸エステル
	高級アルコール系(非イオン)	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
両性イオン系 界面活性剤	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸塩
	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキソ系	・アルキルアミノオキソ

3 液性

● 水素イオン濃度(pH)により、右の表に基づきその液性を示す用語を表示する。

水素イオン濃度(pH)	用語 表示名
11.0を超えるもの	アルカリ性
11.0以下8.0を超えるもの	弱アルカリ性
8.0以下6.0以上のもの	中性
6.0未満3.0以上のもの	弱酸性
3.0未満のもの	酸性

4 用途

● その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。

● 台所用のクレンザーでは台所のどのようなものに使えるのか、住宅用のクレンザーでは住宅のどの部分に使えるかを明確に表示する必要がある。

● 使用できないものについても具体的に表示することが望ましい。

5 正味量

● 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。

● この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。

6 使用上の注意

● 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし該当しない場合は省略できる。

イ) 子供の手が届くところに置かない旨。

ロ) 万一目に入ったりした場合には、こすらずに水で洗い流す旨。

ハ) 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨(食器、調理器具等の使用に適するものに限る)。

ニ) 飲み込んだ場合の応急処置方法を記載する旨。

ホ) 用途外に使用しない旨。

7 表示者名等の付記

● 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

● 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

特別注意事項の表示

● 巻末資料に掲載 >>> 111ページ

参 考

- 計量法
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	クレンザー
成分	研磨材(87%) 界面活性剤(5% 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム) アルカリ剤 漂白剤
液性	弱アルカリ性
用途	適するもの ・ 台所用 流し台、調理器具、食器 ・ 浴室用 浴槽(ステンレス) ・ トイレ用 衛生陶器 適さないもの ・ 漆器 ・ 金銀等の貴金属製品
正味量	400g
使用上の注意	・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 万一目に入ったりした場合には、こすらずに水で洗い流す旨 ・ 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後水でよくすすぐ旨 ・ 飲み込んだ場合の応急処置方法を記載すること ・ 用途外に使用しない旨
	〇〇×株式会社 東京都千代田区〇〇町×番地 TEL 03-9999-9999



台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：その他の磨き剤

定義

- 研磨材、有機溶剤、脂肪酸及び界面活性剤その他の添加剤から成り、つや出し及び研磨の用に供せられるものをいう。
- 台所用、住宅用又は家具用に使われるもので、研磨材を含むものに限る。



1 品名

- その品名の中に「磨き剤」の用語を用いて表示する(例:「金属磨き剤」「ガラス磨き剤」等)。



2 成分

- 研磨材は「研磨材」の用語を用いて表示し、その用語の次に括弧書きでその含有率を付記する(許容範囲は、表示値の±3以内)。
- 研磨材の種類は、次に掲げる種類の名称を示す用語を用いて含有率の表示の次に付記することができる。
 - ① けい酸アルミニウム系珪物 ② けい酸系珪物 ③ 炭酸カルシウム系珪物 ④ アルミナ系珪物
- 脂肪酸は「脂肪酸」の用語を用いて表示する。
- 有機溶剤は「有機溶剤」の用語を用いて表示する。
- 研磨材、脂肪酸又は有機溶剤以外の成分を配合しているものについては、その成分の名称を示す用語を用いて付記することができる(水、香料等)。
- 界面活性剤を含有するものは「界面活性剤」の用語を用いて表示する。



3 用途

- その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
- 住宅用の磨き剤であれば、住宅のどの部分に使えるのかを明確に表示する必要がある。
- 使用できないものについても明確に表示することが望ましい。



4 正味量

- 計量法第12条(特定商品の計量)及び第13条(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記)に規定する特定物象量の表記に準ずる。
- この場合の単位は、キログラム単位、グラム単位、リットル単位、ミリリットル単位のいずれかで表示しなければならない。



5 使用上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示する。ただし、該当しない場合は省略できる。
 - イ) 子供の手が届くところに置かない旨。
 - ロ) 万一目に入った場合には、こすらずに直ちに水で十分洗い流す旨。
 - ハ) 火気のあるところでは使用しない旨(引火点が40℃以下のものに限る)。
 - ニ) 用途外に使用しない旨。



6 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

参 考

- 計量法
- JIS K0067(化学製品の減量及び残分試験方法)
- JIS K3304(石けん試験方法)
- JIS K3362(家庭用合成洗剤試験方法)
- JIS Z8802(pH測定方法)

表示例

品名	金属磨き剤
成分	研磨材 (9.8% アルミナ系珪物) 界面活性剤 脂肪酸 有機溶剤
用途	適するもの 仏具、ドアの取手、ステンレス流し台、 アルミサッシ、ガスレンジ 適さないもの 金銀等の貴金属製品、メッキ製品
正味量	100g
使用上の注意	・ 子供の手が届くところに置かない旨 ・ 万一目に入ったりした場合には、 こすらずに水で洗い流す旨 ・ 用途外に使用しない旨

〇〇×株式会社
東京都千代田区〇〇町 × × 番地
TEL 03-9999-9999



接着剤

定義

- 同種又は異種の物体を張り合わせるために使用される物質。
- 動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く。



1 種類

- その種類を示す用語を用いて、適正に表示する。
- 表1に掲げられている種類にあてはまるものは、それぞれ種類を示す用語を用いて表示する。



2 成分

- 主要な成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示する。
- その成分が表2に掲げる成分の種類の名称を示す用語に該当する場合は、それぞれ成分の種類の名称を示す用語を用いて表示する。その成分の種類の名称を示す用語ごとに括弧書きでその含有率を示す数値を%で付記する。

●ただし、その成分に有機溶剤を含むときは「有機溶剤」の用語に括弧書きでその合計の含有率を示す数値を%で付記し、表中の成分が含まれる場合は、表2の用語を列記する。



3 毒性

- 毒物及び劇物指定令第2条(劇物)に指定されている劇物を使用している場合に限り、「劇物含有」と表示する。



4 用途

- 当該接着剤による接着に適する用途もしくは材料又はその両方を適正に表示する。
- 適する用途又は材料であっても種類によっては接着できない材料がある場合は、これを適正に表示する。



5 正味量

- グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする(許容範囲は、表示値の-3%以内)。



6 取扱い上の注意

- 次に掲げる事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。該当しないことが明らか場合には表示を省略することができる。
 - イ) 子供の手が届かないところに置き、いたづらをしないよう注意する旨。
 - ロ) 接着用以外には使用しない旨。
 - ハ) 使用に際しては、換気を良くする旨。
- 有機溶剤を含んでいるので有害であり蒸気を吸わないよう注意する旨(有機溶剤を含有するものに限る)。
- 人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を行う旨(具体的な応急処置の方法や消費者に有用な情報(お客様相談電話等)を追加することが望ましい)。



7 表示者名等の付記

- 表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。



表示方法等

- 最小販売単位ごとに、その容器又は包装等、消費者の見やすい箇所に分かりやすく表示する。
- 毒性及び取扱い上の注意については、容器本体に表示することが望ましい。
- 小さなタイプの接着剤(正味量15mℓ以下のチューブ入りのもの及び正味量30mℓ以下の瓶入りのもの)は、「毒性」及び「取扱い上の注意」に係る表示のみを見やすいように本体に記載して表示することができる。

参 考

- 毒物及び劇物取締法
- 毒物及び劇物指定令
- 毒物及び劇物取締法施行規則
- JIS S6040(一般工作用接着剤)

表1 種類を示す用語

種類	種類を示す用語 表示名
水性形	水性形接着剤
溶剤形	溶剤形接着剤
熱溶融形	熱溶融形接着剤
化学反応形	化学反応形接着剤

表2 成分の種類を示す用語

成分	成分の種類の名称を示す用語 表示名
合成樹脂	1 酢酸ビニル樹脂
	2 エチレン・酢酸ビニル樹脂
	3 塩化ビニル樹脂
	4 エポキシ樹脂
	5 ウレタン樹脂
	6 スチロール樹脂
	7 アクリル樹脂
	8 ポリアミド樹脂
	9 シアノアクリレート
セルロース	セルロース
合成ゴム	1 ニトリルゴム
	2 スチレン・ブタジエンゴム
	3 クロロプレンゴム
有機溶剤	1 アセトン
	2 ノルマルヘキサン
	3 イソヘキサン
	4 シクロヘキサン
	5 酢酸ブチル
	6 エタノール
	7 イソプロパノール

表示例

種類 溶剤形接着剤
 成分 塩化ビニル樹脂 (25%)
 ウレタン樹脂 (10%)
 有機溶剤 (65%)
 アセトン、酢酸ブチル、
 メチル・イソブチルケトン
 用途 皮革、布、紙、軟質ビニル、
 硬質プラスチックゴム
 (シリコンゴムには使用不可)

正味量 25g

取扱い上の注意

- ・子供の手が届かない所に置き、いたづらをしないよう注意する旨
- ・接着用以外には使用しない旨
- ・使用に際しては、換気を良くする旨
- ・有機溶剤を含んでいるので有害であり蒸気を吸わないよう注意する旨
- ・人体に影響を及ぼすことが想定される場合には応急処置を適正に行う旨

〇〇××株式会社
 東京都千代田区〇〇町××番地
 TEL 03-9999-9999

繊維製品

合成樹脂加工品

電気機械器具

雑貨工業品

接着剤

雑貨工業品

住宅用又は家具用のワックス



定義

天然ろうや合ろう又は合成樹脂あるいはシリコンを主成分としたつや出し及び保護剤である。

1 品名

●その用途を適切に表現した用語に「ワックス」の用語を付して表示する。

2 成分

●その含有率が1%以上の主要成分(水を含む)について、一般的な名称によりその成分の名称を表示する。
●一般的な名称の例として、「ろう」「油脂」「有機溶剤」「合成樹脂」「シリコン」「水」がある。なお、有機溶剤、合成樹脂については、併せてその具体的な種類を表示することが望ましい。

3 種類

●その種類を示す用語を用いて適正に表示する。
●その種類が次の表に掲げる種類の場合は、それぞれ同表に掲げる種類を示す用語を用いて表示する。合成樹脂を主成分としたものは、種類を示す用語の次に括弧書きで「樹脂系」の用語を用いて表示する。

種類	種類を示す用語 <small>表示名</small>
ろう、油脂、合成樹脂などと有機溶剤を水に乳化したもの	乳化性
ろう、油脂、合成樹脂などを水に溶解、乳化または可溶化したもの	水性
ろう、油脂、合成樹脂などを成分とするもので前2項に掲げるもの以外のもの	油性

4 用途

●その用途を適切に表現した用語を用いて表示する。
●使用できない材質についても表示することが望ましい。

5 正味量

●グラム単位もしくはキログラム単位又はミリリットル単位もしくはリットル単位による(許容範囲は、表示値の-3%以内)。

6 使用量の目安

●使用の適量について具体的に分かりやすく表示すること。
●「使用量の目安」として、事業者が製品の特性に合わせた表示を行うことができる(例:1袋(小袋)で〇〇平方メートル塗れます)。

7 使用上の注意

●危険、事故の応急処置、室内環境面の配慮等の必要事項を製品の品質に応じて適切に表示する。
●例えば、有機溶剤を含むようなワックスでは「塗布する際、火気に注意すること」や「万一飲み込んだ場合の処置」「密閉した室内で塗布すると有機溶剤が揮発して危険」等。

8 表示者名等の付記

●表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記し、責任の所在を明確にする。

表示方法等

●最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく表示する。

表示例

品名 床用ワックス
用途 化学タイル、クッションフロア、塗装木質床等の床材の保護とつや出し
白木には適しません。
種類 水性(樹脂系)
成分 合成樹脂、水
正味量 1ℓ
使用量の目安 1㎡あたり12g
使用上の注意
・危険、事故の応急処置に関する事
・室内環境面の配慮に関する事

〇〇××株式会社
東京都千代田区〇〇町××番地
TEL 03-9999-9999

取扱表示

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる (排気温度上限80℃)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる (排気温度上限60℃)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例: 「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など



特別注意事項の表示

101ページ 雑貨工業品:合成洗剤 105ページ 雑貨工業品:住宅用又は家具用の洗淨剤(酸性タイプ)

- 表示が義務づけられているのは、定められた試験(酸性タイプ)で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品である。
- 次に掲げる表示事項を表示する。
- 容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の目立つ箇所に記載する。

まぜるな危険

・枠囲い(白地)が必要。
・「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで28ポイント以上、「危険」の文字は赤色で42ポイント以上とする。

酸性タイプ

・枠囲いが必要。文字は赤系色で表示すること。
・文字の大きさは「使用上の注意」の文字より8ポイント以上大きくすること。
・容器、ラベル等の色により目立たない場合は、ラベルや枠内の色を変える等、目立つように工夫すること。

塩素系の製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨

・枠囲いが必要。
・「塩素系」「危険」の文字は赤系色とし、文字の大きさは「使用上の注意」より4ポイント以上大きくすること。それ以外の文字は「使用上の注意」より1ポイント以上大きくすること。

105ページ 雑貨工業品:住宅用又は家具用の洗淨剤(塩素系)

70ページ 雑貨工業品:衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

106ページ 雑貨工業品:台所用、住宅用又は家具用の磨き剤:クレンザー

- 表示が義務づけられているのは、定められた試験(塩素系)で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品である。
- 次に掲げる表示事項を表示する。
- 容器ごとに、商品名の記載のある面と同一の目立つ箇所に記載する。

まぜるな危険

・枠囲い(白地)が必要。
・「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁取りで28ポイント以上、「危険」の文字は赤色で42ポイント以上とする。

塩素系

・枠囲いが必要。文字は黄系色で表示すること。
・文字の大きさは「使用上の注意」の文字より8ポイント以上大きくすること。
・容器、ラベル等の色により目立たない場合は、ラベルや枠内の色を変える等、目立つように工夫すること。

・酸性タイプの製品と一緒に使う(まぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨
・目に入った時は、すぐに水で洗う旨
・子供の手に触れないようにする旨
・必ず換気を良くして使用する旨

・枠囲いが必要。
・「酸性タイプ」「危険」の文字は赤系色とし、文字の大きさは「使用上の注意」より4ポイント以上大きくすること。それ以外の文字は「使用上の注意」より1ポイント以上大きくすること。

Q1

家庭用品に原産国を表示するの必要はありますか？
家庭用品に原産国を表示する場合は、どのようにすればよいのですか？



A1

原産国表示 について



「家庭用品品質表示法」上では、家庭用品について原産国を表示することは義務づけられていません。原産国を表示する場合の基準も定められていません。

商品の原産国の表示については、「景品表示法」(不当景品類及び不当表示防止法 [昭和37年法律第134号])上、「商品の原産国に関する不当な表示」(昭和48年公正取引委員会告示第34号)において一定の基準があります。

消費者庁表示対策課

Tel.03-3507-8800(代表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/representation_regulation/case_005/

Q2

家庭用品品質表示法の対象商品を日本に輸入して販売したいのですが、家庭用品品質表示法に基づく表示は必要ですか？



A2

輸入商品に関する表示 について



日本国内で一般消費者に対し対象商品の販売を行う場合は、家庭用品品質表示法に基づいた表示が必要です。

また、表示者名、連絡先の表示については、表示内容に責任を持てるところが表示者になりますので、すなわち、日本国内に営業拠点のある事業者(輸入事業者、販売業者、表示業者のいずれか)ということになります。

さらに、消費者に見やすく分かりやすい表示が必要ですので、表示言語は日本語になります(ただし、繊維規程の指定用語である“COTTON”“WOOL”等は除きます)。

Q3

平成29年3月の雑貨工業品品質表示規程等の改正で、「蓋」、「籠」等の用語がひらがなから漢字に変更されましたが、従来どおり、「ふた」、「かご」と表示することに問題になりますか？



A3

漢字表記 について



指定用語以外の表示については、消費者にとって分かりやすい表示であれば、ひらがなで表示しても問題ありません。

Q4

表示部分の大きさ、文字の大きさは決められていますか？



A4

表示方法 について



表示部分の大きさ、文字の大きさに関する決まりはありません。しかし、消費者が容易に確認できる表示を行ってください。

ただし、「合成洗剤」「住宅用又は家具用の洗浄剤」「漂白剤」「クレンザー」等の一部商品については、「特別注意事項の表示」として枠を設け、文字の色、文字の大きさ等について決められているものがあります。本ガイドブックの各品目のページにおいて指示されていますので、確認してください。

Q5

表示者名は、略称でもよいですか？



A5

表示者名の記載 について



表示者名の記載は、社名・団体名は法人登記された正式名称で記載してください。商標やブランド名は認められていません。ただし、「株式会社」を(株)、「有限会社」を(有)と省略することは認められています。

また、連絡先として「住所又は電話番号」となっていますが、住所と電話番号の両方を表示してもよいです。ただし、住所は都道府県名から、電話番号は市外局番から表示してください。電話番号はフリーダイヤルも認められていますが、FAX、PHS、携帯電話は認められていません。

Q6

業務用品は表示の対象となりますか？



A6

業務用品の表示 について

業務用を目的とした品物については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、業務用であっても、ホームセンターなどで一般消費者に対して販売する可能性がある商品については表示が必要となります。

Q7

非売品（ふろくやプレゼントなど）は表示の対象となりますか？



A7

非売品 について



非売品については、「家庭用品品質表示法」の対象外です。しかし、非売品であっても、一般消費者に対して販売をする可能性がある商品については表示が必要となります。

家庭用品品質表示法

「家庭用品品質表示法」はここに定められているとおりです。

なお、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の各規程等については、
ホームページにてご覧いただけます。

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/law/law_01.html

(昭和37年5月4日 法律第104号)

改正	昭和	48年	6月	6日	法律第	31号
	昭和	59年	5月	1日	法律第	23号
	平成	8年	5月	22日	法律第	44号
	平成	11年	7月	16日	法律第	87号
	平成	11年	12月	22日	法律第	160号
	平成	11年	12月	22日	法律第	204号
	平成	21年	6月	5日	法律第	49号
	平成	23年	6月	23日	法律第	70号
	平成	23年	8月	30日	法律第	105号
	平成	23年	12月	14日	法律第	122号

(目的)

第一条 この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。

一 一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

二 前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの

2 この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。第四条第一項において同じ。）の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。

(表示の標準)

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

(指示等)

第四条 前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者（以下「違反業者」と総称する。）があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（違反業者が販売業者（卸売業者を除く。）である場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣

二 経済産業大臣 内閣総理大臣

3 内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。

(表示に関する命令)

第五条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第六条 内閣総理大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならない。

第七条 内閣総理大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、内閣総理大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

第八条 前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、内閣総理大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により内閣総理大臣がしたものとみなす。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行う者であると認めるときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次項の規定により認可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

4 第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、内閣府令で定める方法によらなければならない。

5 第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。

(命令の変更又は取消し)

第九条 内閣総理大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(命令の要請)

第九条の二 経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該命令をするを要請することができる。

(内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出)

第十条 何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者（卸売業者を除く。）に係るものである場合に於ては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。

(消費者委員会への諮問)

第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。

第十二条 削除

第十三条 削除

第十四条 削除

第十五条 削除

第十六条 削除

第十七条 削除

(手数料)

第十八条 第七条の規定による表示をするを求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者（内閣総理大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。

(報告及び立入検査)

第十九条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権

限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣

二 経済産業大臣 内閣総理大臣

(独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査)

第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(機構に対する命令)

第二十一条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(権限の委任)

第二十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

(都道府県又は市が処理する事務)

第二十四条 前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。

(罰則)

第二十五条 第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項の規定に違反した者

二 第十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十八条 第二十一条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

家庭用品品質表示法

検索

家庭用品品質表示法について、各品質表示規程や解説、表示例等を、消費者庁のホームページでも確認できます。

アドレス …→ http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/

消費者庁

▼ 本文へ ▶ 採用情報 ▶ 申出・問合せ窓口 ▶ English 文字サイズ 標準 大

トピックス一覧 新着情報一覧 報道資料一覧 サイト内検索 検索

テーマ別メニュー 消費者庁について お知らせ 政策 法令 刊行物

消費者庁ホームページ > 政策 > 政策一覧（消費者庁のしごと） > 表示対策 > 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法 (トップ)	法律の概要	施行令・規則	製品別品質表示の 手引き	表示対策
パンフレット・書籍	よくある質問	インフォメーション	新しい洗濯表示	<ul style="list-style-type: none"> 食品表示等問題対策専用ページ 改正景品表示法に基づく政令・指針専用ページ 景品表示法 景品表示法の相談・被疑情報の受付窓口 家庭用品品質表示法 住宅品質確保法 消費税転嫁対策特別措置法 その他の情報提供

「家庭用品品質表示法」は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。

お知らせ

2017年3月30日 ▶ 家庭用品品質表示法施行規則の一部改正及び繊維製品・合成樹脂加工品・電気機械器具・雑貨工業品の各品質表示規程の全部改正について更新しました

2017年3月27日 ▶ 家庭用品品質表示法施行規則等の改正について[PDF: 200KB]

2016年11月4日 ▶ 家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について～衣類等の洗濯表示が変わります～[PDF: 593KB]

▶ 法令改正状況～過去のお知らせ～

製品別品質表示の手引き

繊維製品

- ▶ 繊維製品品質表示規程
- ▶ 製品別品質表示の手引き
- ▶ 洗濯表示（平成28年12月1日以降）
- ▶ 繊維製品一覧表

合成樹脂加工品

- ▶ 合成樹脂加工品品質表示規程
- ▶ 製品別品質表示の手引き
- ▶ 合成樹脂加工品一覧表

電気機械器具

- ▶ 電気機械器具品質表示規程
- ▶ 製品別品質表示の手引き
- ▶ 電気機械器具一覧表

雑貨工業品

- ▶ 雑貨工業品品質表示規程
- ▶ 製品別品質表示の手引き
- ▶ 雑貨工業品一覧表

各規程や最新情報が
確認できます！





消費者庁または経済産業省、お近くの
経済産業局にお問い合わせください。



消費者庁 表示対策課

〒100-8958 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
TEL **03-3507-8800** (代表)

経済産業省 製品安全課

〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1
TEL **03-3501-1511** (代表)

北海道経済産業局 製品安全室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎
TEL **011-709-2311** (直通)

東北経済産業局 製品安全室

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 (B棟)
TEL **022-221-4918** (直通)

関東経済産業局 製品安全室

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL **048-600-0409** (直通)

中部経済産業局 製品安全室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL **052-951-0576** (直通)

近畿経済産業局 製品安全室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL **06-6966-6098** (直通)

中国経済産業局 製品安全室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
TEL **082-224-5671** (直通)

四国経済産業局 製品安全室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎
TEL **087-811-8526** (直通)

九州経済産業局 製品安全室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館
TEL **092-482-5523** (直通)

沖縄総合事務局 商務通商課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL **098-866-1741** (直通)



家庭用品品質表示法 ガイドブック

